752
222

世界大戰時ニ於ケル

英吉利傷痍軍人並遺家族保護對策

社會事業研究所編

0040249000

0040249-000

752－222

世界大戦時に於ける英吉利傷痍軍人並遺家族保護対策

社会事業研究所・編

社会事業研究所

昭１３

AGI

752
222

世界大戰時
に於ける

英吉利傷痍軍人並遺家族保護對策

財團法人中央社會事業協會
社會事業研究所

752
222

例言

今次勃發せる支那事變が、豫期せざる事態の發展を示すに至るや、本研究所は、長期に亘る事變に依つて惹起せらるべき國民生活の調整に深き關心を示し、特に事變中並びに其後に於ける社會事業對策を確立するの緊要なるを認め、之が研究に着手した。

社會事業對策の樹立に關しては、其の範圍を

一、傷病兵保護對策　二、軍人遺家族保護對策　三、老齢者保護對策

四、失業者保護對策　五、母性保護對策　六、兒童保護對策

七、國民保健及疾病に關する對策

に區分し、之が爲め先づ其の先例を檢討するの必要を認め、歐州大戰當時各交戰國に於ける社會事情及び之に對する保護對策並本邦に於ける明治以降に於ける軍事扶助事業に關する調査研究を開始した。

本冊子は右の中、世界大戰時に於けるイギリスの採つた傷痍軍人並に遺家族保護對策を取扱つたものである。利用し得べき資料の制約から全體を通じて精粗必ずしも一樣でないが、何等かの參考に資すれば甚幸である。

昭和十三年三月

中央社會事業協會社會事業研究所

世界大戰時に於ける英吉利傷痍軍人並遺家族保護對策

目次

緒言……一
第一章　大戰初期に於ける保護對策樹立の準備……四
第一節　大戰參加當初に於ける保護施設……四
第二節　陸海軍人保護對策特別委員會の任命とその報告……九
一　下院陸海軍人保護對策特別委員會の任命……九
二　恩給增額に關する勸告……一二
三　法定委員會設置に關する勸告……一五
第三節　マレー委員會の報告……一七
第四節　一九一五年陸海軍戰時恩給法……二四
一　法定委員會設置に關する議會の討論……二四
二　一九一五年陸海軍戰時恩給法……二九

第五節　傷痍軍人並に遺家族保護施設……二三
第二章　法定委員會の任命と地方委員會網の組織……四〇
第一節　法定委員會並に地方委員會の任命……四〇
第二節　補助給與金に關する命令……四三
第三節　傷痍軍人保護の一般原則……四七
第四節　醫療施設……五二
第五節　再教育施設……五六
第六節　就職斡旋施設……五九
第七節　地方委員會の活動と重要性……六一
第八節　法定委員會の業績……六四
第三章　恩給省の創設……六六
第一節　恩給省の創設……六六
第二節　法定委員會の解散と特別給與金委員會の任命……六九
第三節　恩給の改正……七〇
一　一九一七年の恩給改正……七〇
二　一九一八年の恩給改正……八〇
第四節　補助給與金に關する命令……八一
第五節　醫療及び再教育施設……八四
一　醫療に關する施設……八五
二　再教育に關する施設……八六
第四章　大戰後の新情勢に對應する保護施設の擴充……九一
第一節　恩給行政機構の改革……九一
第二節　恩給の增額……九六
第三節　再教育施設……九九
第四節　自發的協力に依る「國民計畫」の實施……一〇四
附錄　一般戰時救護施設……一一九

目次終り

緒言

世界大戰に依る傷痍軍人の保護と、それに隨伴して出征軍人家族並に戰死者遺族の保護のためにイギリスの採つた保護對策を、その發展の經過に從つて叙述するのが本冊子の目的である。

世界大戰は周知の如く、一九一四年七月に始まり一九一八年十一月に終つた。イギリスが大戰に參加したのは一九一四年八月四日であるが、兎に角前後五ケ年の長期間に亘り、歐洲のみならず、その名の示す如く殆んど全世界を交戰國として闘はれた。加ふるに、近代科學の應用に依るあらゆる最新式武器が到る處の戰線に於てその猛威を逞うした。これ等の事實に徴して、世界大戰に依つて惹起された各種の社會問題——別して我々の當面の對象たる傷痍軍人並に遺家族保護の問題が如何に大きな社會問題であつたかゞ親知せられる。世界大戰に依るこれらの問題の解決のために、交戰各國政府は戰爭遂行の目的からも、又銃後國民生活の安定を圖る上からも、戰時中を通じ、又戰後數ケ年に亘つて、夫々の國情に適應した萬全の對策を講ずべくあらゆる努力が行はれた。併しながら、その採られた保護對策は決して大戰勃發の當初から確立されたのではない。戰線の擴大と長期化に依る新情勢の展開に伴ひ、戰後の急迫せる狀態に應じて、絶えずその對策は變更を加へられ、その規模が次第に擴大されたのである。このことは特にイギリスに現はれた保護對策についていへる。

イギリス國民は傳統を重んじ、保守を尊び、物に動ぜず、何事につけても石橋を叩いて渡る國民である。この國民性は、その採られた傷痍軍人の保護對策の上にも遺憾なく發揮された。常に變化する情勢に應ずると共にその新情勢の當

面要求する範圍を出でない限りの對策が講ぜられたのみならず、その必要が緊急迫らざる限りは積極的な對策に出でなかつた。一言を以ていへば、極めて愼重であつたと評することが出來る。後述する如く、性急な國民には焦躁を感ずる程に、その時々の對策が當面の要求に應ずる消極的・不徹底なものであつたために、戰時中から戰後を通じて、積極的な擴大充實の方向に向つてゐはあるが、その對策には情勢の進展に從つて可成りな變遷があつた。勿論これには、國民の自發的活動を尊ぶイギリスの傳統的思想から、政府の對策が動もすれば消極的に流れた理由にも依るであらう。

從つて、單に大戰中並に戰後を通じて採られた具體的對策のみでなく、その背後にある觀念と共に、それらの對策が採用實施された經過を辿ることに依つて、一層よくその對策に現はれた問題と意義とを見出すことが出來る。

右の樣な觀點から、世界大戰中並に戰後に於けるイギリスの傷痍軍人並に遺家族保護對策は凡そ次の四つの時期に分けて考察することが出來る。

第一期　大戰參加より一九一六年一月法定委員會設置に至る一年五ヶ月は、謂はゞ、政府の保護對策の論議の時代であり、準備の時期である。特に傷痍軍人並に遺家族の保護對策について勸告するために、下院に陸海軍人保護對策特別委員會が任命され、その勸告に基いて恩給の增額が行はれたが、この時期に於ては、傷痍軍人並に遺家族に對する保護施設は、主として旣存又は新設の民間團體の献身的な自發的努力に依つて與へられた。

第二期　法定委員會が一九一七年一月恩給省に取つて代られる迄の、最も華々しく活躍した一年間に相當する。この一年の間に、法定委員會は種々の惡條件の下にあるにも拘らず、傷痍軍人に對する醫療、再教育、及び就職斡旋等に關する一般原則を樹立し、その確立された保護對策を實施するために全國に地方委員會の組織網を布いた。

第三期　恩給省の創設から一九一八年十一月休戰條約が締結される頃迄の約二ヶ年がこの時期である。從來海軍省、陸軍省、チェルシー傷兵院委員會、法定委員會等の機關に分掌されてゐた、傷痍軍人並に遺家族の保護に關する行政事務が、恩給省の新設に依つて綜合統一された。一九一七年と一九一八年の二回に亘り恩給が改正せられ、恩給査定原則上の變更に依つてその面目を一新したのみでなく、恩給の給與と醫療並に再教育とが實明に結ばれ、必要と認められる醫療又は再教育を受ける者に對しては種々恩給上の特典が與へられることゝなつた。

第四期　大戰終了後の大量の退役傷痍軍人に直面して、これが迅速適正な處置を講ずるため、恩給行政上の改革が行はれ、傷痍軍人の再教育並に就職斡旋に關する保護施設は一九一九年八月から勞働省に移管された。勞働省は退役傷痍軍人の就職問題の解決を圖るために、國民の自發的協力に依る所謂「國民計畫」の制度を實施し、次いでこの制度に改造を加へて地方分權化し、國民名簿全國評議會並に地方委員會を設置して大規模な全國的運動を開始した。

第一章　大戰初期に於ける保護對策樹立の準備

第一節　大戰參加當初に於ける保護施設

世界大戰勃發以後に於けるイギリスの傷痍軍人並に遺家族の保護對策を叙述するのが本稿の目的であるが、それに先立つて、大戰參加直前乃至は當初に存在してゐた國家並に民間の保護施設の狀況を瞥見することは、その後に計畫實施された保護對策の經過と、その問題とをより正當に理解評價する上に肝要であると思はれる。依つて、先づ最初に極く簡單にその概略に觸れて見たいと思ふ。

一九一四年八月四日ドイツに對し宣戰を布告した當時のイギリスに於ては、他の諸外國と同樣、傷痍軍人並に遺家族に對する國家の保護施設は、極めて少額なる傷痍恩給、遺族扶助料及び不在手當の給與と、傷痍のため義肢を必要とする者には夫々適切な義手義足が支給され、他に收容保護を希望する者に對しては陸軍々人を收容するチェルシー傷兵院(Chelsea Hospital)(註一)が存在するに過ぎなかつた。

恩給は陸、海軍に依つて支給額が相違してゐた。

〔陸軍恩給〕

陸軍に於ける最下級の兵士(註二)に對する傷痍恩給及び遺族扶助料は左の如くである（以下特に將校と斷らない場合はすべて兵士を指す）。

（イ）　傷痍恩給

戰鬪又は軍務の遂行中に受けた傷痍又は日射病のため、若くは軍務に基因する失明又は直接並に全然軍務に基因する疾病のため、軍務に堪えざる者として除隊された者は、その傷痍の程度、勤務年數、勤務狀況その他に應じて次の終身恩給が給與される。

全身傷痍の者　一週十志六片から十七志六片

一部傷痍の者　一週三志六片から十志六片

右の傷痍又は疾病以外の、軍務に基因する傷痍を受けた者にして少くとも十四ヶ年間勤務した兵士は、右の場合と同樣の終身恩給が支給される。

勤務年數十四ヶ年以下の者にして左の疾病に罹り又は傷痍を受けた者は、その生計獲得の能力、勤務年數及び勤務狀況に應じて一時恩給が給與される。

風土病　一週三志六片から七志

最初に揭げた以外の傷痍又は疾病　一週三志六片から四志八片

除隊後生計獲得能力のないことを發見した者には、除隊の際に適用し得る率を越えない率で恩給が與へられる。尙輕微なる永久的傷痍を受けた者は、恩給の代りに百磅を越えざる一時賜金が交付される。

（ロ）遺族扶助料

軍務遂行中に戰死した者、又は軍務遂行中に受けた傷痍のため傷痍を受けてから七年以内に死亡した者、又は從軍中に生じたと醫學的に證明される疾病のため除隊後七年以内に死亡した者の寡婦は、一週十志の扶助料を給與される。寡婦の子に對する扶助料は一人に付き一週二志である。

〔海軍恩給〕

海軍に於ては、傷痍恩給は左の如く幾分低額であるが、寡婦及び子女扶助料は陸軍と全く同額である。

全身傷痍の者　一週十志六片から十四志

一部傷痍の者　一週三志六片から十志六片

尙陸軍と同樣、勤務年數及び勤務狀況その他に應じて恩給額の相違がある上、更に海軍の規定では、善行章及び賞牌の所持者に對しては幾らかの增額が行はれる。

下士官兵に對する恩給の給與は、陸軍に於ては、チェルシー傷兵院委員會（Board of Commissioners of Chelsea Hospital）（註三）がこれを管掌し、勅許（Royal Warrant）の定めた範圍内に於て、委員會が上述の條項に基き獨自の判斷で個人の恩給額を決定するのである。更に委員會には南阿戰爭の時以來、右の規定に依る兵士の恩給に一週三志六片を追加する權限が附與せられた。（註四）將校及び寡婦その他の家族に對する恩給並に扶助料の給與は陸軍省自らの管掌に屬してゐた。

海軍ではすべて海軍省自らが直接に傷痍軍人並に遺族に對する恩給並に扶助料の給與を行つた。

右の如く、大戰直前に於ける（事實は大戰勃發後の一ケ年餘に於ても）傷痍軍人並に遺家族に對する恩給の給與は極めて少額であり、到底これ丈けの給與を以てしてはその生計を維持するには不充分であつた。一體、大戰前のイギリスに於ては、國家自らが傷痍軍人並に遺家族の保護に對する責任を負ふといふよりも寧ろ、主としてこれらを個人又は民間團體の自發的施設と財政的扶助とに任してゐた。而もその背後には、國家の支給額が尠ければ、それ丈け多くの個人又は民間團體の補助的扶助と活動とを期待してゐたのである。勿論、この考へ方はイギリス國民の國民性に由來する傳統的思想であるが、この考へ方が世界大戰を一轉機として原則的に廢棄され、國家の責任に依る傷病兵の出來得る限り完全なる復活が、傷痍軍人保護對策の基本觀念となるに至つたことは、後述の通りである。

さて大戰前より存在してゐた主要なる民間の銃後後援團體には陸海軍人家族協會（Soldiers and Sailors' Families Association）及び陸海軍人扶助會（Soldiers and Sailors' Help Society）があつた。共に南阿戰爭の終頃に設立された團體であつて、恩給の交附が決定される迄の間の生活扶助や恩給丈けで生活し得ない者に對する補助の外、身上その他生活萬般の相談指導に當つてゐた。特に陸海軍人扶助會は南阿戰爭後一九〇四年に一般勞働市場の競爭に堪え得ない重傷者を收容する工場を開設した。これが後に所謂「ロバート卿記念工場」として廣く知らるゝに至つたものである。この工場は訓練よりは就職、卽ち訓練に依りて或る職業への能力を充分に恢復し得る見込のある者よりも、寧ろ競爭に堪え得ない重症者に對する雇傭施設であつた。

尙直接傷痍軍人の保護を目的とする施設ではないが、應募して戰線に出動してゐる兵士の大多數は一九一一年の國民健康保險法（National Health Insurance Act of 1911）に依る國民健康保險に加入してゐるので、勤務中傷害を受け

た場合には、本法に依つて扶助料を受ける資格があるのである。通常の場合、一週十志二十六週間の給付が與へられる。それ以後は、全然癈疾である限り七十歳迄一週五志の扶助料が支給される。有資格となるには、加入してから百四週間經つて居り、百四回醵金してゐることが必要である。國民健康保險法の適用を受けない者に對しては陸海軍保險基金(Army and Navy Insurance Fund)に加入が許される。この方は國民健康保險よりも幾分條件が良好である。といふのは、陸海軍保險基金に在つては陸海軍が醵金の半分を支出するのに對して、國民健康保險の方は雇主が七分の三を支出するのである。

註一　チェルシー傷兵院(詳しくは Royal Hospital for Soldiers at Chelsea)は一六八一年パリー傷兵院に倣つてチャールス二世が建設したものである。傷兵院に收容保護されてゐる者を in-pensioner と稱する。これに對して家庭に在つて傷痍恩給を受けてゐる者を out-pensioner といふ。現在チェルシー傷兵院に收容を希望する者は out-pensioner であつて五十五歳以上の者でなければならぬ。退院して out-pensioner に復歸することは自由であるが、一旦退院した者は特別の理由なき限りは再び in-pensioner となることは許されない。又收容希望者は自分で世話の出來る者でなければならない。

海軍々人に對しても一六九五年ウイリイアム三世が建設し、一七〇五年に事業を開始したグリーニッチ傷兵院(Greenwich Hospital)があるが、一八六九年から新入者を收容してゐない。

註二　最下級の兵士とは白人の troopers, privates, gunners, drivers, sappers, pioneers in the Royal Engineers を指していふ。

註三　抑々戰傷病兵に對する恩給制度が實施されたのは、當時チェルシー傷兵院に被收容資格ある戰傷病兵を全部收容する丈けの部室がなかつたためである。そんな譯で自然恩給給與の責任がチェルシー傷兵院委員會に委ねられることになつた。現在でも恩給省の所管たる世界大戰及び以前の戰爭に依る傷痍恩給以外の傷痍恩給その他はチェルシー傷兵院委員會で取扱れてゐる。

註四　當時の恩給率は一八六四年に定められたものであるが、五十年來一八九九年以後に一週三志六片を追加する權限がチェルシー傷兵院委員會に附與されたのみである。大戰當初、陸軍省が現行制度に對するチェルシー傷兵院當局の見解を求めた時に、この三志六片を兵士のみに限らず、すべての下士官兵に適用すれば充分であることを建言した。但し大家族の者については他の財源から補助を與へるべきであると考へた。

第二節　陸海軍人保護對策特別委員會の任命とその報告

一　下院陸海軍人保護對策特別委員會の任命

既に一九一四年九月の第二週から第一回の戰傷除隊兵が現はれた。下院では八月三十一日の夜半過ぎからグリーンウッド氏、キンロッホクック卿、バーンズ氏等の議員が起つて現行恩給率の增額を政府に要求した。初め戰爭が斯程迄に擴大長期化するとは思はれなかつたので、政府に於ては恩給率の增額に對して餘り氣が進まなかつたが、議會の熾烈なる要求に動かされて、漸く同年十一月十一日議會再開後、政府の成案たる Scheme of Allowances and Pensions in respect of Seamen, Marines, and Soldiers, and their Wives, Widows and Dependents を議會に提出した。(註一)

政府の提案は現行の恩給に對する實質的な增額ではあるが、然し政府の企圖する程度の增額では各派の議員を滿足さすに至らなかつた。そこで、一九一四年十一月十八日「今次の戰爭に依つて生ずる傷痍又は疾病のため癈疾となつた陸海軍將兵、及び戰歿將兵の寡婦、孤兒及びその他の家族に對する恩給並に給與金制度を、更に又妻子その他の家族に對する現行の不在手當制度が改正さるべきや否や、又若し改正さるべきならば、如何なる仕方で改正すべきかを考究する」

ため、政府並に各派議員の代表者より成る「陸海軍人保護對策特別委員會」"Select Committee on Naval and Military Services (Pensions and Grants)" が任命せらるゝことゝなつた。

かくて翌十一月十九日にロイド・ヂョーヂ（大藏大臣）マッケナー（内務大臣）、オースチン・チェンバレン（前大藏大臣）、ボーナー・ロー（政府案反對派の首領）、バーンズ（勞働黨を代表）及びオーコナー（愛蘭黨を代表）の六氏が特別委員會委員に任命された。更に委員會の立案に當つては、チェルシー傷兵院委員會主事チャールス・クルッチュレー卿、シーボーム・ローントリー及び愛國資金團實行委員會會長ヘイズ・フィッシャーの三氏が夫々專門家として特別委員會の參考となるべき意見の開陳を行つた。

特別委員會は一九一五年一月三十日、同年四月十四日及び九月三日の三回に亘り三つの報告を提出した。

第一の報告は將校に對する恩給を後の報告に保留して、專ら兵士及びその家族に對する恩給及び扶助料の增額、更に恩給受給者又は恩給を受ける資格のない者にして何等かの補助を要する者に對する補助給與を行ふべき新機關たる「或る種の機關」(some body) の新設乃至は現存機關の强化改造を勸告した。又可能なるすべての場合、退役陸海軍々人を官廳に使用することをも建言した。

第二の報告は第一の報告に勸告した新機關に關し、更にその組織と職務について明確詳細に述べ、それが愛國資金團法定委員會 (Statutory Committee of the Royal Patriotic Fund Corporation)(註二) たるべきことを勸告した。

第三の報告は第一の報告の保留した戰傷將校及びその寡婦、孤兒及びその他の家族に對する恩給その他の扶助料の增額について勸告してゐる。

次に第一及び第二の報告について更にその勸告の詳細を見てみよう。

註一　政府の提案に於ては、陸、海軍共最下級の兵士に於ける全身傷痍の者に對する最低恩給は獨身者一週十四志、子供を有しない既婚者十六志六片である。要扶養者の數及びその他の事情に依つて最高二十三志迄增額せられ得る。國民健康保險法に依る傷病給付を受け得る者は恩給の給與に依つてその資格を失ふことはない。一部傷痍の者は一週三志六片から十七志六片迄その殘存賃金獲得能力、要扶養家族の數及びその他の事情に依つて最高二十三志迄增額せられ得る。國民健康保險法に依る傷病給付扱はれる。恩給の給與は引續き海軍省及びチェルシー傷兵院委員會に於て取

註二　愛國資金團は遠くクリミヤ戰爭の時に個人の慈善寄附金を集めて設立した銃後後援の財團である。その資金は主として傷病軍人及び戰死者遺族に對する恩給や扶助料を補助するために使用せられた。

二　恩給增額に關する勸告

特別委員會の第一の報告に勸告され、一九一五年五月二十一日に實施された兵士及びその遺家族に對する傷痍恩給、遺族扶助料及び不在手當は左の如くである。

(イ)　傷痍恩給

全身傷痍の者については、國民健康保險法に依る傷害扶助料が考へられるので、委員會はこの傷害扶助料の他に一週二十志の恩給の給與を考慮してゐたが、必ずしもすべての兵士が健康保險法に依る傷害給付を受ける資格があるとは限らないことが指摘された結果、委員會は一律に一週二十五志の恩給を國家が支給し、それに依つて國民健康保險基金が五志の負擔から免れることを勸告した。この場合、勿論國民健康保險法に依る他の種類の給付は、これを受ける資格が

保留される。

一部傷痍の者に對する恩給は本人が獲得し得ると推定せらるゝ賃金（實際に獲得する賃金ではない）に加へて一週二十五志に達する迄の不足額を給與せられる。但し如何なる場合に在つても、一肢一眼を失へる者には一週十志六片の恩給が與へられる。

一時的傷痍の場合に於ては一時手當が支給される。一部傷痍の場合に於ける給與に對しては、十二ケ月後及び爾後十二ケ月の終り毎に提訴を行ふことが出來る。

全身傷痍の者は傷痍の期間中子女一人に付き一週二志六片の子女扶助料を受ける。一部傷痍の場合に於ては子女一人に付き一週二志六片を越えざる子女扶助料が給與される。

（ロ）遺族扶助料

戰歿者の寡婦は一週十志の扶助料を支給されるが、三十五歳に達すれば一週十五志に增額せられる。寡婦が再婚する場合には二年間の扶助料と同額の一時賜金が給與される。

寡婦にして子女を抱へてゐる場合には、長子に對して一週五志、第二子に對して三志、第三子以下に對して各二志の扶助料が支給される。母を有せざる子即ち孤兒に對しては最高額の子女扶助料一週五志を給與せられる。

子女扶助料はすべて十六歳に達する迄支給されるが、名目上の賃金しか受けてゐない年期奉公人であるとか、又は工業學校、中學校、又は大學に在學してゐる場合に在つては、十六歳を過ぎても尙扶助料の給與が繼續され得る。

（ハ）不在手當

出征兵士の家族に對する不在手當は妻に對して一週十二志六片、長子に對して一週五志、第二子に對して一週三志六片、第三子以下に對して一週二志六片である。母を有せざる子は一週五志を給與される。ロンドン市に居住する者に對しては更に右の外に一週三志六片の追加手當が支給される。

妻に對する不在手當の給與には兵士が自己の給料の中から割當（allotment）をすることが必要であるが、子女の場合にはその必要がない。（實際の實施に當つては、陸軍に於てはこの割當は强制的で、最低一週三志六片を割當てることが義務づけられてゐる。海軍に在つては割當額が一週五志と一定されてゐるが、强制でなく、從つて割當のない場合には不在手當は支給されない）。

妻及び子に在つては、如何なる場合に於ても、他に收入の途があるの故を以て不在手當の給與を差控へらるゝことはない。戰歿者遺族に對する子女扶助料と同樣、子女に對する不在手當は十六歳迄支給されるが、身體的又は精神的虛弱のため生活の資を獲得し得ないとか、又は名目上の小額の賃金しか受けてゐない年期奉公人又は工業學校、中學校、又は大學に通學してゐる場合に於ては、二十一歳迄給與が繼續される。（實際に於ては、海軍に在つては明確に二十一歳迄と年齡が制限されてゐない。）

妻子以外の家族にして戰前兵士の扶養を受けてゐたことを證明し得る者及び不在手當を受ける妻子のない場合には妻子以外の家族にも不在手當が支給される。

不在手當は(イ)兵士が逃亡した場合（歸還した場合には更新される）及び(ロ)傷痍を受け又は戰死した場合の外は停止されることはない。傷痍を受けた場合には二週間、戰死した場合には二十六週間不在手當が繼續される。

右の傷痍恩給、遺族扶助料及び不在手當に關する特別委員會の勸告は全般的に寧の政府の提案よりも實質的な增額を

示してゐる。更に大戰前より實施されてゐる現行の恩給率に比較すると、特に子女を有する既婚者に對してより有利であり、又陸、海軍の恩給率を同一にしたことが注目される。

特別委員會の勸告は、マッケナー氏が議會の席上に於て述べた如く、均一率恩給（flat-rate pension）を採用したことがその根本原理である。而して特別委員會が均一率恩給を議會に勸告した根本理由は、兵士としては同一の階級に在る者はすべて同一に取扱はるべきであり、すべての者が同一の軍務に服し、同一の危險を冒してゐるといふのである。又均一率の採用に依つて、行政上の手續きを簡潔にすることが、恩給交付の遲延を少くするためにも絶對に必要であると考へられたからである。

恩給に關する特別委員會の勸告に對しては個々の議員中には反對する者もあつたが、一九一五年五月十八日の下院に於てこれを承認する動議が提出され、その結果、五月二十一日（不在手當はそれに先立つて三月一日より既に實施）より實施せらるゝことゝなつた。その實施は陸、海軍別々の行政上の手續きに依つて行はれる。即ち陸軍恩給に於ては勅許（Royal Warrant）、海軍恩給に於ては勅令（Order in Council）(註)の公布に依つて夫々實施される。尙五月二十一日迄に未交付の分については三月一日に溯及して給與が與へられた。

新改正恩給は大體に於て國民一般から公正にして合理的な恩給率であると考へられてゐた。然し、一部傷痍の者に對する恩給に於て戰傷者が獲得し得ると推定せらるゝ賃金に從つて恩給額を決定することにしたのは、やがて恩給査定の上に於て逢著する大きな困難なる點である。即ち、この規定に於ては推定賃金決定の困難なる問題が存在するのである。されば、この規定は後述の如く、一九一七年の改正に於ては根本的に廢棄されることゝなつた。

註　勅許と勅令との相違については後述する機會があるであらう。

三　法定委員會設置に關する勸告

特別委員會の第一の報告は恩給に關する勸告の外に、更に直接國家より交付する恩給又は扶助料丈けでは生活の必要を充さない場合、これらを補助するために使用せらるべき資金を特志家の寄附金に求めることを勸告してゐる。而してこの補助給與金の交付は或る特別の機關に依つて決定され、陸海軍人家族協會又は他の適當と認むる地方委員會を通じて傷痍軍人又は遺家族に交付されるのであるが、この補助給與を行ふべき特別の機關並に地方委員會については、更に四月十四日提出の第二の報告に於てその組織並に職務について次の如く具體的に勸告された。

先づ第一に、この特別の機關は、議會に提出さるべき法案の規定に從つて改組さるべき愛國資金團の法定委員會であるべきである。愛國資金團法定委員會は二十五名の委員から構成され、その中五名は常任であること。二十五名の委員中十二名は國王がこれを任命し、中一名は會長、二名は勞働團體の代表、婦人委員は二名を下ることが出來ない。これらの委員の任命に當つては、國內の各構成要素を委員會に適當に代表せしむることを考慮すべきである。更に大藏省代表一名、海軍省及び陸軍省の財務代表各一名が任命される。殘餘の十名の委員中、六名は愛國資金團總評議會に依り（中婦人は二名を下らざること）、その他は國民救濟基金團（National Relief Fund）理事團及び陸海軍人家族協會に依り各々二名任命される。委員會長の俸給は國庫から支給されるべきである。即ちすべての州（county）、市（borough）及び地

更に、地方には地方諸問機關又は委員會が組織さるべきである。

方委員會を設置せんとする市區（urban district）の參事會は委員會の組織案（scheme）を作成の上、法定委員會に提出して承認を求めねばならぬ。委員會長及びその他の委員の半數は州、市、及び市區參事會に依り任命されること（必ずしも參事會員より任命するに及ばないが）、法定委員會は各地方委員會に二名の委員を任命すること、更に二名を下らざる婦人委員の任命を組織案に規定せねばならぬ。

法定委員會に附與さるべき職務は次の如くに勸告されてゐる。

一、妻及び子女以外の家族に對し國庫より支出する恩給の場合の如く、直接陸海軍當局に依つて給與せられる。又法定委員會は地方委員會を利用して情報の蒐集並に勸告をなさしめ得るが、一切の場合に於ける決定に對する最後の責任は法定委員會がこれを保留する。

二、適切な場合に、國民的性質を有する特志資金（voluntary funds of a national character）から國家の給與する不在手當並に恩給の補助を行ふこと、補助給與金額は全國を通じて一樣なる一定の原則に從つて決定せられ、若しそれが便宜であれば、地方委員會を通じて交付せしめ得ること。

三、二人又はそれ以上の申請者間に紛爭の起つた恩給及び不在手當の喪失並に請求權に關する問題を決定すること。

右の法定委員會の設置に關する特別委員會の勸告は後述の如く、下院に於て可成り反對があつたにも拘らず、一九一五年五月十八日第一の報告と共に承認せらるゝことゝなつたが、それについて述べる前に、マレー委員會の報告に言及する必要がある。

第三節　マレー委員會の報告

特別委員會の報告が下院の承認を受けた二週間前、陸海軍傷痍軍人の雇傭問題のために採るべき方策について考究報告する目的を以て、一九一五年二月十六日地方行政院（Local Government Board）の任命したマレー卿（Right Honourable Sir George H. Murray）を委員長とする所謂「マレー委員會」が報告をなし、下院にもその寫しが提出された。(註)それが下院に提出されたのについては、別に下院の承認を經た上で提出されたものである。

下院では、このマレー委員會の報告に依つて特別委員會の勸告した法定委員會の設置に關する討論が或る程度迄活氣を帶び、その結果、愈々法定委員會設置の法案を起草するに當つて幾つかの重要な新要素が導き入れられることゝなつた。のみならず、マレー委員會の報告はこの種の報告の模範的なものとして爾來廣く引用せられ、又或る意味に於てはその後の傷痍軍人の保護優遇對策の指針となつたものであり、從つて、イギリスに於ける傷痍軍人の保護對策を觀る上に於て看過することの出來ない重要な報告である。依つて、法定委員會の設置について述べる前に、左にその大要を原報告に從つて概觀して見ることゝする（番號は原報告の節の番號である）。

委員會は劈頭その取扱ふべき問題の範圍を概觀した後、傷痍軍人の保護は第一に國家の擔ふべき責務であり、この責務は國庫より支出する恩給

述べてゐる。

二、先づ最初に、戰鬪に於て傷痍を受けた陸海軍人の保護は第一に國家の擔ふべき責務であり、この責務は國庫より支出する恩給

の交付に依つて消滅するものと考へ得ない。出來得る限り傷痍軍人の健康の恢復を圖り、又その境遇と身體的狀態に最もよく適應した職業に就いてその生計の資を獲得せしめ得るやうな援助を與へることは、國家の義務であると思考せられる。

三、併しながら、委員會は陸海軍人の福祉に關心を有する個人及び團體が自發的に提供する極めて貴重なる援助をば決して排除若くは妨害せんとするものではない。國家の任務のために傷痍を受けた軍人に對する第一の責務は國家に存するが、國家の行動の最善の結果は他の團體の協力と援助を得て始めて獲得され得るものである。

次に現在行はれてゐる傷痍軍人保護の改善に關しては委員會は次の如く提案してゐる。

七、現在の狀態に於ては、陸海軍當局は軍務に堪へざる者として除隊される迄その醫療並に外科的處置に對する責任を有するが、この醫療に對する陸海軍當局の責任は除隊と共に解除される。而も患者が除隊に適するや否やを決定し、又若し除隊すべき場合必要な處置を執るのはその患者の受持の軍醫である。

この決定は屢々患者が軍務に復歸し得ないことが明らかとなるや直ちに行はれ、その健康又は身體的狀態が更に治療の繼續に依つて改善され得るや否やの問題は左程考慮されない。

八、政府はこの點に於けるその義務については寬大な見解を採るべきであり、陸海軍傷痍軍人の醫療、及び可能なる場合にはその健康の恢復に對する責任を執るべきである。

九、この提言が適用し得る傷痍軍人には幾つかの種類が存する。

(イ) 退院後、民間の職業へ復歸するに適せしめんがためには更に長期又は特別の治療を要する者。心臟病、リュウマチス、關節硬化その他同種の傷痍や疾病が考へられ、電氣治療、マッサーヂ等が適當であるとされてゐる。この種の患者に對しては必要なる限り無料で治療を受けさせるべきである。

(ロ) 結核に罹つてゐる者。結核については早期に發見して直ちに治療が加へられ、又特別の療養施設も既に與へられてゐる。退役前に在つては、夫々陸海軍病院の特別室に於て療養が加へられ、時には民間のサナトリウムも利用されてゐる。多くの兵士は國民健康保險に加入してゐる故、退役後はそのサナトリウムで療養の扶助を受ける資格があるが、健康保險委員會に於ても直ちにこれらの者を收容する準備を行つた。然し、國民健康保險法に基づく療養の扶助を受ける資格のない患者に對しては、國家が療養所に於ける治療費負擔の責任を執るべきであり、又その療養は全快か又は不治と宣告される迄繼續されるべきである。

(ハ) 精神機能に障害を受けた者。この種の患者の取扱については、瘋癲院に收容することは患者自身又は他人に危害を加へることが明瞭である場合に限り執るべき手段である。

(ニ) 四肢の喪失又はその他の理由に依り民間の職業への復歸に適せしめんがためには外科的用具を要する者。委員會の意見では、退役の際に適當の軍醫の推薦した用具を陸海軍當局が支給する現在の方法は十分に寬大であるが、過去に於ける整形外科學の著しい進歩に依つて現在利用し得らるべき知識並に技術が十分に利用されてゐないやうに思はれる。この理由に依り、有名な整形外科醫が個人の要求と將來就くべき職業とを考慮して用具を決定すべきである。この目的のためにはその外に一人以上の相談外科醫の協力が必要である。又多數の者は義肢を付着するに適切な狀態に達する以前に退院させられるから、その家庭から程遠からぬ所に整形外科醫が利用し得られるやうに取計ふことが必要である。

委員會は更に進んで、「彼(傷痍軍人)が職業の斡旋を必要とする時如何なる方法で職業がそのために見付けらるべきであるか、又新職業を習得することが必要となつた時如何にして訓練を與へられ得るか」を考察し、退役傷痍軍人の多數は疑もなくその前職に復歸し得るであらうと前提してゐる。從つて、多くの者は一般の勞働市場に吸收されるであらうが、然し他の者は新職業を習得する機會を與へらるべきであると述べてゐる。

一二、この種の訓練は出來得る限り兵士の居住する地方に於て與へらるべきである。一般的原則としては、陸海軍傷痍軍人のみを收容する特殊施設を設立することは恐らく望ましいことではないであらう。然し、既存の施設にしてこの目的のために利用され得るならば、この方法を採るべきである。

右の提案については次の二つの理由が擧げられる。

(一) 戰爭終熄後は年々訓練の必要が減ずる。從つて一時的目的のために多額の經費を支出するのは望ましいことではない。

(二) 中央に訓練施設を設立することは、傷痍軍人をして訓練期間中その近隣に移住せしむることを意味する。從つて屢々妻子家族と別居する結果を生ずる。

一三、恐らく委員會の言及する種類の訓練は、ロンドン及びその他の大都市に於ては、或る程度迄地方當局に依り既存の工藝學校工業學校及び商業學校の利用に依つて行はれるであらう。この場合、特定の兵士が訓練さるべき職業の性質は責任ある者が訓練の課程を開始する前に決定すべきであること、又訓練後利用し得られる空位の見込が豫め周到に調査さるべきであることは、假令必要不可缺でなくとも、極めて望ましいことである。

一四、地方教育當局の協力が要請さるべきである。即ち、地方教育當局がその地方に居住する陸海軍傷痍軍人のために必要なる訓練を提供する地位に在る場合には、この方法を採用すべきである。地方教育當局のない場合に於ては、必要なる訓練を與へる地位にある私の施設があるならば、特別の施設を建設するよりも進んでこれを利用すべきである。

又單に恩給交付の目的で「全身傷痍」と分類されてゐるのを、その故を以て、訓練を受ける資格のない者と看做すべきではない。

一五、或る施設に於ける訓練の提供に代る今一つの方法は、進んで傷痍軍人を訓練しようとする雇傭主に傷痍軍人を見習工として採用せしめることであらう。この方法は個々の場合に限り實施し得るであらうが、利用し得べき訓練施設のない場合に於てはこの方法は有效であらう。

一六、就職の斡旋に關しては、後述の中央並に地方機關がこの任務を執るべきである。これらの機關は職業紹介所と緊密に協力して活動するであらう、そしてこれに依つて各地方に廣汎なる組織が、それを利用せんとする傷痍軍人のために與へられるのである。

退院前又は退院後に於て、すべての傷痍軍人をその赴かんとする地方、從事せんとする職業、及び以前の雇主がその地方に居住する時にはその姓名を書き記した一定樣式の用紙が用ひられる。

委員會は右の樣な廣汎多岐の任務を遂行する機關として、現在ある政府の一省の指導下に屬し、適當なる諸官廳—國民健康保險聯合委員會、內務省、地方行政院、海軍省又は陸軍省、文部省及び地方教育當局、職業紹介所を通じての商務省等を通じ、又は現在ある諸官廳の管轄範圍に屬しない比較的少數の場合に於ては直接に、適切な扶助を與へる任務を負はされた中央委員會の任命を勸告してゐるが、その組織並に任務を次の如く提案してゐる。

二一、中央委員會の組織については、關係ある諸官廳の代表者、雇傭主、勞働團體及び傷痍軍人就職斡旋のための現存私設機關の代表者を包含する。スコットランド及びアイルランドには支部委員會を任命する。又傷痍軍人が多數あつて地方委員會の設置を必要とする地方に於ては(ロンドン及び少數の大都市を除いては當初は不必要だと思はれるが)地方委員會が任命さるべきである。

二二、中央委員會の職務は左の如くである。

(イ) 除隊後直ちに、可能なる場合その健康の恢復を圖り、且つ自己の生活の資を獲得し得しむるため、すべての傷痍軍人の保護並に取扱の方途を講ずること。

(ロ) 退院の時期の通告を速かに得ること、及びその赴かんとする地方の職業紹介所と協力して勞働に從事し得るすべての傷痍

軍人を登錄する用意を行ふこと。

（ハ）諸官廳に缺員のある時、それに任命され得るやうな傷痍軍人のために、就職を獲得するため諸官廳と通信をなすこと。

（ニ）傷痍軍人に適應する空位には傷痍軍人を使用するやう雇傭主の善意を獲得するため、公私に亘つて、雇傭主に訴へる組織を作ること。

（ホ）一般には中央委員會の任務の遂行を助け、又特別には職業の斡旋並に雇傭主との交渉について中央委員會を援助するため、地方委員會又は地方代表を任命すること。

（ヘ）熟練を要する職業に適應せしむる技術的訓練の希望を有する者に對する訓練計畫を作り且つ援助を行ふこと、又訓練期間中その生活扶持のための措置をも講ずること。

（ト）農業及び類似の產業に傷痍軍人を雇傭せしむる案を考究し且つ實際にこれを取扱ふこと。

（チ）帝國內の他の地方に植民する希望ある者の移住のための施設を講ずること。

尙右の如き中央委員會及び地方委員會は傷痍軍人と同じく、すべての健全なる退役軍人の就職斡旋のためにも利用され得ることが示唆された。

二六、中央委員會及び地方委員會の任命については、委員會は更に、陸海軍人保護對策特別委員會の勸告した法定委員會に於て右に述べた職務を行ふことが極めて有益であり、若しさういふ處置が執られるならば、「この報告の目的のために委員會の勸告したのよりも一層優れた地方組織が得られるといつて差支なからう」と「敢へて提言」する。

二七、傷痍軍人を田園に植民することについては、種々の計畫が委員會に提出されたが、何れも試驗的性質のものであるため、委員會はそれらについて何等意見を發表しなかつた。然しこの問題は極めて重要である故、中央委員會に於てこれを考察すべきであることを勸告する。

二八、一九〇六年の勞働者災害補償法（Workmen's Compensation Act of 1906）に依る補償義務のため、雇傭主が傷痍軍人を使用することを欲しない懸念があるので、この點に關する特別の調査と研究を行ふことが正當であると委員會は考へた。然し補償責任に對して保證された雇傭主の場合にはこの樣な困難は存在しない。といふのは、災害局協會（Accident Offices Association）に加入してゐる保險會社に關する限り、健全體であると一部廢疾の者であるとを問はず、すべての階級の勞働者に對して普通の保險料が適用され、極く例外の場合に限り身體的不具の理由を以て追加保險料を徵收せられるからである。從つて、災害局協會に加入してゐない雇傭主のみが傷痍軍人を雇傭することに反對するであらうが、それらは恐らく小規模の事業を營んでゐるものであらうと考へる。

三一、最後にマレー委員會の報告は上述の勸告の概要を以て左の如く結んでゐる。

（イ）戰爭に於て疫疾となつた陸海軍人の保護は國家の負ふべき義務である。

（ロ）この義務は次の事柄を包含すべきである。

一、可能なる場合に於ける傷痍軍人の健康の恢復

二、新職業の習得を希望する者に對する訓練施設の提供

三、職業の斡旋を必要とする者に對する職業扶助

（ハ）これらの義務の遂行のためには中央委員會が任命されるべきであり、中央委員會は必要に應じ適當な官廳機關を通ずるか又は單獨の孰れかに依つて活動する權能を與へらるべきである。

（ニ）中央委員會はアイルランド及びスコットランドに於ては副委員會の、地方委員會の任命を正當とする環境に在る全國各地方に於ては地方委員會の援助を獲得すべきである。

註　マレー委員會の委員は Right Honourable Sir George H. Murray (chairman), W. H .Beveridge, Major General Sir Charles Crutchley, George Franklin, Arthur Henderson, J. Hodge, Patrick O'Brien, C.E. Price, F. Pullinger, Leslie Scott, R.

Russell Scott, A. V. Symonds, Right Honourable Lord Sandhurst (二月十九日に追加任命), Henry J. Comyns (Secretary) の諸氏である。

第四節　一九一五年陸海軍戰時恩給法

一　法定委員會設置に關する議會の討論

既に述べた如く、國庫より支出する恩給や扶助料に對する補助的扶助を與へる機關としての法定委員會の設置に關する特別委員會の勸告は、下院の討論に於て可成り猛烈な反對に遭遇した。先づ第一に、法定委員會の如き半官公民の性質の團體でなく、特にこの任務を執行する單獨の官廳の設置の主張が行はれた。

次に、一切の補助的扶助の資金を民間特志家の寄附金に求めるといふ特別委員會の勸告については、議員の間に可成りの不滿が存在してゐた。といふのは、これに依つて國家の傷痍軍人並にその遺家族に對する義務からの逸脫が感ぜられるのみならず、既に國民救濟基金團 (National Relief Fund) に依つて多額の寄附金が募られた後であることから考へて、この際、充分な民間の寄附金を期待することの困難が恐れられたからである。從つて、補助的扶助の費用を先づ第一に民間の寄附金に求め、最後の手段としてのみこれを國庫に仰ぐといふ特別委員會の立場は、議會全體の充分なる納得を得るには至らなかつた。或る議員は、國家は宜しく少くとも五百萬磅の豫算を取つて、民間寄附金の枯渇を顧慮することなく、均一率恩給を補助するために使用すべきであると主張した。

傷痍軍人の就職斡旋については、一部癒疾の者を一般の勞働から保護し、そしてそのために特殊の職業を豫め用意すべきであること、又傷痍軍人並に一般勞働者の双方の利益のため——不具者の競爭に依つて一般勞働市場が打擊を蒙ることを避くべきであるとの理由に基いて——國家がこれらの傷痍軍人に對して、特別の注意と保護を與へるべきであると主張した議員もあつた。又或る議員は、政府が少くとも七五パーセントの地位を退役軍人のために保留する確言を與へることを希望した。といふのは、政府の力强いリードが輿論を正しい方向へ導くに必要であるからである。

併しながら、右のやうな不滿や反對乃至は主張にも拘らず、特別委員會の報告は前述の如く、一九一五年五月十八日數時間に亘る右の討論の後、原則的に下院の承認を受けた。

斯くて、政府は愈々特別委員會の報告に基いて法定委員會設置法案の作成に取りかゝることゝなつた。それに依つて議會に提出された法案は、議會の討論を幾分反映し、又マレー委員會の報告に現はれた勸告をもその要素に採り入れて、特別委員會の勸告よりも一層具體的に且つ的確に法定委員會並に地方委員會の職務並に設置の方法が規定された。マレー委員會の勸告が採用された點は、地方行政院及び國民健康保險聯合委員會の代表者を法定委員會の委員に加へたことと、「健康恢復、訓練、及び就職斡旋のための施設を含む、退役後の傷痍將兵保護のための施設を講ずること」(to make provision for the care of disabled officers and men after they have left the service, including provision for their health, training, and employment) が法定委員會の職務中に追加明記されたことである。法定委員會の經費に關する規定は、「國民的性質を有する特志資金」(voluntary funds of a national character) の代りに「彼等（法定委員會）の自由に處理し得る資金」(funds at their disposal) といふ言葉が使用せられ、使用し得る資金の範圍に多少の融通性が與へられることゝなつた。

下院に於ける法定委員會設置の法案は特別委員會の報告と同樣、左の二、三の點について議員の間から可成り強い不滿と反對の意見が現はれた。

先づ、設置せらるべき中央機關たる法定委員會については、國家の義務を、法定委員會の如き、何れの大臣の責任にも歸屬しなければ、議會に於て正式に代表されてゐない變則的な機關に委ねることから、困難が生ずるであらうといふ危惧の念が議員の間に存在してゐた。そしてこの困難を緩和するために、法定委員會を地方行政院の指導下に置く修正案が議員から提出されたが、政府はこの修正に應ずることを肯じなかつた。

地方委員會の設置に對しては、既に養老年金委員會 (old age penion committee) が存在してゐるから、更に地方委員會を任命する根據がなく "old age pension committee" として、地方委員會の職務を代行せしむることが出來るといふ意見が行はれた。他方、地方委員會設置に贊成する者は、養老年金委員會の素晴らしい活動に言及しながらも、それが充分に各方面を代表してゐないこと、又當面の目的のためには同じ樣な仕事に從事して來た人々の必要なることを主張した。

法定委員會の財源の問題は最も議論のあつた點であるが、會長及び副會長の俸給は國庫が支出し、他の職員の俸給、補助給與金及びその他の事務費一切を法定委員會の「自由に處理し得る資金」から支出することに對しては、大きな反對があつた。先づ第一に、資金の出所が問題にされた。大戰直後に出來た國民救濟基金團の資金は戰爭に因る一般市民の困難を救濟するために募集されたものであり、從つて、法定委員會の費用のために支出し得るや否やは疑問の存するところである。而も愛國資金團自身にもこの目的のために自由に處理し得る資金をば有つてゐない。右の樣な狀態であるので、政府も遂に屈して國庫の金を使用するが、そのために特志家の寄附金を枯渇させたくないことを確言するに至つた。

一般にマレー委員會の勸告に比較して、法案に現はれた法定委員會の職務の範圍については大きな不滿があつた。中には、傷痍軍人の訓練及び雇傭の問題だけを取扱ふ單獨の機關を設置し、その任務の中には動員を解除された健全なる者の市民生活への復歸の仕事をも包含せしめる、と主張する議員もあつた。傷痍軍人の訓練及び就職斡旋の問題は國民の義務であり、從つてこれを私の資金に委ねるべき性質のものでないと論ずる者もあり、又特にこの問題を取扱ふために適當な法案の提出を希望する空氣も存在してゐた。

然しながら、一九一四年十一月十九日特別委員會の任命以來既に永い時日を經過して居り、又問題そのものが時日の遷延を許さない緊急を要するものであり、更に又之に代るべきより良き案を得る見込もなかつたので、法案は二、三の重要ならざる修正を施されたのみで一九一五年七月二十日下院を通過した。その主なる修正は、會長か副會長かの孰れかの俸給が國庫から支拂はれること、婦人委員の數を數名に變更したこと等であるが、法定委員會に委ねられた任務が婦人の特に適應する仕事であることについては意見が一致してゐた。尙法案が恰度第三讀會にある最後の瞬間に、國民救濟基金團がその資金をどの團體にも渡す意志のないことが明らかになつたので、國民救濟基金團及び陸海軍人家族協會から各二名の委員を任命する規定が削除せられるゝことゝなつた。これに依つて、法案の下院通過前から既に、法定委員會の活動の源泉たる財源に對する主たる希望が消失した譯である。

上院へ送付された法案は上院に珍しく徹底的な修正が加へられた。上院は先づ法定委員會の半官半民の特志機關であることを承認しなかつた。傷痍軍人の保護は國家自らが責任を負ふべき問題であるとの主張が上院に於ける討論の基調

をなしてゐた。その結果、法定委員會並に地方委員會の職務に關する規定は、何れも徹底的に檢討が加へられて大いに改善され、その面目を一新した。又陸海軍人家族協會の代表者が再び法定委員會の委員に加へられた代りに、地方行政院、國民健康保險聯合委員會及び愛國資金團の代表者が取除かれ、國王の任命に依る委員の數が增加された。

尙法案の略稱たる「陸海軍戰時恩給法案」(Naval and Military War Pension, etc., Bill) は「戰時恩給(傷痍軍人扶助)法案」(War Pension, Help to Disabled Men, etc., Bill) に改められ、更に「法定委員會」の名稱も一層議會を代表する性質を表はすために最初「戰時恩給委員會」(War Pension Board) に、次いで「戰時手當委員會」(War Allowance Board) に改稱された (Pension といふ言葉はすべての種類の扶助を包含してゐないから)。

法案を撤回してマレー委員會の勸告に基いた法案の再提出を主張する議員もあつたが、結局右の如く修正の上、下院へ回送されることゝなつた。

上院の修正案を受取つた下院では、マッケナー藏相が政府を代表して上院の修正案に對する政府の態度につき、(一) 法案を撤回して新出發點から恩給に關する一切の問題を取扱ふか、(二) 上院の修正を承認するか、(三) 法案を實質的に下院の手を離れた時の原形態に復活せしめるか、の三つの何れかの方法を執らざるを得なくなつたが、第一の方法は既に多大の時日を費した際であるので非實際的であり、又第二の方法は到底政府の承認し得るところではない、が然し法定委員會の組織を變改稱し、その半官半民の特志團體たる本質を廢棄して、全くの政府機關としない程度の「重要ならざる改善」(minor improvement) ならば、これに應ずる用意ある旨を述べて下院の考慮を要求した。勞働黨その他は上院の修正案に贊成した。然し、右の樣な政府の立場に直面し、又何かなさねばならぬといふ空氣が支配的であつたために、遂に法案の根本的修正は承認せられず、上院の修正に不同意の理由を附して法案は再び上院へ送附された。

二　一九一五年陸海軍戰時恩給法

上院は今や、その全責任を政府の手に歸するのが妥當であることを明らかに感じたので、下院に於て拒否された修正案を固執することをしなかつた。斯くて、法案は一九一五年十一月十日に上院を通過し、イギリスに於ける傷痍軍人保護對策上の劃期的立法たる一九一五年陸海軍戰時恩給法 (Naval and Military War Pension, etc., Act, 1919) が法律となつたのである。

一九一五年陸海軍戰時恩給法の內容は左の如くである。

愛國資金團法定委員會は二十七名の委員を以て組織せられる。十二名は國王より任命され、中會長一名、副會長一名、婦人數名、勞働代表は二名を降ることを得ない。大藏省、海軍省、陸軍評議會、國民健康保險聯合委員會、地方行政院、アイルランド及びスコットランドの兩地方行政院から各々一名、陸海軍人家族協會から二名、殘餘の六名は愛國資金團總評議會から選任されるが、中數名は婦人、四名は愛國資金團の役員であることが必要である。

會長又は副會長の執れかの俸給が大藏省の決定を經て國庫から支拂はれる。その他の一切の費用はすべて、法定委員會の「自由に處理し得る資金」から支出する。

法定委員會の仕事を援助するため、すべての州 (county) 及び特別市 (county borough) に對して地方委員會 (詳しくは「地方戰時恩給委員會」"local war pension committee") の任命が命ぜられる。又人口五萬以上の市 (borough)

又は市區（urban district）にしてその參事會が地方委員會の設置を希望する場合、及びその他のすべての市又は市區にしてその參事會の地方委員會設置希望の申請に對し法定委員會が望ましいと考へた場合には、地方委員會が任命せられる。地方委員會の組織は參事會自らが作成し、法定委員會の承認を經た「組織案」（scheme）に依つて決定される。一切の「組織案」は婦人及び勞働團體の代表を委員に加へること、及び委員の大多數が參事會に依つて任命されることを規定せねばならぬが、必ずしも參事會員から任命するには及ばない。「組織案」は又州を幾つかの地區に分割し、各地區に副委員會の任命を規定することが出來る。地方委員會及び地區副委員會はすべて、その地方に在つて、或は陸海軍人家族協會の會員とし、或は陸海軍人扶助會の會員又はその他の者として、地方委員會の行ふべき職務に類似した仕事に從事して來た人々を實質的に代表する者を委員に包含せねばならぬ。

法定委員會は各參事會の「組織案」作成を容易ならしめるため、豫め「組織案の雛形」（forms of model schemes）を用意してそれを發表することが命ぜられる。若し參事會の「組織案」作成が遲い場合には、法定委員會はその代りに「組織案」を作成してやることも可能である。

二つ以上の地方委員會がその權限並に義務を協同に行使するために聯合し、又そのために聯合委員會を任命することが出來る。

地方委員會の費用は法定委員會に依つて支拂はれるもの、外は、すべて「地方委員會の自由に處理し得る資金」（funds at the disposal of the local committee）から支辨せねばならぬ。

法定委員會の職務は傷痍軍人に關する限り次の如くに規定されてゐる。

（イ）「例外的な境遇」（exceptional circumstances）に因り、國庫より支出する恩給、給與金又は不在手當が委員會に依り不充分と認められる場合に支給される補助給與金に關する命令（Regulation）を作成すること。

（ロ）委員會の自由に處理し得る資金の中から國庫より支出する恩給、給與金及び不在手當を補助すること、但し斯かる補助給與金は上述の規定に適合する場合の外はこれを支給することを得ない。

（ハ）國庫より何等不在手當又は恩給を支給されない場合に、その自由に處理し得る資金の中から給與金並に手當を支給すること。

（ニ）國庫より支出すべき恩給、給與金又は不在手當にしてその給與が實際に開始する迄の期間、又は給與が突然中絶された期間、委員會の自由に處理し得る資金の中から前貸をなすこと。

（ホ）海軍省又は陸軍評議會より委員會に照會せられたる恩給、給與金又は不在手當に關する他の一切の問題の決定を行ふこと。

（ヘ）愛國資金團又は地方委員會に依り、又は委員會の權限たるこの種の給與金の交付に使用し得る資金を擁するその他の團體に依つて、委員會の自由處理に提供せられる一切の資金を管理すること。

（ト）健康恢復、訓練及び就職斡旋のための施設を含む、除隊後の傷痍將士の保護のための施設を講ずること。

（チ）（ト）に課せられた職務を遂行するため、雇傭主及び勞働者の代表を包含する特別副委員會を任命すること。

尙法定委員會の職務の遂行を容易ならしめるため、海軍省及び陸軍評議會は要求に應じて各個人に支給せられる給與に關する詳細を委員會に提供し、又委員會は要求に應じて法律上關係ある一切の慈善團體に對して右の情報を通告する

ことが出來る。

地方委員會の職務は左の如くである。

(イ) 法定委員會より照會せられる一切のケースを調査し、助言並に勸告を添へて報告すること。

(ロ) 一切の事情に關して法定委員會の必要とする情報を蒐集且つ提供すること、及び恩給、給與金又は不在手當の申請者に對して、特に給與が不當に遲延された場合の情報並に助言を與へること。

(ハ) 法定委員會より支給する一切の補助給與金を交付すること。

(ニ) 委員會の自由に處理し得る資金から法定委員會の管理する資金に對して寄附を行ふこと、恩給、給與金及び不在手當を增額すること、及び他に恩給、給與金又は不在手當にしてその給與が實際に開始する迄の期間、又は給與が突然中絶された期間、その自由に處理し得る資金の中から前貸をなすこと。

(ホ) 國庫より支出すべき恩給、給與金又は不在手當にしてその給與が實際に開始する迄の期間、又は給與が突然中

(ヘ) 法定委員會の承認を經て、健康恢復、訓練及び就職斡旋のための施設を含む、除隊後の傷痍將兵の保護のための施設を講ずること。

(ト) 前述の如き目的に對する一般の寄附金を求め、且つこれを受納すること。

尙聯合地方委員會については、遙か後になつて一九一七年五月十九日恩給大臣からその組織並に職務について左の如く指示があつたが、便宜上此處に附記して置く。

聯合地方委員會は、その聯合委員會を構成する地方委員會の代表、雇傭主及び勞働團體の代表、及び醫師並に技術專

門家の代表を以て組織される。その職務は左の如くである。

(イ) 退役傷痍軍人をして醫療又は訓練を受けしめ得る、その地域內に存在する機關及びその他の施設を確めること。

(ロ) 斯かる機關又は施設に關する情報を地域內の地方委員會に提供すること。

(ハ) 地域內の醫療機關又は施設の增設の必要を確めること及び適當なる地方當局又はその他の團體に進言すること。

(ニ) その地域に特殊な產業に對する訓練計畫を立てること、及び右の目的のために、適當なる訓練の供給及び訓練後の雇傭を得る目的を以て、產業團體、雇傭主團體又は地方教育當局と協議すること。

(ホ) 地域內の地方委員會から要求がある場合、醫療及び訓練のための施設を行ふこと。

(ヘ) 決議に依つてその構成要素たる地方委員會から隨時委ねられるその他の一切の權能の行使、即ち病院訪問婦とか、家庭から離れて醫療又は訓練を受ける者に對する住居の提供等の施設を行ふこと。

第五節　傷痍軍人並に遺家族保護施設

一九一五年五月の中頃迄に既に約三千人の戰傷除隊兵が現はれたが、在役中は軍當局からその健康恢復につき夫々必要且つ適切な醫療が與へられた。陸海軍病院に於ける醫療は、次第にその內容が改善充實されると共に、整形外科や神經科などの如き特殊病院も新築增設された。義手義足の支給はすべてルーハムプトン及びブライトンのメリー皇后保養院(Queen Mary's Convalescent Auxiliary Hospital at Roehampton and Brighton)に於て行はれた。然し、軍當局に依つて與へられた醫療については、既に述べた如く、一九一五年五月マレー委員會はその報告に於て、陸軍病院に於

て更に治療を繼續することがその健康の恢復のために有益であるや否やを顧慮することなく、又復役の困難なることが明らかなるや直ちに、退役させられることが屢々あつたことを指摘してゐる。從つて、當時軍當局の與へる醫療は未だ滿足すべき狀態にあつたとはいへないやうである。

次に、傷痍軍人並に遺家族は一九一五年五月二十一日特別委員會の勸告した恩給率が實施される(不在手當は三月一日より實施)迄は、大戰前から行はれてゐた極めて小額の恩給や扶助料を受けてゐたが、それから後は改正された高い率で恩給やその他の扶助料が支給されること、なつた。一九一五年一月十八日にチェルシー傷兵院委員會主事チヤールス・クルッチュレー卿は下院特別委員會の席上に於て、チェルシー委員會がそれ迄に取扱つた世界大戰に依る全身傷痍恩給が百七十六件、一部傷痍恩給が六百八十八件であつたと報告してゐる。恩給の給與は新改正恩給が實施された後も引續きチェルシー傷兵院委員會及び海軍省に於て取扱はれてゐた。然し恩給そのものは、傷痍恩給に關する限り、傷痍軍人の十六歲以下の子女に對し新に扶助料が與へられたこと、一部傷痍の者に對する恩給がその殘存生業能力に基いて決定せられること、なつたことなどに依つて、恩給決定の條件が根本的にその性格を一變されたのである。

在役中に於ける軍當局に依つて與へられる醫療及び直接政府より支給する恩給以外の、傷痍軍人及び遺家族に對する保護優遇の施設は、この目的を以て設置せらるべき法定委員會及び地方委員會が漸く一九一五年の終りにその法案が議會を通過したやうな狀態であつたので、當時に在つては、主として既存若くは新設の各種の民間團體の自發的な獻身的努力に依つて與へられた。これらの民間團體の主要なるもの並にその活動の狀況は次の如くである。

陸海軍人扶助會 (Soldiers and Sailors' Help Society)

陸海軍人扶助會は後述の陸海軍人家族協會と共に南阿戰爭の時に設立された最も主要な軍人後援團體の一つである。大戰勃發に當つては、陸海軍人家族協會が主として出征乃至應募軍人の家族に對する扶助に從事してゐたために、陸海軍人扶助會は專ら退役傷痍軍人の保護の仕事に當ることが出來た。全國の主なる地方には支部又は代表者が設けられてゐた。特別地方資金の補助を受けた時でさへも、大戰に依つて增大された要求を充すには不充分であつたので、その活動の資金は主として國民救濟基金團(註一)から仰いだ。

前述の如く、政府に依る傷痍軍人の保護對策が漸く一九一五年の末に法案が議會を通過したやうな狀態だつたので、陸海軍人扶助會は一九一五年末迄の期間を通じて、退役軍人(勿論その多數は何等かの意味に於て傷痍又は疾病を受けた者である)の主として賴るところとなつた。退役の際には、皆「推薦狀」(commendation form)を與へられるが、それにはその退役傷痍軍人の家庭の近くにある軍人扶助會の支部又は代表者の住所が記されてゐる。又當然受くべき支拂や恩給交付の遲延、保險給付の不渡、又は失業等の如き困難の生じた場合には、その支部又は代表者のところに申出るやう助言が與へられてゐる。

陸海軍人扶助會は又既に一九〇四年以來、南阿戰爭に依る傷痍軍人にして、重傷のために一般の勞働市場に於て職を求め得なかつた者を收容する工場を經營してゐたことは、既述の通りである。この事業に對しては、ロバート卿が非常な熱意と關心を以て盡力されたので、同卿の死後、大戰に依る必要の增大に應ずる擴張案が考慮された時に、同卿の記念事業としてこれが計畫せられた。爾來、これらの工場は「ロバート卿記念工場」(Lord Robert Memorial Workshops)として廣く知らるゝに至つたものである。一九一五年三月にロンドンのフルハムに中央工場が開始せられ、同年の終り

迄には百名の退役傷痍軍人が雇傭された。主として玩具の製造が行はれたが、これは一部分玩具が從來主としてドイツで造られたといふ理由に依るものである。尙地方に夫々特殊の商品の製作に從事する分工場の設立案も計畫せられた。

ヘリテーヂ技藝學校 (Heritage Craft School in Sussex)

この學校は Guild of the Bave Poor Things の經營する不具兒童保護施設であるが、陸軍省ではその建物の一部を借りて恢復期患者の病院に使用した。こゝでは傷痍軍人に對して極めて功妙なる教育方法が採用された。即ち兵士一人に同じく不具である兒童二人を附添して、それに依つて或は兵士を激勵したり、或は用便やその他の日常の用を辨ずることなどについて覺えた方法を敎へさしたりした。又特にこれらの傷病兵のために手藝等を敎授するクラスも設けられるなど獨特の方法が講ぜられた。

セント・ダンスタン失明軍人收容所 (St. Dunstan's Hospital for Blinded Soldiers and Sailors)

一九一五年四月アーサ・ーピィアソン卿 (Sir Arthur Pearson) がリーゼント公園内にある古い建物 (St. Dustan Lodge と呼ばる) を、アメリカ人オットー・カーン氏がこの目的のために借りて、開設したものである。セント・ダンスタンでは失明軍人を收容して、各自その生計を營ましめるために、點字の讀み方、書き方、及びタイプライター術からマッサーヂ、家禽飼養、靴修繕などについて再敎育を與へた。この施設はその後要求の增大に伴ひ次第に擴充發展して、恐らくは戰爭に依つて起された種々の施設の中で最もよく且つ廣く知られてゐるもの一つである。(註二)

リーゼント街工藝學校 (Regent Street Polytechnic in London)

この學校は一九一五年の秋、傷痍軍人に對する再敎育課程に利用し得られる敎科案を作製し、ロンドン及び近くの陸海軍人扶助會の全部の支部に送付して再敎育實施の參考に資した。現存の工藝學校や商業學校を再敎育施設に利用することは、イギリスに於ける傷痍軍人に對する職業再敎育施設の最も特徵的な發達の一つであるが、恐らくはリーゼント街工藝學校の試みがその最初であつたやうである。

陸海軍人家族協會 (Sailors and Soldiers' Families Association)

陸海軍人扶助會と同じく、南阿戰爭の終頃上流婦人を會員として組織された銃後の後援團體である。全國各地に支部、分會、又は代表者が設けられてゐるが、ロンドンでは全市が四區に分れ、六十四の分會が存在してゐた。

世界大戰勃發に當つては、恰も八月の暑中であつたために、會の幹部たる上流婦人の多くが避暑又は旅行に出かけてゐたことから始め種々の困難が生じたが、多數の特志家が無報酬でその仕事を助け、又從前この種の扶助事業に携つた經驗のある人達の指導に依つて克くその急に應ずることが出來た。事業資金の主なるものは陸海軍人扶助會と同じく、矢張り國民救濟基金團から支給された。

出征乃至應募軍人の全部の氏名を登錄し、その家庭を訪問して生活狀態を調査すること、恩給當局との通信乃至情報の交換、遺族扶助料や不在手當の交付が開始される迄の期間に於ける生活の扶助、恩給や不在手當の前貸、給與の遲延又は過少査定に對する申請者の代辯をなすこと、その他身上や生活萬般の相談乃至指導などが各地に於ける陸海軍人家族協會の主要なる活動である。

ロンドンでは、病弱兒童のための療養施設、疲勞せる母親のための休養ホーム、孤兒收容所などが會に依つて設けられた。又特に未婚の母や私生兒を取扱ふために副委員會を任命したところもあつた。乾物、野菜、布類などの日用品の

廉實も行はれた。メーリー皇后裁縫組合（Queen Mary's Needlework Guild）やその他の慈善團體からは被服類が寄贈されたが、その他外國から寄贈されたものを遺家族に分配することも會に依つて行はれた。婦人を居酒屋から遠ざからしめるために、照明の明るい、暖かい、居心地のよいクラブの設備なども設けられた。兒童のためには、兒童扶助會（Children's Aid Society）が色々の種類の兒童を收容する兒童ホームを作つた。又陸海軍人家族協會は名譽聯盟（League of Honour）と協力して、夫の從軍中勤勉着實な生活をなし、家庭内を清潔に保ち、子女の養育を怠らないことに依つて、國家に對するその本務を充分に盡し得ることを示して、留守中を守る妻を激勵し元氣付けることに努めた。その他、この時期に於ける出征乃至應募軍人の遺、家族に對する扶助事業は殆んど專ら陸海軍人家族協會に依つて行はれたといつても決して過言ではないのである。

以上述べ來つたところに依つて明らかなる如く、一九一六年一月法定委員會が任命される迄、否實際に於てはその後法定委員會が實際にその仕事に着手することを得た同年七月頃迄に於ける傷痍軍人及び遺家族に對する保護施設は、政府より支給される恩給と國民健康保險法に依る保險給付の外は、主として陸海軍人扶助會及び陸海軍人家族協會の二民間團體に依つて應急の扶助が行はれた。而してその活動に要する資金は何れも殆んど專ら國民救濟基金團から仰いだが、相互の間には勿論極めて良好な關係が保持されてゐた。

註一　國民救濟基金團（National Relief Fund）は宣戰布告直後一九一四年八月六日に、主として一般市民の困窮を救濟する目的を以て（特に失業の救濟）國内の慈善資金を募集調整するために設置された。皇太子を會長に戴いてゐるので一名 Prince of Wales' Fund とも呼ばれ、皇太子の任命する實行委員會に依つて管理せられる。一九一五年十一月迄にその資金が五百六十餘萬磅に達した。この資金は主として軍隊と關係のない一般市民の間に豫想さるべき戰爭に依る困窮を救濟するために募集されたものであるが、同時に遺家族や退役軍人の補助的扶助のために使用することも考慮された。然し、實際に於ては寧ろ主として後者の目的のために、陸海軍人扶助會及び陸海軍人家族協會に依つて使用されたことは既述の通りである。基金團は寄附金の募集や地方の困窮を取扱ふために地方委員會を任命した。大抵の場合、この地方委員會と右の二團體の地方委員會又は代表者との關係は友好的・協調的であり、或る處では共同の目的のために兩者の協力合一さへ行はれた。然し、所に依つては摩擦や重復のあつた所もあつたやうである。尙一九一七年九月三十日を以て終る六ヶ月間の事業報告に依ると、この六ヶ月間に受納した寄附金六百二十四萬磅、陸海軍人並に關係者に對する扶助費支出二百八十五萬五千磅、一般市民の救濟費支出六十萬二千磅、事務費四千磅である。

註二　セント・ダンスタン失明軍人收容所はその後擴大して法人となり、一九二〇年の盲人年金法（Blind Pension Act, 1920）に依つて登錄せられた。每年會員に依つて選任せられる實行委員會がこれを管理してゐる。アーサー・ピイアソン卿の死後は、ピイアソン卿夫人が會長の地位を繼ぎ、實行委員會の主事にはフレーザー大尉（彼自身大戰中に失明した將校）がなつてゐる。エヂンバラのニューイントン・ハウス（Newington House）に收容保護された約百人のスコットランド兵士を除いて、自治領及び植民地を含む國内に於ける大戰に依るすべての失明軍人（將校百十九名、下士官兵二千二百五名）がセント・ダンスタン失明軍人收容所及びその支所に於て保護を受けた（一九二八年）。ニューイングトン・ハウスと共に、失明軍人の再教育並に補導の公的機關として政府に依つて承認されてゐるが、その事業資金は全然私の寄附金に依賴し、政府からは少しも補助金を受けてゐない。多額の資金が今日までに特別年金並に手當、住宅、財政上の困難や疾病に對する扶助、母性給與金、生業扶助及び娛樂等のために使用されてゐる。また兒童基金（Children's Fund）は每週退役失明軍人に生れた約千八百人の兒童（一九二八年）に扶助料を給與してゐる。

第二章　法定委員會の任命と地方委員會網の組織

第一節　法定委員會並に地方委員會の任命

一九一五年陸海軍戰時恩給法に依つて設置せらるべき法定委員會は漸く一九一六年一月十七日になつてその第一回の會議が開催された。皇太子を會長に戴き（恩給省の創設の時迄）、副會長には教育家にして社會問題、特に兒童勞働、失業、勞働組合その他の産業問題に造詣の深いシリル・デヤクソン氏（Cyril Jackson）が任命された。婦人委員は國王及び愛國資金團に依り各々二名任命された。

法定委員會の組織は、開始當時は「組織・總務」、「財務」、「恩給・給與金・扶助料」、及び「傷痍」（健康恢復、訓練及び就職斡旋の三部を含む）、の四つの副委員會を以て構成されてゐた。愈々事業を開始するに當つて、法定委員會は利用し得べき事務所が九ケ所の違つた建物に分散してゐたために事務の聯絡並に執務上非常に不便であつたが、更に初めは適當な職員を得るにも相當困難したやうである。尤も多數の無報酬で働く特志家や從前陸海軍人家族協會等の如き團體に關與して類似の性質の仕事に携つて來た經驗者がこれを助けて非常に有用な働きをなした。

法定委員會は先づ地方委員會の「組織案の雛形」の作成を用意して二月中旬にこれを公布した。ロンドン市以外の地方は何れも地方當局自らが「組織案」を作成して法定委員會の承認を求めたが、ロンドン市のみは、將兵並にその家族の保護のためには國家の費用を以て行ふべきであるとの理由に基いて、「組織案」の作成を拒み、その結果、法定委員會が代つて「組織案」を作成し、それに基いて地方委員會が任命せられた。斯くして設置せられた地方委員會は、すべての州（一二八）、特別市（九五）、人口五萬以上の市並に市區（一九）、及びマン島（一）、更に人口五萬以下の市及び市區にして地方委員會の任命を申出たもの二一一の中法定委員會に依つて適當と認められたもの五九、總計三〇二である。

地方委員會の「組織案」は何れも委員の總數を定めてゐるが、その定數は通常三十一名を越えない。地方當局が委員を任命する。勞働その他の團體は委員を推薦し得ることが明記されてゐる。又例外の場合を除き、總數の少くとも五分の一は勞働團體の代表たるべきこと及び婦人委員の最少限數を規定してゐる。一般に委員には陸海軍人家族協會及び陸海軍人扶助會、又多くの場合に於て雇主、地方軍團協會、友愛協會、國民健康保險委員會、國民救濟基金團、商工會議所、地方教育當局、地方養老年金委員會、全國教師組合、及び公衆保健委員會の代表が任命された。

地方委員會の中、十二の委員會は州を幾つかの地區に分割して夫々その地區委員會（district committee）を任命した。又大多數の地方委員會は特に傷痍軍人を取扱ふために副委員會を設けた。

さて法定委員會の設置に依つて、從來陸海軍人扶助會及び陸海軍人家族協會その他の民間團體に依つて行はれて來た（一）恩給や不在手當の補助、（二）恩給その他の給與を支給されない者に對する扶助、（三）恩給その他の給與の前貸、（四）一時手當の支給、又は（五）その他各種の小額の給與金の交付などの仕事が法定委員會に移管せられることゝなつたが、然し第一線に立つて直接傷痍軍人や遺家族に接して實際の扶助活動に從ふものは各地方の地方委員會である。ところが實際には、地方に於ける各種の事情からして、直ちに地方委員會の任命を行ふことは不可能であつて、地方委員會

が任命され實際の活動に就くには尙相當の時日を要した。

そこで法定委員會はこの事態に應ずるために、一方國民救濟基金團に對して一九一六年六月三十日迄陸海軍人扶助會及び陸海軍人家族協會への財政的援助を繼續するやう懇望すると共に、他方地方當局に對してはその時迄に地方委員會を任命するやう督促した。然し、それでも尙多くの場合不可能であることが明瞭となつたので、法定委員會は止むを得ず、陸海軍人扶助會、陸海軍人家族協會その他の團體の代表者を招いて、地方委員會が任命される迄その代理機關として活動することを懇請した。勿論、これらの團體は直ちに法定委員會の懇請に應じ、その公共的精神と卓越せる組織とに依つて、地方委員會が實際に活動を開始する迄の間、些しの中斷もなく扶助を繼續することが出來た。この轉換期に於ける銃後の扶助活動が、兎も角停滯することなく圓滑に遂行され得たのは、實にこれらの民間團體の義俠心と協力とに負ふ所が極めて大であつたのである。

法定委員會が愈々その事業を開始するに當つて遭遇した最大の難關は、その經費を如何なる所から求むべきかといふことであつた。一九一五年の陸海軍戰時恩給法に於ては、法定委員會の經費はこれを一般特志家の寄附に求めることが規定されてゐる。ところが、既に大戰參加直後國民救濟基金團が大規模な寄附金募集を行つた後のことであり、又國民救濟基金團に於てもその資金を他の團體の費用に充當する意志のないことを表明してゐたので（實際には法定委員會の懇請に依り、一九一六年六月三十日迄財政的援助を與へた）、全然その財源を民間の寄附金に求めることは實際には不可能であつた。そこで法定委員會は基本金（neucleus of a fund）として政府から一定金額の補助を受くるやう大藏當局と折衝を開始したのであるが、その結果、一九一六年三月三十日公布の陸海軍戰時恩給（經費）法（Naval and Military War Pension, etc., (Expenses) Act, 1916）に依つて、國庫から百萬磅の補助金が法定委員會に交付せられることゝなつた。この金額は「法定委員會の自由に處理し得る資金を補助する」ものと規定されてゐるので、他の一般からの寄附金と同樣、法定委員會の一切の事業の經費に支出することの出來るものである。

地方委員會は一九一五年の戰時恩給法に依り、一般から寄附金を懇請受領する權限が與へられてゐたが、恩給の補助やその他の給與は國家が負擔すべきものであるといふ感情が一般國民を支配してゐたので、この特權をば餘り利用したがらなかつたやうである。地方委員會の行政費については、法定委員會は地方當局が少しも負擔しないことは不當であつて、國家及び地方當局が協定率の範圍內で半分宛を負擔するのが至當であるとの立場を採つた。その後一九一七年の陸海軍戰時恩給（行政費）法（Naval and Military War Pension etc., (Administrative Expenses) Act, 1917）に依り、地方委員會の行政費の三分の二は國庫から支給し、他の三分の一を地方費で負擔することに決定された。

第二節　補助給與金に關する命令

法定委員會は一九一五年の陸海軍戰時恩給法に依つて、「例外的境遇」（exceptional circumstances）に於ける恩給及び扶助料に對する補助給與金の給與を定める命令（Regulation）の作成を命ぜられてゐるが、これに從つて法定委員會の作成した命令に於て、所謂「例外的境遇」とは次の如くに規定されてゐる。

一方に於て國庫より支給される恩給に賃金所得又は生業能力及びその他の收入を合した金額と、他方に於て戰前の收入又は戰前の扶養關係、賃金所得及びその他の收入（寡婦の場合に在つては戰前の收入より戰死者に依り又は戰死者

のために消費された金額を控除する）との間に不均衡の存する場合にして、次の如き特別の困難（hardships）を有する境遇を指して「例外的境遇」といふ。即ち

（イ）恩給受給者の永久的不健康（精神的又は身體的）又は無勞働能力

（ロ）寡婦の場合に於て幼少な兒童又は病弱兒童を擁してゐるといふ事實

（ハ）妻子以外の家族の場合に於てその多數なる事實

（ニ）全身傷痍の者の場合に於て常時醫療並に特別の看護を要するといふ事實

（ホ）その他特別の困難を生ずる一切の境遇

右の「例外的境遇」に關する法定委員會の規定は豫め大藏省の承認を經た後、下院の討論と關聯して白紙（white paper）として出版され、一九一六年十月に至つて始めて地方委員會へ發せられた。その時この命令に附隨して出された訓令の中に、右の一般原則が次の樣に說明されてゐる。

先づ第一に如何なる場合に於ても、戰死又は負傷に依つて生じた收入の喪失を償ふのが法定委員會の任務ではないことは明らかであらう。法律の規定するところに依れば、恩給に對する補助が支給されるのは例外的の場合でなければならぬ。從つて、單に戰死前の收入と戰死後の收入との間に懸隔があるのみでは必ずしも例外的境遇とは看做されないが、他方或る場合に於ては單にそれ丈けで特別の困難を構成する程に極端な場合もある。

第二に例外的境遇とは個々の場合の事情より生ずる。又は例外的な程度にそれに影響を與へるやうな境遇に限るべきである。最後に命令に依つて考慮されてゐる例外的境遇は一時的の又はその場限りのものであるよりは寧ろ恒久的の境遇のことである。

法定委員會の訓令は更に、現在及び戰前の收入の計算の方法やその他の點について、右の原則の說明のために廣汎な指

示を與へてゐる。一般に生活費が騰貴したからそれをも考慮に入れるべきであることを多くの地方委員會が要求したが、法定委員會は寧ろ國家から支給される均一率恩給を增額する方が適當であるとの態度を決定したので、大藏當局に對してそれを勸告した。大藏省では初めその勸告に不贊成であつたが、後に特に妻子に對する恩給率を增額したことは後述の通りである。

更に法定委員會が重大な關心を持つてゐる今一つの問題は、一般的・經濟的狀態が將校の夫と同一である兵士の場合である。これに對しては、將校たると又兵士たるとを問はず、同一の事情と境遇に在る者には出來得る限り同一の取扱をなすのが望ましいといふことが考へられたので、傷痍を受けた將校及び戰死した將校の寡婦その他の遺族に支給される最低限度の給與が、同一の一般的・經濟的境遇に在る兵士の負傷又は戰死の場合にも適用すべきであるとの一致した意見が行はれた。これは成る丈け戰前の生活狀態を維持すべきであるといふ考へから出たものであつて、この考へ方はイギリスに於ける保護對策の根本原則の一つである。

然らば、「例外的境遇」に依つて法定委員會から支給される補助給與金の額は如何程であるか。法定委員會の公布した命令の定めるところに依れば、傷痍軍人に關しては、「例外的境遇」のため、政府から支給される恩給を以て法定委員會が不充分であると認める場合には、恩給、賃金所得及びその他の收入を加へて戰前の收入を越えない、又は如何なる場合にも恩給その他の收入を加へて全身傷痍の者は一週五十志、一部傷痍の者は一週四十志を越えない補助給與金が與へられる。而して右の補助給與金及び許容さるべき戰前の收入の割合の決定に當つては、次の要素を考慮することが必要であるとされてゐる。

（イ）子供の數、年齢及び特別の出費を生ずる原因となる一切の境遇

（ロ）他の人々がその扶持を受けてゐる程度

（ハ）健康保險の適用範圍に包含されない醫者の治療を常時に受け、又はその他の特別の出費を必要ならしめる傷痍の性質

（ニ）傷痍軍人の保護又は再教育のための施設の有無

（ホ）傷痍を受けた最初の六ケ月に對して支給される保險給付の全額か一部

一部傷痍の者に對する補助給與金は最初は嚴格に一時的でなければならぬ。そしてその賃金所得又は賃金獲得能力に變化を生じた場合には、それに應じて定期的な再査定を受けねばならぬ。最初の査定に於ては、一時的の賃金獲得能力が採用されるが、それはその人に許容された又は適應し得る特定の職業に關する可能なる生産能力に基いて決定される。最後には、法定委員會が地方委員會の報告に基いて賃金獲得能力の採用に意見が一致してゐるのでなければ、實際の賃金所得が考慮に入れられる。

將校に對しては、子女一人に付き全身傷痍の者には年二十四磅、一部傷痍の者には年二十磅の補助給與金が支給される。但しその他の收入を加へた全收入が戰前の收入、又は如何なる場合に於ても年百八十七磅十志を越えてはならぬ。國庫から恩給を支給されない者にして、それがその人の無價値又は勤務に遺憾の點があつたこと（unworthiness or unsatisfactory service）に依るのでなく、又法定委員會が例外的の困難に在るものと認める場合には、特別の一時手當が支給される。この場合、傷痍軍人に對しては一週二十志を越えることが出來ない。若し在役中に妻子又はその他の家族に對して不在手當が支給されてゐたならば、國家から交付される恩給に規定されてゐると同率の子女手當が支給される。不在手當のなかつた場合には支給額は一週十志である。將校に對してはこの種の一時手當は年額九十磅を越えることが出來ないが、その外に子女一人に對し年二十磅を越えない手當が與へられる。

法定委員會は傷痍軍人や戰死者の子弟の教育については非常にこれを重視した。その目標は、若し戰爭がなかつたら受けたであらうと同程度の教育を受け得るやうに、これらの子弟のための施設を講ずることであつた。一九一六年の秋、皇太子は公立及びその他の大規模の學校の校長に書翰を送つて退役軍人の子弟に對する授業料の免除を要請し、その結果大多數の學校がこれに應じた。更に法定委員會は右に加ふるに、寄宿學校にある者には年五十磅、その他の學校にある者には年二十五磅迄の育英金を與へることを許す規定を採用した。右の金額の外に、更に通學費及び不時の出費として年十磅を越えない金額が支給される。

法定委員會から支給される補助給與金に對する申請は、兵士の場合には特別傷痍副委員會のケース部（Case Section of the Special Disablement Subcommittee）に於て取扱はれる。將校及び將校ではないがその一般的・經濟的狀態が將校の夫と同一である兵士に在つては、將校副委員會（Officers' Subcommittee）に於て取扱はれる。この副委員會は將校の家族の申請が多數であつたためにその後一九一六年十月三十一日に任命されたものである。

第三節　傷痍軍人保護の一般原則

法定委員會は一九一五年陸海軍戰時恩給法に依り、健康恢復、訓練、及び就職斡旋を含む、除隊後の傷痍軍人の保護

に關する任務を遂行するために、特別副委員會を任命することが出來るが、この特別傷痍副委員會（Special Disablements Subcommittee）には雇傭主及び勞働團體の代表各六名、商務省、陸軍省、地方行政院、農漁省、國民健康保委員會、陸海軍人扶助會及び工業學校の代表、その他特にこの仕事に資格のある人々が任命された。

特別傷痍副委員會の最初に着手すべき仕事の一つは、地方委員會に發せらるべき一般通牒を用意することであつた。この通牒は一九一六年七月二十七日に發せられたが、それは關係方面との豫備的交涉の結果並に法定委員會に於て意見の一致した根本原則を指示したものである。退役傷痍軍人の保護に關する法定委員會並に地方委員會の活動の原則はこの通牒に依つてよく窺ふことが出來る。

通牒は地方委員會の仕事の重要性に對する注意を喚起した後、先づ第一に地方委員會がその區域の全部の傷痍軍人を登錄することを勸告した。このためには、法定委員會に於て豫め陸軍省との間に協定が結ばれて、地方委員會には除隊後その管轄區域内に居住せんとする兵士全部の氏名を通告すると共に、各除隊兵には除隊の際その所屬する地方委員會を教へることになつてゐた。

同樣に、職業紹介所との間にも、除隊兵の就職又は就職出來なかつた者に關して情報を地方委員會に提供するやうに豫め協定が出來てゐた。地方委員會に對しては、職業紹介所との間に緊密な聯絡をとることの必要が極力强調され、一般の商工業に缺員が生じた場合、職業紹介所に依つて傷痍軍人の就職を圖る一方、地方委員會に於ても特別の困難にある者の扶助に努力すべきことが提言された。

傷痍軍人のための保護施設については、「經濟並に能率のため、既存の施設が目的のために充分であり、又は充分にさ

せ得るやうな如何なる場合に於ても、特別の施設の建設を避けることは重要であつて、法定委員會は不必要な施設又は餘計な機關に資金を消費する（それが國庫から支出すると慈善資金から支辨するとを問はず）ことには、どんなに强く不同意を唱へても唱へ過ぎることはない」ことが根本原則として採用せられ、出來得る限り既存の施設の利用が望まれた。

傷痍軍人の職業再教育については、可能なる場合、その訓練が傷痍軍人をして實際に一般の產業社會にその地位を占むるに適するやうな性質のものであるべきことの重要性が力說された。然し、恐らくは戰爭に於て傷痍を受けた兵士の多數は入隊前に一般產業に從事してゐたものであり、そして多くはその傷痍にも拘らず、戰前の職業に復歸し得る狀態にあるであらうし、又他の者は類似の職業、恐らくは同一產業中のより輕易な部門に就き得るであらうといふことが考へられるが、この過程には出來得る限り便宜を與へて奬勵すべきことが指示された。更に再教育を必要とする者に對する訓練施設を設けるに當つては、次の一般原則を遵守しなければならない。

（イ）訓練は若し可能ならば、その居住する地方に於て與へらるべきこと。

（ロ）若し避け得られるならば、家族と別居せしむることは望ましくないこと。

（ハ）一般的には專ら傷痍軍人のための別個の施設を建設するよりは、他の人々をも收容する施設に於て訓練を授けることが適當であること、但し傷痍軍人の特種の者のための附加施設を設けることは必要である。

（ニ）訓練を必要とする傷痍軍人の數は戰後年々減少するが故に、單に一時的期間に支け必要とするやうな建物や設備に要する費用は、嚴重な制限内に止められるべきであること。

尙右の一般原則と呼應して、「原則として必要なる訓練は、若し特定の技術的教授が要求されるならば、地方教育當局

の教育機關を通じて、現存の工藝學校、工業學校及び商業學校に於て與へらるべきであるが、然し少年がより適應性に富んだ年齡に於て數ケ年を要した技術的訓練を、僅々數週間の中に成人に教授するやうな試みは、決してこれをなすべきでない」といふ方針が採用された。

又地方の雇傭主との協定に依つて、私人の工場に於て輕易な機械（その運轉のためには訓練が必要であつて、而も斯様な訓練は工場に於てのみ授け得られるもの）について、傷痍軍人に必要な訓練を與へ得ることも示唆された。勿論、この場合には保護賃金の必要が認められてゐるのである。

地方委員會は又、恒久的傷痍を受けた者（たとへ最高恩給を受ける者でも）がどの程度に迄輕易な職業に就くやうに激勵され得るか、又一部傷痍の者が國內の産業に於てどの程度に迄完全に自己の持場を占むるに適せしめ得るかを注目すべきことが勸告されてゐた。一體、戰爭に因る傷痍を受けたことに依つて、一生を懶惰な生活に送ることは、戰傷者本人のためにも最も好ましからざることであるとされてゐた。

農業の訓練や從前の家庭の近くにある田園に植民させるために、必要なる扶助を與へることの可能性については、地方委員會の適當な考慮に委ねられてゐた。

就職斡旋の問題については、「可能なる限り、傷痍軍人が自己の家庭に歸り、普通の雇傭條件の下に於て一般の産業社會にその地位を占むるやう激勵すべきである」といふ意見が述べられた。又傷痍のため退役した軍人の大多數が、戰前の雇主の所に於て又は傷痍軍人自らの他の手段に依つて適當な職業を見付けるのに、少しの困難も存在しないことが望まれた。就職の方面に於て扶助を要する者に對しては、先づ第一に職業紹介所を出來る限り充分に利用すべきである。若しそれでも職を得ることの出來ない場合には、地方委員會自らが調査を行つて傷痍軍人を雇傭するやう雇主を勸誘すべきである。又傷痍軍人のために斡旋される職業の性質はすべての點に於て適切であり、且つその賃金は公正なる賃金でなければならない。

尙雇傭主の中には、傷痍軍人を雇傭するために追加保險料を徵收されるといふ懸念をもつてゐるものがあるので、通牒は更に「災害局協會に加入してゐる保險會社に關する限り、通常雇傭主の負擔する規定の保險料は、健全なる者たると一部廢疾の者たるとを問はず、あらゆる階級の被傭人に適用する、又極めて例外的の場合及び傷痍者のみを雇傭する慈惠的施設を除いては、身體的傷痍のために追加保險料を負擔することはない、といふ明確な通告を受けた」と附言してゐる。

補助給與金に關しては、地方委員會に對して餘り寬大な勸告をしないやうに注意が與へられた。即ち「自己の生計維持のためには、これ以上何もする必要がないと信ぜしめられてゐる恩給受給者の多數存在すること程、本人自身にとつても、又國家社會にとつても、不幸なことはあり得ない。……夫故に、自己の努力に依つて安樂な生活を送るに足る金額を加へるべきであるとの趣旨を以て、一部廢疾の程度に應じて國家恩給が給與されるのであるから、地方委員會は訓練中であるとか、職業を捜してゐる間とか、又はその健康狀態に依つて一時仕事を停止して治療を受けることが望ましいやうな期間に限り、補助給與金の交付を勸告すべきである」と述べてゐる。

最後に、通牒は「傷痍軍人は各々その居住する所に於て、地方委員會を通じ、必要なる場合には何時にても、何等かの親切な助言や扶助が與へらるべきである。地方委員會は如何なる方法に依つて、各個人をしてその團體の代表者に接

觸せしめ得るかを最もよく決定することが出來る。中央官廳に依り、又通常の公的機關を通じて支給される恩給制度に加ふるに、中央官廳に許され得るよりもより人間的且つ個別的な徹底さと周到さとを以て國家の責務が遂行されるやう、各地方に於て傷痍軍人との個人的な且つ親密な接觸が存すべきことを確保するのは、疑もなく議會の意向であつた」、といふ希望を以て結んでゐる。

特別傷痍副委員會の地方委員會に發した通牒に於て示された傷痍軍人の保護に關する一般原則は大體右の如くであるが、この副委員會は既述の如く、法律の言葉を借りれば、更に退役傷痍將士の「健康恢復、訓練、及び就職斡旋」のための施設を設けることも、その任務に含まれてゐる。

第四節　醫療施設

イギリスに於ても又フランスに於ても、實際の經驗の示すところに依れば、傷痍を受けた兵士が一旦除隊された後更に治療を繼續するために再びこれを招集することは、極めて困難である。一方、除隊された兵士が一刻も早くその家庭へ歸りたいと想ふのは人間自然の情であつて、無下に抑へることの出來ないものである。ところが、その家庭が殆んど醫療機關の存在しない田園の村落とか又は小さな町にある者は、家庭に歸つてからその種々なる傷痍が要求する特殊の治療を受けることが出來ないで苦惱するものが多い。そこで、法定委員會では愼重なる考慮の結果、尙積極的な治療を要する限りは除隊さすべきでないとの趣旨の決議を可決し、更に醫師會の代表者及び勞働組合會議院內委員會の贊同を得て陸軍省に對し、在役中傷痍を受けた兵士は出來得る限りその健康を恢復する迄軍當局が全責任を負ふべきことを要求した。而して法定委員會がこの決議を採擇したのは、在役期間中に丈け兵士の包括的取扱が可能であること、又軍の統制の問題は全然別個として、病院、醫者及び看護婦を徵發する權能を持つてゐるものは陸軍省丈けであるからである。更に一九一六年八月の初、陸軍省に於て大藏省、地方行政院及び國民健康保險委員會の代表者との間にも會議が開催された。そして九月二十一日の委員會の決議に從つて、十一月三日代表者が時の陸軍大臣を訪ねて極めて強硬にこの問題の解決を要求した。然しながら、その年の終以後になつても陸軍省からは何等の返答も得られず、斯くする中にこの問題は遂に不調に終つた。

そこで、法定委員會は他の手段を講ずるべく努力せざるを得なくなつた。當時利用し得られる醫療機關としては、大規模の私立病院の外に各種の公立病院があつたが、國民健康保險委員會は除隊傷痍軍人の少くとも九〇パーセントを保險醫の手で治療する責任を有つてゐた。公衆保健當局は結核その他の疾病に關して或る程度の義務があり、又精神病院委員會（Asylums Committee）は精神病と認定されたものに對する保護の責任を有つてゐた。國民健康保險委員會は一九一六年の初め法定委員會から交涉を受けた結果、除隊傷痍軍人の特別取扱に關する暫定的の取極めが成立したが、陸軍省に於て除隊の時期に關する問題が解決される迄は何等最後的の取極めを得ることが出來なかつた。然しながら軍當局の必要のために病院の職員が不足を來たし、又保險醫その他の實務員が多數徵發されたために、退役傷痍軍人の醫療に關しては初め種々の困難に遭遇せざるを得なかつた。

加ふるに、軍需方面の需要に依つて勞働力及び材料の不足から病院の新設は殆んど不可能であつた。そこで、法定委員會は病院に利用し得る一般の建物を借りて補助病院の形式で使用したり、又は現在ある施設を增築擴張することに依

つて、必要なる施設の増加を圖るより外に仕方がないといふ結論に到達した。それに一般原則として恒久的施設の必要が比較的に小であることが希望せられた。

然しながら、或る種の疾病に對しては特別の取扱乃至治療が必要であるので、法定委員會は關係方面との協力の下に、新施設の建設又は特別の處置を講じた。

(イ) 國民健康保險委員會は健康保險に加入してゐる結核患者の家庭並に入院治療に對して責任を有つてゐたが、健康保險に加入してゐない結核患者の退役傷痍軍人には地方行政院が必要な治療を與へてゐた。すべてこれらの結核患者に對しては、サナトリウムへ入る優先權を與へる取極めが出來てゐた。

(ロ) 兩眼を失明した退役軍人には既述の如く、ロンドンのアーサー・ピイアソン卿が經營してゐるセント・ダンスタン失明軍人收容所に於て素晴らしい治療と再教育が與へられてゐたが、更に一九一七年には同種の施設たるニューイングトン・ハウス (Newington House) がエヂンバラーに設けられた。

(ハ) ルーハムプトン病院はブライトン補助病院、及びスコットランド並にアイルランドに在る同種のより小規模の病院と共に、一切の切斷治療の場合に於ける義肢の支給を行つた。

(ニ) 赤十字社は初めリッチモンドのスター・アンド・ガーター (Star and Garter at Richmond) に半身不隨患者を收容する病院を設立したが、更に一九一七年には今一つの同種の病院を開設した。然し法定委員會はこの種の患者にして家族の近くに居ることを欲する者の多數あることを發見したので、一般の病院の或るものにさういふ少數の患者を引受けることを要請した。勿論、この要請は一般に快く受け容れられた。

(ホ) 精神機能に障害を受けて精神病患者と認定された傷痍軍人の取扱については、法定委員會は統制委員會 (Board of Control) の助言を採用して、現存の瘋癲院施設にこれを收容する方針を決定した。そこで法定委員會は全部の瘋癲院當局に對して、傷痍軍人の患者を貧民の患者と區別して私費患者として取扱ふ代りに、それに對しては實際の療養費以上に尚少額の費用を支拂ふことを申込んだ。

(ヘ) 癲癇 (Epilepsy) は從來これに對する充分なる醫療施設の殆んどなかつた疾病であるが、これに對しては、法定委員會は特別の病院を建設するために Committee of the Chalfort St. Giles Colony との間に交渉を進めた結果、必要な敷地の提供を受けることが出來た。又そのために赤十字社からは必要な額丈けの豐富な寄附金を獲得することが出來た。

(ト) 神經衰弱患者の適當な取扱については法定委員會は非常に憂慮してゐた。醫學專門家の意見に徵すれば、この種の患者を一つの施設に集めて收容することは、果してそれが便宜であるか否かゞ疑問とされてゐた、といふのはこれらの患者が相互に惡い影響を與へ合ふことが考へられるからである。一九一六年の秋 Special Medical Board for Neurasthenic Cases の委員長が法定委員會に對して身體缺陷者と一緒に神經衰弱患者を收容し得るやうな實驗施設の設立を要求した。これに對しては、Maida Vale Hospital for Nervous Diseases の當局者からこの種の施設の經營に當りたいとの申出があつたので、法定委員會は喜んでその申出を受け容れた。初め適當な建物を得るのに可成り困難があつたが、漸く Golders Green に恰度手頃な建物が見付けられたので、その年の終に所有者たる勞働者組合に對して交涉を開始した。ところが年內には遂に何等結論ある協定が得られず、漸く翌年赤十字社が

法定委員會に援助を與へ且つ必要な費用をも支出することになつて始めて協定が成立した。これが神經衰弱症患者恢復ホーム（Home of Recovery for Neurasthenics）である。彈震盪のため歩行の出來ない者、中風の或る種のもの、震顫、訥音又は憂鬱症などが特にこの病院の治療に適してゐる。

尙同ホームには工場の設備もあつて、患者は工場で職業を習得し、又希望者には高級な技術も教へられた。又恢復して退院する際には適當な職業の斡旋を行ふ施設も設けられてゐた。

第五節　再教育施設

長期に亘る厄介な治療を要する整形外科的治療やその他の場合に於て、若し可能であるならば、治療に隨伴して何等かの治療作業的訓練（curative manual training）を試みるべきであるとの醫學專門家の意見に從つて、法定委員會は除隊後更に專門的な技術的訓練が繼續して行はれるやうに、除隊前に於て、その產業的傾向を示すところの治療作業的訓練を陸軍病院に於て許容することを陸軍省に申出た。この方面の治療作業の先驅はルーハムブトン病院である。病院には工場が附設されて治療を受けながら、その傍ら輕易な作業について訓練が與へられ、更にそれが治療の促進にも利用されたのである。治療作業を終へた者には、各種の工藝學校や市同業組合（city livery company）等に於て、更に訓練の課程が與へられるやうに取極めが行はれてゐた。この種の施設に對しては、法定委員會は授業料や維持費を支出して援助を與へた。

退役軍人を田園に植民する問題については、一九一五年七月十五日にハリー・ヴアネー卿（Sir Harry Verney）を委

員長とする委員會（Department Committee on Land Settlement for Sailors and Soldiers）が農漁大臣に依つて任命されたが、同年九月四日に提出された中間報告には、農業大學に於て五十名を定員とする無月謝の訓練課程が傷痍軍人のために提供されることを勸告した。

委員會は次いで翌一九一六年一月二十一日に本報告を提出して、國家が傷痍軍人のために企圖すべき植民計畫について勸告を行つた。その勸告の內容は、少くとも百家族からなる村落社會（village community）を建設して、植民に對しては土地を所有せしめるよりも寧ろ土地を貸與して耕作に從事せしめ、更に指導員を駐在せしめて農業の專門的指導に當らせることが考慮されてゐた。傷痍軍人のみのコロニーを建設することには委員會は反對であつて、如何なる村落においても傷痍軍人はその一部分を構成すべきである。但し比較的輕傷の者は多數これを吸收することが期待され得る。疑もなく、農業には傷痍軍人が働き得る分野が相當多數あり、從つて農漁省はこれに對する訓練施設を與へるべきである。適當な訓練を經た者は、若し他の事情が同一であるならば、國家の設立したるものたると又州委員會に依つて設立されたるものたるとを問はず、村落の居住者を選ぶに當つては、一部傷痍の者に優先權を與へることを除いては、健全なる退役軍人と同一の監督下にあるべきであつて、健全なる者と傷痍を受けた者とを取扱ふ別個の權力が存在することがあつてはならない。

以上がヴアネー委員會の傷痍軍人の植民に關する勸告の概要であるが、法定委員會は農業の訓練を受ける傷痍軍人の多數あることを希望し、ヴアネー委員會の勸告に從つて農業大學に於て農業に關する再教育の機會を提供することが出

來た。ところが、程度が少し高すぎたために少數の希望者しか見出されなかつたので、法定委員會はこれに代る方法として、傷痍軍人を個々の農家に住ませて訓練を受けることの可能性について州農業委員會と相談するやう、地方委員會に對して助言を與へた。

傷痍軍人の再教育に於て最も重要な積極的役割を演じたものは、地方教育當局を通じての各種の工藝學校、工業學校及び商業學校等の教育機關である。地方教育當局はすべて、これらの教育機關に於ける職業再訓練の機會の提供に對する地方委員會の申出には心からこれに應じた。斯くて法定委員會が恩給省に併合される迄に、これらの大學、工藝學校及び工業學校の提供したクラスは八十五の多數に達し、各種の學科又は產業の製作過程の教授が行はれた。

傷痍軍人に授けらるべき職業の種類を決定するに當つては、凡そ次の如き要素が考慮されてゐた。

一、戰前の職業

二、訓練さるべき職業の本人の年齡、傷痍及び身體的狀態に對する適否

三、訓練についての推薦（若しあるならば）

四、訓練さるべき職業に於て恒久的に生計を維持し得る機會の有無

一般に訓練について法定委員會の遭遇する困難は、訓練の機會を見出すことではなくて、寧ろそれを利用する人を見出すことであつた。戰爭中に在つては、勞働力の大拂底に依つて、殆んどすべての退役傷痍軍人が訓練を受けずに職業を見出すことが出來、又實際に於て傷痍軍人は一般に訓練を拒んで直ちに職業の就いたのである。

第六節　就職斡旋施設

傷痍軍人の保護に關する施設は、出來得る限り現存の施設を利用するといふ一般原則に從つて、法定委員會は若し職業紹介機關が滿足に傷痍軍人の就職問題を取扱ひ得るならば、特に傷痍軍人のための職業紹介局といつたものを設けることは望ましくないといふ方針を決定した。無論、職業紹介機關は法定委員會のこの方針に從つて實際にその使命を果したが、當時イギリスにはスコットランド及びアイルランドをも含めて四百ケ所以上の職業紹介所が存在してゐた。一九一六年十二月八日迄に十七萬五千百九十三人の退役軍人が勞働省職業紹介局に通告されたが、その中八萬五千百六十一人即ち約半數が職業紹介所を訪問した。その中就職した者は三萬八千七百七十六人であつて半數より稍々少なく、同じ日に未だ職業紹介所に登錄されてゐる者が二千六百十九人あつた。その他の者は舊職に復歸したか、又は身體的狀態に對する適否は疑問であるが、兎に角他の職業を見付けたものと信ぜられてゐた。

退役軍人の多數は勿論軍需工業關係の工場に吸收された。一九一七年一月に軍需大臣は訓練所（training center）を設立して、四週間から六週間に亘る初步の職業再教育を退役傷痍軍人に與へた。前に機械工業の熟練工であつた者には機械工具製作又は組立、熟練を要する操作、計器製作、及びその他の熟練を要する工程等に關する比較的程度の高い訓練課程が與へられた。この種の程度の高い課程には自然に普通の工場狀態の下で働き得る者のみが選ばれ、又前に何等かの機械に關する知識を持つてゐた者が喜ばれた。

一般に戰爭が繼續してゐる間は、傷痍軍人の就職問題は、餘程勞働能率を害されてゐる者でない限り、傷病軍人にとつ

て職業を見付けることは恐らく少しも困難ではなかつたやうである。然し、一旦戰爭が終熄した後は、たとへ一般産業狀態がどうならうとも、雇傭主が通常男子勞働者に依つて占められてゐる一切の工程に、恐らく身體の健全なる勞働者を採用するやうになるであらうことが當然懸念せられた。そこで、勞働省職業紹介局は豫めこの事態のあることを見越し、その對策として、法定委員會との協力の下に、各種の傷痍や疾病をもつ者が健全體と同樣に能率的に働き得る製作工程や職業の種類に關する資料の蒐集に着手した。このために、勞働省は多くの産業の中から特定の産業（special trade）を選定し、各産業別に夫々雇傭主と被傭者とから成る産業諮問委員會（Trade Advisory Committee）を任命して、當該産業に於ける各種程度並に種類の傷痍を有する者の働き得る部門、それに要求される積極的な資格・能力、訓練の性質及び訓練の機會の有無、賃金並に將來の見込、その他當該産業に就職するに必要なる諸條件について報告せしめた。これらの報告は更に訓練を受ける者に對して政府の提供する種々の恩給上の特典をも附記して極力訓練を受けることを慫慂した。これらの報告（Reports on Openings in Industry Suitable for Disabled Sailors and Soldiers）の最初のものは、（一）發電出張所番人、（二）映畫劇場内の職業、（三）洋服仕立業、（四）農業用トラックター運轉業であるが、更に一九一八年四月迄に家具業、皮革業、手縫製靴業、金銀細工業、齒科技工、航空機製作、卸仕立業、機械製靴業、籠製作業、（籐並柳細工を含む）、建築業、機械業、印刷業、映畫業に關する報告が追加された。

傷痍軍人の賃金の問題は最も困難な問題である。この厄介な問題を解決するために、勞働組合會議院内委員會は法定委員會の副會長と協議を進めた結果、勞働團體と雇傭主團體とから同數の代表を以て組織される賃金諮問委員會（Advisory Wages Board）を全國に亘つて設置することを決議した。そこで、法定委員會員は商務省に代表を派遣してこの種の委員會の組織を勸告し、その結果一九一七年の始めに二十の大都市に賃金諮問委員會が任命された。その主たる任務は、賃金に關して個々の場合に於ける退役軍人と雇傭主との間に起る紛爭の解決であるが、尙その外に委員會の助言を求められた時には、その地方に於ける勞働者であると雇傭主であるとを問はず、何時にても利用せられ得る。

法定委員會が商務省に提出した右の決議に表明された傷痍軍人の賃金に關する原則は、一般には健全な勞働者に比較しその生産高に應じて賃金が支拂はるべきである。若し生産高が決定要素となり得ない場合には、勞働能力に基いて賃金が決定せられるが、健全な勞働者と同一能率で働き得る傷痍軍人には全額賃金が支拂はるべきである。新職業に就く者に對しては一定の試驗期間の必要であることが認められてゐた。尙傷痍軍人の賃金を決定するに當つては、當該傷痍軍人が受ける資格のある一切の恩給はこれを考慮に入れてはならない。

第七節　地方委員會の活動と重要性

全國の州、特別市、人口五萬以上の市並に市區、及びその他の市並に市區に三百二の地方委員會が任命されたことは既述の通りであるが、その中約三分の二が特に傷痍軍人に對する醫療、訓練及び就職問題を取扱ふために特別副委員會を任命した。然し、特別副委員會の任命の如何を問はず、傷痍軍人の醫療及び訓練に關する仕事の大部分は、法定委員會の決定した原則に從つて、すべて地方委員會に依つて行はれた。地方委員會は傷痍軍人が擔當醫師の監督の下に治療を受けてゐる間とか、又は入院若くは通院患者として病院の積極的治療を必要とする時に各種の扶助を傷痍軍人に與へ、又適當な治療を與へ得る私立病院への入院を斡旋することが出來るが、これらの便宜は實際に於て極めて自由に行使

された。又通院患者として陸軍病院の治療を受け得るやうに陸軍當局との間にも交渉が進められたが、この交渉は一九一七年に滿足な結果が得られた。

現在ある病院又は療養所に於て與へられる以外の醫療が必要である場合には、法定委員會は地方委員會に對して、新施設の建設又は醫療の計畫に關する明細なる計畫書の提出を要求する。一旦地方委員會の右の計畫案が法定委員會の承認を受けると、地方委員會はそれ以上法定委員會の指示を仰ぐ必要なく、自由にその計畫を實施することが出來た。

醫療施設と同じく、地方委員會は訓練の計畫を立てる場合にも、その計畫案を法定委員會に提出して承認を求めることが必要である。一般にこの種の計畫案には種々の困難が見出されたけれども、多くは法定委員會に依つて承認を與へられた。

全部の地方委員會の中の約三分の二の提出した報告に依ると、一九一七年六月三十日迄に約七千二百四十八に醫療が與へられ、約千八百人に再教育の課程が授けられた。醫療又は訓練の希望を申出た傷痍軍人には大抵地方委員會に依つて必要な治療又は訓練が與へられた。

これらの地方委員會はイギリスの傷痍軍人に對する保護制度の中に於て個々の傷痍軍人が直接接觸する部面であり、謂はゞ法定委員會の手足となつて活動する機關である。從つて、それ丈け地方委員會の活動には大きな重要性があるのであるが、大體に於て地方委員會は忠實にその任務を果したといふことが出來る。法定委員會はその報告に於て地方委員會の活動につき「これらの委員會並にその副委員會の委員が陸海軍人及びその家族のために盡した仕事に對する溫い感謝をいくら述べて述べ過ぎることは出來ない」と述べてゐる。

地方委員會は委員の構成からいつても、又その活動の方法に於ても、イギリス及びアメリカ合衆國の慈善組織協會（charity organization）の地區委員會の組織に酷似してゐる。又地方委員會の委員や有給職員の中には多數の特志又は專門の社會事業家が含まれてゐたが、ディヴァイン氏に依れば、これらの社會事業家はその專門の知識と經驗とに依つて非常に重要な働きをなしたとのことである。然し勞働團體や地方官廳の代表は實際に地方委員會の仕事には積極的な役割を演じなかつたといはれてゐる。何れにしても大抵の場合に於て、法定委員會が設置される以前に類似の仕事をしてゐた人々が新機關の下に同じ仕事を繼續してゐたといふことが出來る。そしてこれらの地方委員會の職員が一貫して變らないといふことは、中央行政に關する方針の變更に伴つて豫想されるところの不便と衝激との發生を防ぐに役立つたといはれてゐる。

地方委員會は法定委員會に依れば、一般に同情的であり寬大になり勝ちであつた。恐らくは或る場合に於ては、國家の資金が餘りに自由に消費されたともいはれないでもなかつた。併し、總じて地方委員會の委員は法定委員會の決定した方針や原則を固く遵守して、公正なものについて扶助を與へ、又その親切心から國民の費用を濫費せしめないやうに努めたやうである。又地方委員會は、決して金錢上の扶助を與へることがその仕事の全部ではない。傷痍軍人の健康の恢復を圖り、訓練の機會を與へ、就職の斡旋を行ふことは勿論、恩給請求者の助言者となり、恩給請求者に代つて支拂係や恩給當局に問合せたり手紙を書いたりし、又恩給支拂の遲延又はその他の困難が生じた場合には必要なる援助を與へるなど、傷痍軍人や遺家族が直接接觸して生活その他の相談や指導を仰ぐのは、すべてこれらの地方委員會である。傷痍軍人の保護やその他の銃後の扶助の成績の如何は、大部分これらの全國三百餘の地方委員會の活動の如何に依ると

いつても決して過言ではないのである。

第八節　法定委員會の業績

以上述べた法定委員會の名の下に於て爲された建設的な事業の多くは、一九一七年の始めその職務が恩給省に移管される前の僅か一ヶ年の間に成遂げられたものである。而して法定委員會が愈々解散されて恩給省に合併される前の數ヶ月は、主として恩給省の創設に依つて生じた新情勢に自ら適應すると共にその縮少された任務を遂行し、一九一七年の春實施された恩給改正の立案に當つて恩給大臣に協力し、最後に自ら退くことに依つて最もよく本來の目的に忠實なる所以である、といふ結論に不承々々到達することに費したといふことが出來る。

尙法定委員會は一九一七年五月に主として地方委員會に對する通報機關として「戰時恩給時報」(War Pensions Gazette)を發行した。定價一ペニイ、六頁前後のもので、中央に於て決定された原則、各地方に於ける計畫や事業のニュースを提供するのがその目的である。

既に述べた如く、法定委員會はその事業を開始するに當つて、種々なる困難——財源を何處に求めるかといふ問題、法定委員會自體の變則的な性格、事務所の分散に依る事務聯絡上の困難、急速な解決を要する多種多樣の新問題の發生等の困難な問題に逢著せざるを得なかつた。併しながら、これらの困難に直面しながらも、法定委員會は僅か一ヶ年の間に多大の業績を成遂げたのである。ディヴァイン氏に依れば、「法定委員會のやり方は性急な國民にとつては餘りに小心であり、又不必要に愼重であるやうに見えるかも知れないが、この不滿は、法定委員會がその自由になる財源を以て、又それが置かれた事情の下に於て課せられた任務の遂行の仕方に向けられるよりも、寧ろ議會に於ける判斷の根本的誤謬に向けられるべきものである」。

法定委員會がその存在の僅か一ヶ年餘の間に成遂げた業績は、これを要約すれば、凡そ次の五項目に概括することが出來る。

一、醫療、訓練及び就職斡旋のための施設を提供するために既存のあらゆる公私團體間の協力の原則を確立したこと。

二、各種公私團體に依つて提供さるべき施設の種類に決定的な影響を與へたこと。

三、全國的な保護制度の輪廓を描いたこと。

四、全國に地方委員會の組織網を建設したこと。

五、約言すれば、理論上に於ても將又實際上に於ても、その後に至つても廢棄されないところの傷痍軍人保護の基礎を築いたことなどである。

第三章　恩給省の創設

第一節　恩給省の創設

一九一六年の終りに於て、傷痍軍人並に遺家族に對する恩給その他の保護施設を取扱ふ中央機關には、一九一五年の陸海軍戰時恩給法に依つて任命された法定委員會の外に、海軍省、陸軍省、チェルシー傷兵院その他の機關が存在してゐた。勿論、これらの機關の間には夫々の任務の遂行に當つては絶えず聯絡が保たれてゐた。併しながら、同一對象に對する保護施設が餘りに多くの機關に分掌されてゐたために、相互の間に多少の重復や摩擦が生じたばかりでなく、迅速を要する扶助がために相當な遲延を來たことも稀ではなかつた。殊に、地方當局の調査や處置を俟たずに、陸軍省が除隊するや直ちに不在手當を停止するために困難が生ずることは、最も普通に見られるところであつた。

從つて、これらの機關に分掌されてゐる保護事業行政を一つの中央機關に綜合統一することは、政府に於ても、將又議會に於ても、强く要望されてゐたところである。即ち政府は一九一六年十月に現在ある政府の一省の管轄下に置かるべき恩給院（Pensions Board）の設置を言明し、內閣調査委員會を任命してこれが調査立案に當らしめた。そしてその成案に基いて恩給院法案を議會に提出したのであるが、或る一省の管轄下に置かれる恩給院の如き小規模の機構では議員の滿足を得るに至らなかつた。そこで、政府は止むを得ず法案を撤回し、十一月三十日に更めて恩給省法案（Ministry

of Pensions Bill）を議會に提出し、無事議會を通過して、同年十二月二十二日御裁可を經て法律となつた。

恩給省創設の目的は、本法の劈頭に「恩給、給與金、及び扶助料に關する行政を統合する」ためであると規定されてゐるが、恩給省の創設に依つて從來他の機關に分掌されてゐた左の權限並に任務が恩給大臣に移管せられることゝなつた。

一、將校又は兵士として兵役に在つた者、その寡婦、子女、及びその他の家族、及び陛下の軍隊の看護事務に雇傭せられた者に對する、勤務恩給（service pension）以外の、恩給及び給與金に關する海軍省の權限並に任務

二、院內給與（in-pension）以外の傷痍恩給及び給與金の給與並に行政に關する王立チェルシー傷兵院委員會の權限並に任務

三、將校又は兵士として兵役に在つた者、その寡婦、子女、及びその他の家族、及び陛下の軍隊の看護事務に雇傭せられた者に對する、勤務恩給以外の、恩給及び給與金に關する陸軍評議會及び陸軍大臣の權限並に任務

恩給大臣は右の權限並に任務の外に、每年その事業に關する報告を議會に提出しなければならない。

尙法定委員會は引續き從來行はれて來た任務を行使するが、新設の恩給省との關係に就ては左の如く規定されてゐる。

一、一九一五年の陸海軍戰時恩給法に基く法定委員會の權限並に任務は、恩給大臣の監督の下に、且つ恩給大臣の指示に從つて、委員會に依つて行使遂行される。而して法定委員會は恩給大臣の要求ある一切の事柄に關する助言並に援助を恩給大臣に提供せねばならぬ。

二、一九一五年の陸海軍戰時恩給法に基いて組織された地方委員會は、恩給大臣の至囑に依り、恩給大臣の管掌する恩給及給與金に關して、從來法定委員會の至囑に應じて行使されてゐる如き、調査、報告、情報の蒐集並に提供、勸告及び給與金の交付に關する一切の任務を行使する。

從つて、恩給省の創設は別に新しい權限並に任務が新設省に附與されたのではなく、從來海軍省、陸軍評議會並に陸軍大臣、及びチェルシー傷兵院委員會に分掌されてゐた權限並に任務が移管に依つて綜合統一されたのと、法定委員會及び地方委員會に對する監督權が恩給大臣に附與されたのに過ぎなかつた。

恩給省初代の大臣には下院の陸海軍人保護對策特別委員會の委員であり、又法定委員會の委員でもある勞働黨出身のバーンズ氏（G. W. Burns）が任命された。法定委員會はバーンズ大臣に對し出來得る限り可能なる方法を以て協力したい旨の希望を述べ、又兩者の任務遂行の方法については協議の結果意見の一致が得られたので、兩者の關係は最初極めて圓滿であつた。

併しながら、時日の經過するに伴ひ、法定委員會は、一方恩給大臣が傷痍軍人の醫療や訓練に關する保護施設の一層直接的な統制を得んとして居り、他方屢々地方委員會から法定委員會を經ずに直接恩給大臣へ通信が行はれてゐることを發見した。勿論、恩給大臣と法定委員會との親密な關係は決して害はれなかつたけれども、兎も角行政上の困難が大であつたために、法定委員會は遂に一九一七年四月十九日の委員會の決議に基いて、その權限並に任務を恩給大臣に移管すべき時期が到達した旨の書翰(註)を總理大臣の許に提出するに至つた。

註　法定委員會は總理大臣宛の書翰に於て、委員會のなして來た事業、恩給省の新設以來その地位が全く變化せしめられたこと、卽ち現在の委員會の地位は變則的であつて、現在恩給省と法定委員會の間に分掌されてゐる任務は將來恩給省丈けに依つて最もよく遂行されることを述べた後、更にその任務が恩給省へ移管されるに當つては、法定委員會の規定の下に現在又は今後利益を受ける者が規定の變更に依つてその權利を害されないやうに保護さるべきこと、委員會の所有財產の處分、委員會の職員をその儘恩給省へ採用することなどについて、率直にその希望乃至意見を開陳した。

第二節　法定委員會の解散と特別給與金委員會の任命

法定委員會を恩給省に併合するといふ法定委員會の提案は、恩給省に於ても素より全く贊成であつて、唯だその舊き僚友に對する友誼上から自ら問題を提起するに忍びなかつたのに過ぎなかつた。かくて一九一七年八月二十一日に御裁可を經た陸海軍戰時恩給（權限移管）法（Naval and Military War Pension, etc.,（Transfer of Powers）Act, 1917）に依つて、法定委員會が解散せられると共に、恩給省に恩給大臣の任命に依る特別給與金委員會（Special Grants Committee）が設置せられ、法定委員會の權限並に任務は、新機關に適應するために廢止されるものを除いて、すべて特別給與金委員會に移管されることゝなつた。法律に規定された權限移管の內容は次の如くである。

一、恩給大臣は本法の通過後直ちに、本法のために「特別給與金委員會」として知らるゝ委員會を組織し、恩給大臣の任命する委員を以て構成せられるが定員は十二名を越えることを得ない。

二、委員會の委員を任命するに當つて、恩給大臣は法定委員會の委員、又はその關委員會の委員、又は地方委員會の委員の如き、特別の知識を獲得した者を委員の中に含むことの望ましきことを考慮せねばならぬ。

三、任命の日以後、法定委員會の任務は特別給與金委員會へ移管されると共に、一切の給與金又は手當に關して起るべき問題は特別給與金委員會に照會し、且つ委員會の決定を受けねばならぬ。

四、特別給與金委員會は恩給大臣の承認を經て、委員會の處務規程及び本法に基いて移管された任務の行使に關する規程を作成し例外的境遇に關する委員會の命令作成の權限の行使は恩給大臣の承認を經ねばならぬ。

五、特別給與金委員會は本法に基いて發生する一切の事柄に關して恩給大臣の要求する情報、助言、及び援助を恩給大臣に提供せねばならぬ。

尙法定委員會の職員はその儘恩給省に移されることが規定された。法定委員會の所有に屬する基金及びその他の財産については次の如くに處理された。

一、曩に一九一六年の法律に依り國庫から法定委員會に補助した基金の中、一定金額卽ち五十萬磅を「恩給省（特別給與金）會計」"the Ministry of Pensions (Special Grants) Account"（「特別給與金會計」"the Special Grants Account"と略稱）として恩給省に移管し、殘餘の金額は國庫に返濟する。

二、法定委員會に所屬するその他の一切の財産は愛國資金團に移管し、その約款及び法定委員會に依つて維持使用された目的のために、愛國資金團に依つて管理使用される。

第三節　恩給の改正

一　一九一七年の恩給改正

一九一五年下院特別委員會の勸告に從つて實施された恩給の改正は、一部傷痍の者に對する恩給査定に於て可能なる賃金獲得能力の推定の困難なること、及び一般に生活必需品の騰貴に對應する恩給增額の要望から、恩給受給者の間には現行の恩給に對する多大の不滿が醸醸してゐた。そこで、バーンズ恩給大臣は恩給省開設早々、先づ第一に恩給受給者のこの不滿の問題を取上げて、法定委員會との協力の下に恩給の改正に着手することゝなつた。その結果、陸軍恩給に對する新勅許（Royal Warrant for the Army）及び海軍恩給に對する新勅令（Order in Council for the Navy）が夫々一九一七年三月二十九日及び翌三月三十日に公布せられ、孰れも四月一日から實施された。傳統に依る行政上の手續から別個の法令が公布されたが、その內容は陸、海軍とも全く同一である。（註）

〔一〕傷痍恩給

一九一七年の恩給改正には恩給査定原則の上に少くとも二つの劃期的な重要な改正が行はれた。これに依つて、從來の恩給制度が全くその面目を一新するに至つた點に於て、一九一五年の改正と共にイギリスの恩給制度上に於ける最も重要な改正であるのみならず、この改正に始めて、恩給規定の上に醫療又は職業再教育を受ける傷痍軍人及びその家族に對する種々の恩給上の特典が加へられたことは、特に注目すべき點である。

（イ）恩給査定原則の改正

先づ第一に、一九一五年の恩給規定では、一部傷痍の者に對する恩給額は生業能力の損傷の程度に基いて決定されるのであるが、この規定は實際に於ては全く實施されてゐないことが明らかになつた。といふのは、この規定に於ては、恩給額の査定に當つて、身體的狀態の可能なる改善率、及びその殘存能力に依つて今後一般勞働市場に於て如何なる種類並に程度の職業に從事し得るかを豫見することが必要である。この決定を行ふものは陸軍省醫務局であるが、出來得る限り判斷の誤謬を避けるために、恩給は一般に最初六ヶ月間支給され、六ヶ月の終りに更にその身體的狀態並に賃金獲得能力について再檢査を行ひ、その結果に基いて恩給が決定せられる。從つて、恩給受給者の側に於ては、再檢査の

結果恩給の一部を失ふことを惧れて最善の能力を盡さないことになり、又雇傭主の側に於ても、再檢査に依つて恩給を減額されても賃金を增額する理由を發見しないのである。同時に、當時の產業狀態に於ては、餘程極端な不具者でない限り、傷痍軍人は誰でも一週少くとも二十五志、即ち推定賃金を含めて一部傷痍の者に支給される恩給の最高額に相當する賃金を獲得することが出來るのである。

換言すれば、右の原則は不可能なことを醫務局に課してゐることになる。のみならず、この規定は遊惰を奬勵し、儉約家には嫌忌すべき意味に於ける賃金の補助を行つてゐることにもなるのである。そこで、一九一七年の改正では右の原則を廢棄して、その代りに傷痍の性質そのもの、即ちその殘存能力を同年齡の普通の健康體の身體的能力と比較して判斷せられた傷痍の程度が、恩給を決定する要素とせられた。即ち左表の如く、各種の傷痍や疾病がその程度に應じて二〇パーセントから一〇〇パーセントに亙る八階級に分類され、各階級には夫々一定額の恩給が割當られてゐる。而して左の分類表に包含されてゐない傷痍に依る癈疾の場合には、その傷痍に最も近いと考へられる傷痍を代表する階級で恩給が査定せられるのである。

癈疾の程度	傷痍の種類	恩給額
第一級（一〇〇%）	兩肢又は兩肢以上の喪失、一上肢一眼の喪失、一下肢一眼の喪失、兩手又は十手指の喪失、一手一足の喪失、全失明、全身癱瘓、眞癲、永久臥床を結果する傷痍	二七志六片
第二級（八〇%）	兩足の喪失、肩關節に於ける右上肢の切斷、楊鎚なる顏面の毀損、全言語機能の喪失	二二志
第三級（七〇%）	下肢大腿部の切斷（骨盤帶を殘す）、又は肩關節に於ける左上肢の切斷、又は肘以上に於ける右上肢の切斷、全く耳を奪したるもの	一九志三片
第四級（六〇%）	膝及膝以上（第三級以外の）に於ける下肢の切斷、又は肘以上に於ける左上肢の切斷、又は肘以下に於ける右上肢の切斷	一六志六片
第五級（五〇%）	膝以下に於ける下肢の切斷（シリース及チョッパーツ切斷 "Syrie, and Chopart" を含む）又は肘以下に於ける左上肢の切斷、一眼失明	一三志九片
第六級（四〇%）	右手拇指又は四手指の喪失	一一志
第七級（三〇%）	左手拇指又は四手指の喪失、又は右手三手指の喪失	八志三片
第八級（二〇%）	左右孰れかの手の二手指の喪失	五志六片

左利の人の場合に於ては、左上、下肢の切斷は普通の人の右上、下肢の切斷と同一に看做されてゐる。この場合、右上、下肢の切斷に對して支給される恩給額は、普通の場合に於ける左上、下肢の切斷と同一であるのが當然であるが、さうであるとは明確に規定されてゐない。

傷痍軍人にして十六歳以下の子女を擁する者に對しては、更に傷痍の程度に應じて第一子一週五志、第二子一週四志二片、第三子一週三志四片、第四子以下一週二志の子女扶助料が支給される。この種の子女扶助料は一九一五年の規定では一律に一人に付き一週二志六片であつたから、相當な增額である。若しその子女が名目上の賃金しか貰つてゐない徒弟であるとか、又は中學校、工業學校又は大學に在學してゐる場合に在つては、子女扶助料は十六歳を過ぎても尙繼續され得る。更に精神的又は身體的虛弱に因り生計獲得能力のない者にして、それが十六歳に達する以前から存在してゐたものは二十一歳になる迄子女扶助料が支給される。

第一級、即ち百パーセントの傷痍に該當する者にして、常時附添人を必要とする場合には、規定の傷痍恩給以外に更に一週二十志を越えざる特別手當が支給される。

傷痍の程度が二〇パーセント以下と査定された場合、又は傷痍軍人自身にとつてそれが有利である場合には、恩給及び子女扶助料の代りに、一時賜金又は一時手當の支給を受けることが出來る。その金額は恩給大臣の定める條件の下に傷痍の程度及びその他の事情に依つて決定されるが、二百磅を越えることは出來ない。

醫學的に軍務に堪えざる者として退役させられた者にして、その傷痍が軍務に基因するのでもなければ軍務に依つて惡化されたものでもなく、又本人の重大な怠慢又は過失に依るものでもない場合には、一時賜金又は一時手當が支給さ

れる。例外の場合には百磅迄給與されるが、一般には傷痍の程度、勤務年數並に勤務狀況、及びその他の事情に基いて決定される。

次に一九一七年の恩給改正に於ける第二の大きな原則上の變化は、戰前に於ける財政狀態を考慮に入れた所謂「選擇恩給」(alternative pension) の原則が採用されたことである。その規定は、子女扶助料（若しあれば）を含めた最低恩給に本人が尙獲得し得る平均賃金（若しあれば）を加へた金額が戰前の收入よりも少ない者は、一時又終身、その最低恩給及び子女扶助料の代りに、本人が獲得し得ると判斷せられる平均賃金收入（若しあれば）を加へて最高一週五十志迄戰前の收入を越えざる恩給の支給を受けることが出來る。尙戰前の收入が一週五十志から百志迄の間の者に在つては、最高一週七十五志迄の選擇恩給が支給される。

この原則の背後に在る思想は、出來得る限り、傷痍軍人をしてその傷痍のために戰前に維持してゐた生活標準を低下せしめないといふことである。從つて、この原則は包括的であると共に魅惑的であり、又特に高等專門職業に從事してゐた者及び熟練勞働者にとつて有利であることが期待されるが、然しその運用は可成り微妙のやうである。即ちこの規定に於ては、戰前の收入決定の困難があるのみならず、一九一五年の規定に於ける一部傷痍の者に對する恩給決定の場合と同樣に可能なる平均賃金の測定が必要である。

一九一八年四月地方委員會の主事に發した通牒に於て、戰前の收入が一週二十七志六片（最高傷痍恩給）を越えたといふ合理的な根據のある寡婦（後述の如く選擇恩給は寡婦に對する恩給にも適用される）及び全身傷痍の者に特に選擇恩給が適用されることが指示された。選擇恩給は勿論一部傷痍の者にも適用するけれども、この通牒に勸告されなかつ

たのは、當時一部傷痍の者は戰前の職業に復職し得る上に、一般に高賃金であるため、多くの場合戰前の收入以下とは認められない生業能力を有つてゐるが故に、還擇恩給の適用を受ける資格がないからである。一九一七年九月迄に四百乃至五百件の還擇恩給が支給された。

恩給の給與に當つて、傷痍の程度が未だ最後的に決定され得ない者の場合に於ては、その時の症狀に相應した率で恩給が一時的に支給される。恒久的査定が決定され得る迄は、その給與は時々審査を受けねばならぬ。然し一旦恒久恩給が支給されてからは、假令再教育の結果たると又はその他の原因に依るとを問はず、その生業能力に變化が生じても恩給を變更せしめられることはない。又恒久恩給査定後、症狀が實質的に進展したと恩給受給者から申出た場合、及び還擇恩給で査定される方が有利であることを恩給受給者が示す場合の外は、再審査を受けることはない。

(ロ) 醫療及び再教育に對する特典

尙一九一七年の改正には、傷痍軍人をして必要なる醫療及び職業再教育を受けしめるために、恩給の給與に對する種々の條件又は特典の規定が新に設けられた。この恩給の給與と醫療及び訓練との關係が賢明に結ばれてゐたことは、養の査定原則の改正と共に本改正に於ける最も注目すべき重要な點である。當時尙一般に、醫療又は訓練を受けた結果生業能力が增進した場合には恩給を減額されるといふ疑念が懷かれてゐたが、この疑念を解き、又利用し得べき機會を出來得る限り利用せしむるために極力努めてゐる政府當局の態度が、これらの條件又は特典の規定の間に明瞭に看取することが出來るのである。

先づ、恩給及び子女扶助料の半額は、本人のために醫療が必要であると認められる期間、サナトリウム、病院、恢復期患者ホーム又はその他の所に於て必要なる治療を受けるといふことが條件で給與される。

傷痍のため特別の治療を受け又はサナトリウム、病院、恢復期患者ホーム、精神病院、又はその他の施設に於て療養を受くべしと認められ、又は工業學校又はその他の所に於て訓練を受くべしと決定せられ、しかもそのために自己及び家族の生計を維持し得ないと考へられる場合に於てはすべて、規定の恩給の代りに、治療又は訓練を受けてゐる期間に限り、恩給大臣の定める條件の下に、次の(イ)(ロ)の中孰れかより多額の手當が支給される。

(イ) 最高級の傷痍に相當する恩給を下らざる金額の手當、及び治療又は訓練のために家庭から離れて生活する必要のある場合に於ては、更にその妻子又は治療又は訓練の開始する時迄その扶持を受けてゐた家族に對して支給される扶助料

(ロ) 全然生業能力のない場合に於て、還擇恩給の規定に基いて支給される最高恩給と同額の手當

施設に宿泊する場合には、その施設に於ける本人の生計費として、前項の規定に基いて支給される手當の中から、恩給大臣の定める金額及び條件に基いて控除が行はれ得る。

傷痍軍人の治療又は訓練に關する負擔、授業料、又はその他の出費はすべて、他に規定なきものは、恩給大臣の定める條件に基いて支拂はれ得る。

訓練期間の修了の際には、每週五志の割合で訓練を受けてゐた期間に相當する金額が傷痍軍人に支給される。

傷痍に因つて治療を受ける必要があると認められるすべての場合に於て、その治療のために自己及び家族の生活を扶持し得なくなることはないが、一週に一回又はそれ以上仕事を留守にする必要のある者は、規定の恩給の外に、仕事を

留守にする必要のある期間に限り一週十志を越えざる手當が支給される。

〔二〕 遺族扶助料

戰死した者、戰闘に於て受けた傷痍のため傷痍を受けてから七年以内に死亡した者、又は在役中に生じたと證明せられる疾病に因り該疾病のため退役してから七年以内に死亡した者は、その戰死又は死亡が重大なる怠慢又は過失に因るものでなければ、その寡婦、子女、及びその他の家族に對して恩給が支給される。

寡婦に對する恩給は一九一五年の規定に比して一週十三志九片に增額せられ、外に夫の埋葬費として三磅を支給される。寡婦が四十五歳に達すると一志三片を增して一週十五志に增額せられる。寡婦に於ても傷痍軍人の場合と同じく、それが有利であると考へられる場合には訓練を受けることが奬勵され、訓練を受ける者に對しては訓練を受けてゐる期間の間十三週間迄一週に付き十二志六片の手當が支給される。

寡婦の子は最高級の傷痍恩給を受ける傷痍軍人に支給される子女扶助料と同額の子女扶助料が支給される。即ち、第一子に對して一週五志、第二子に對して一週四志二片、第三子に對して一週三志四片、第四子以下に對して一週二志六片である。母を有せざる孤兒に對する扶助料は第一子一週七志、第二子以下一週六志に增額せられた。子女扶助料は十六歳に達する迄支給せられ、中等學校、工業學校又は大學に通學してゐる者、又は精神的又は身體的虚弱のため生計を獲得し得ない者は二十一歳迄繼續され得ることは從前の規定通りである。尙寡婦が再婚しても子女扶助料は停止されることはない。

若し寡婦の受ける恩給が子女扶助料を合して、最高一週七十五志夫の戰前の收入の半分に達しないことが證明される場合には、選擇恩給、即ち寡婦の受ける恩給及び子女扶助料の代りに、夫の戰前の收入の半分と同額の、即ち最高一週三十志六片の扶助料の支給を受けることが出來る。

妻子の外、兩親も亦、若し全然又は一部分戰死者の扶助を受けてゐたならば、扶助料を受けることが出來る。又、假令入隊前戰死者の扶持を受けてゐなくても、入隊の時に年期奉公人か又は中學校、工業學校又は大學に通學してゐたならば、その兩親は病弱又は老齡のため自活出來ない時には、扶助料が支給される。若し戰死者の母親が戰爭中に寡婦となり、病弱又は老齡のため自活出來ない場合には、戰前に於ける扶持の有無如何を問はず、扶助料が給與せられる。親に對して支給される扶助料は兩親たると又片親たるとを問はず、同一額であつて、その最高額は一週十五志であるか又は戰死者の扶助を受けた場合に於ける扶持額かの中の孰れかより少額の扶助料が支給される。

妻子及び兩親以外の遺族は、別居手當を受け得る資格のある者は、特に窮乏して自活出來ない場合には、自活出來ない期間及び戰後二十六週間に限り一週五志の一時賜金が支給される。その他の遺族は戰死者の一ケ年間の給料と同額の一時賜金、又は最近一ケ年間の別居手當及び割當と同額の一時賜金が與へられる。

遺族中の女子にして結婚又は再婚する場合には、二十六週間の扶助料と同額の一時賜金が支給されるが、扶助料そのものは停止される。

〔三〕 不在手當

不在手當は十四歳以下の子女に對して丈け增額が行はれた（海軍に在つては一九一七年一月十八日、陸軍に在つては同年一月十五日より實施）。即ち、第一子に對し一週二志、第二子及び第三子に對し一週一志六片、第四子以下に對し一

週一志宛夫々増額が行はれた。十四歳以下の孤兒に於ても、第一子に對し一週二志、第二子以下に對し一週一志宛増額せられた。その他の規定は從前の通りである。

註　恩給は一九一五年の改正以來、陸、海軍とも同一額であるが、行政上の手續から別個の法令の公布に依つて實施される。卽ち海軍恩給に對しては Order in Council、陸軍恩給に對しては Royal Warrant が公布される。(Order in Council と Royal Warrant との相違は、筆者にも餘り明瞭ではないが、前者は國王に附與せられた各種の法制上の權能が行使される一般的手段として用ひられるのに對して、後者は國王が自らの發動に依つて施行上の權限を與へる方法であると解釋されてゐるやうである。又海軍恩給の給與は明らかに一八六五年の海軍俸給並に恩給法 (Naval and Marine Pay and Pension Act, 1865) に依つて附與されたものであるが、陸軍恩給は單に恩賜より出たもの (Royal Bounty) であると考へられてゐる。兩者別々の法令が公布されるのについては、勿論それらの歷史的傳統にも依るが、又右のやうな理由にも依るやうである。實際の手續に於ては、海軍恩給は恩給大臣が豫め規定を作成して御裁可を求める。これに對して、陸軍恩給は Royal Warrant に依つて恩給大臣に恩給の給與を命令するのである。併しながら、その內容は Order in Council、Royal Warrant 共に同一である。

二　一九一八年の恩給改正

翌一九一八年四月十七日の勅許に依り、一般に生活費の騰貴に應するために又恩給の改正が行はれた。別に新しい原則は採用されなかつたが、恩給受給者にとつて有利な方向に幾つかの改正がなされた。

先づ第一に、傷痍の程度に應じて八階級に分類されてゐたのが、二、三上の階級へ引き上げられたものがあつた外に、一階級を增加して九階級となつた。卽ち「兩足の喪失」は第二級から第一級へ引き上げられ、「肩關節に於ける右上肢の切斷」は第二級から分離して一階級を構成し、傷痍の程度は九〇パーセント、一週二十四志九片の最低恩給が支給される。

又「肩關節に於ける左上肢の切斷」は七〇パーセントから八〇パーセントに引き上げられ、その他の順位は孰れも從前通りである。

傷痍軍人に支給される子女扶助料は第一子に對し一週六志八片、第二子に對し一週五志、第三子以下に對し一週四志二片に夫々增額せられた。

治療又は訓練中の傷痍軍人には最高級の傷痍に相當する恩給と同額の手當と共に全額の子女扶助料が支給されるが、治療又は訓練のために家族と別居する必要のある場合には、一九一七年の規定よりも更に優遇の途が講ぜられ、右の手當並に子女扶助料の外に、妻には寡婦の受くべき恩給に相當する金額の扶助料、治療又は訓練が開始する時迄その扶持を受けてゐた家族には一週十志を越えざる金額が支給される。

訓練が終了した際、訓練を受けた職業について道具を備へる必要のある場合には、道具購入費として十磅を越えざる給與金が支給される。

尙選擇恩給に關する規定に、兩上肢又は兩下肢の喪失又は兩眼の失明を來たした者の場合に於ては、その獲得し得る平均賃金を考慮に入れない條項が新に附加された。

傷痍が軍務に基因せず、又は軍務に依つて惡化されたものでない傷痍軍人に支給される一時賜金は百磅から百五十磅に增額された。又その人が入院治療を必要とする場合には、戰時中及び戰爭終了後十二ヶ月間治療が與へられ、治療中には全額扶助料が妻子に支給される。

最後に、一九一五年以來、恩給當局に依つて、その傷痍が軍務に關係がないといふ理由を以て明らかに專斷的に恩給

の給與が拒否される例が尠くなつた。これに對しては、恩給受給者の間に非常な不滿乃至苦情があつたのであるが、漸く一九一八年の恩給改正に當つて、政府はこの不滿を緩和するために、その傷痍が軍務に「基因する」か、又は軍務に依つて「惡化された」と認めらるべきか否かを決定する機關として、恩給大臣に依つて任命せられ、州裁判所判事の監督下にある恩給控訴院（Pensions Appeal Tribunal）を設置することゝなつた。恩給の給與を拒否された場合、不服の者は右の恩給控訴院に提訴してその決定を仰ぐことが出來るのである。

第四節　補助給與金に關する命令

法定委員會の恩給省への併合に依つて、「例外的境遇」に在るため國家から支給される均一率恩給を補助する補助恩給及び特別手當の給與に關する任務は、恩給省に新設された特別給與金委員會に移管されたが、特別給與金委員會は實に法定委員會の採用した一般原則には別に何等の變更をも加へなかつた。一九一八年に公布された命令は主として、法定委員會の定めた命令よりも更に詳細且つ明確に規定したに過ぎず、「例外的境遇」に關する說明も實質的には相違がなかつた。その主なる變更は左の如くである。

法定委員會の命令では、戰前の收入の多寡に依つて受領する補助給與金に相違があつたが、新命令では「例外的境遇」のため國庫から支給される均一率恩給を補助する給與金に對して一定の最高額が規定せられた。即ち子女に對する一人に付き一週二志六片の扶助料をも含めて一週最高十志の補助給與金が支給されることゝなつた。

その傷痍は軍務に基因するが、何等かの理由に依つて國庫から支給される均一率恩給を受領する資格がなく、而も例外的に困窮の事情に在る傷痍軍人に交付される特別手當は、最高額一週二十志から二十七志六片に增額せられ、更に子女には各々扶助料が支給される。

尙補助恩給及び特別手當は共に一時に六ケ月丈け支給される。

一般の兵士にして、その一般的・經濟的狀態が將校の夫と同一である場合に於ける補助給與金は、法定委員會の定めた規定通り依然として將校と同率である。

戰死者及び傷痍軍人の子女の教育費に對して給與される扶助料の規定もその儘存置せられてゐるが、左の如くその規定が一層明確になつたばかりでなく、相當な增額も行はれた。

（イ）　五歲以上十三歲以下の子女の場合に於て、晝間學校に通學してゐる者は年二十磅を越えざる金額の授業料、及び通學費その他の必要なる費用のため年五磅を越えざる金額が支給される。

（ロ）　十三歲以上二十一歲以下の子女の場合に於て、晝間學校に通學してゐる者は年二十五磅を越えざる金額の授業料、及び通學費その他の必要なる費用のため年十磅を越えざる金額が給與される。

（ハ）　二十一歲以下の者にして、寄宿學校又はカレッヂに在學し、家庭から離れることを必要ならしめる子女の場合に於ては、年五十磅を越えざる金額が支給される。

右の教育費の給與の外に、奬學金制度も設けられてゐた。この制度は地方教育當局又は特別給與金委員會の認定する學校に通學してゐる者にして、學校に於けるその勤勉と行爲について滿足な報告のあることが條件とされてゐる。

尙一九一八年に發せられた補足的通牒には、醫者の證明で特別の食事を必要とする者は一週十志迄の特別給與金が與

へられることが明記されて居り、更に技能を有つてゐる者とか又は有能なる傷痍軍人の場合には、自力で商賣を開始せしむるために二十五磅迄の給與が與へられることも規定されてゐる。

第五節　醫療及び再教育施設

傷痍軍人の保護優遇に對する國家の責任は決して恩給の給與のみを以て消滅すべきものではない。傷痍軍人をしてその健康の恢復を圖り、前職に復歸し得ない者に對しては適切な職業再教育を施し、以て出來得る限り完全にその國民並に職業生活を復活せしむることが傷痍軍人保護の第一義であり、政府の先づ第一に爲すべき義務であることは、地方行政院の任命したマレー委員會の勸告以來、官民の間に於ける一致した意見である。從つて新設された恩給省に於ては、恩給の給與は勿論その最も重要なる任務の一つであるけれども、最も重要視されたのは傷痍軍人の産業並に社會生活の復活を圖る醫療及び再教育の問題であつた。このことは、バーンズ氏の後任者たるジョン・ホッヂ大臣（John Hodge）が恩給省を以て、「復活省」（Ministry of Restoration）であると呼んだのに徴しても極めて明らかなところである。

併しながら、戰爭繼續中は軍需工業方面に於ける需要のために一般に勞働力が拂底し、それに依つて餘程勞働能率の毀損した者でない限り、大抵の傷痍軍人は醫療又は再教育を受けずに而も高賃金で以て雇傭された。そこで、この高賃金の誘惑に對して、政府は傷痍軍人をして必要な醫療又は再教育を受けしめるために、恩給の增額や特別手當の給與等に依る恩給上の特典を附與し、傷痍軍人の產業的將來のために極力便宜を圖つたのである。これらの醫療及び再教育に對する恩給上の優遇特典については既に前々節に述べたところであるから、それはさて措いて、左に恩給省創設以來計畫實施された主なる醫療及び再教育に關する施設について述べることゝする。

一　醫療に關する施設

バーンズ大臣は先づ、除隊後醫療を要する者のための醫療施設の新設增加を圖ることが急務であると考へ、これがために、恩給省、陸軍省及び赤十字社の代表を以て組織される聯合施設促進委員會（Joint Institution Committee）を設置した。かくて、これらの聯合委員會に依つて、イングランドとスコットランドに神經衰弱及び癲癇の治療病院、イングランドに半身不隨及び結核の重症患者を收容する病院の建設が促進されたが、更にスコットランドに於ては整形外科の治療のための收容施設の增加擴張をも圖つた。

次いでバーンズ大臣は醫療施設の調整と擴充を圖るために、一九一八年の初恩給省に醫務部（Department of Medical Services）を新設し、ジョン・コリー卿（Sir John Collie）を初代の醫務監督官（Director of Medical Services）に任命した。醫務部の新設は從來、前述の聯合施設促進委員會（既に廢止されてゐた）、チェルシー委員會及び神經衰弱科委員會（Board of Neurasthenics）等に於て取扱はれてゐた關係事務を綜合調整するためであるが、同部の新設は恩給省の行政組織に於ける最も重要な變革の一つであると考へられてゐた。

一九一八年三月には恩給大臣は言語機能の障害を受けた退役軍人を取扱ふために恩給省に特別聽官委員會（Special Aural Board）を設置し、ロンドン中央耳鼻咽喉科病院の相談醫ダンダス・グラント少佐（Major Dundas Grant）を委員長に任命した。この委員會は治療に關する施設の外に、全國口話教授協會の經營にかゝるカレッヂ（College of

the National Association for the Oral Instruction of the Deaf) に啞の退役軍人に讀唇法を教授する特別のクラスをも設けた。

尙この時期に於て、除隊後家庭に在つて通院患者として治療を受ける者のため、又工場に於て訓練を續けながら治療を受ける者のために、民間病院に附屬整形外科病院を附設する試みが行はれたが、この試みは醫療施設の擴充のために採用された一つの新しい要素である。

總じて一九一八年の終り迄に各種の醫療施設に於て醫療を受けた退役傷痍軍人の總數は約六萬人の多數に達した。

二　再教育に關する施設

傷痍軍人の職業再教育に關する問題は恩給省の再教育監督官の下に於て統轄されてゐるが、再教育監督官 (Director of Training) には、大戰勃發後眞先に傷痍軍人の職業再教育に乘り出したロンドンのリーゼント街工業學校の前校長たるロバート・ミッチェル少佐 (Major Robert Mitchel) が任命せられた。

大戰開始以來、再教育施設を提供せんとする一般國民の熱意と努力の結果として、全國各地に各種の職業に對する大小樣々の規模の職業再教育施設が簇生した。或るものは地方教育當局の下にある現存の教育機關に附設せられ、或るものは慈善團體の經營に係り、或るものは專ら戰傷者の職業再教育のために新設せられ、又他のものは私人や工場主や市同業組合等が特別の關心を以て設置したものである。これらの再教育施設は戰時中並に戰後を通じて約三百ケ所の多數に上つたが、それらの間に於て、傷痍軍人の再教育に最も大きな役割を果したものは既に述べた如く、地方教育當局の

工業學校、工藝學校、商業學校等の教育機關であつた。

地方委員會及び聯合地方委員會は絕えず傷痍軍人の職業再教育に關する新しい計畫案 (scheme) を樹立して恩給省の承認を求めた。恩給省ではこれらの計畫案について仔細に吟味檢討を加へた上、適切なものに承認を與へたが、一旦承認を與へられた計畫は各地方委員會が自由にそれを實行に移した。恩給省から承認を與へられた計畫の二、三の例を擧げれば、例へば、カンノート及びレンスターの聯合委員會ではグブリン市に於て主なるホテルと協力して傷痍軍人をホテルの食料品係や給仕などに訓練する計畫を提出して承認を與へられた。又ノーサムプトン地方委員會では傷痍軍人を理髮師に訓練する計畫、及び限られた少人數を對象とする光學器具製作の計畫が承認を與へられた。後者の訓練の計畫は戰爭に依つて需要が激增したと同時に、從來主としてドイツ、オースリヤ及びアメリカ邊りから供給を仰いでゐたのが杜絕えたのに應ぜんがためでもあつたのである。

高い程度の教育を受けた者に對する再教育施設は比較的に少數である。前述の光學器具製作に對する訓練の計畫はこの方面へ一步を踏み出したものといふべきであらう。小學校教員の志望者にして適當な者には、これに關する養成計畫も進められた。又キッチナー卿記念財團委員會 (Committee of the Lord Kitchener Memorial Fund) は諸外國、特に聯合國に於て商業技術を研究せんとする退役軍人に奬學資金を提供することを決定したが、その中には傷痍軍人も含まれるであらう。

應募前徒弟修業中の者にして、應募のために修業を中絕された者は、更にその修業を完成するために政府から扶助を與へられたが、その中には傷痍を受けた者も包含されてゐる。

尙襄に勞働省は法定委員會、續いて恩給省と協力して、多數の産業の中から特定の主要なる産業を選定し、各産業別に雇傭主と勞働者の代表を以て組織する全國産業諮問委員會(National Trade Advisory Committee)(註一)を任命してその産業内に於ける傷痍軍人の働き得る分野及び産業内に吸收されるに必要なる訓練その他の條件に關する協定を報告せしめたが、これらの「特殊産業」(special trades)、即ち勞資間に協定の成立してゐる産業はその後大戰直後を通じて約三十種に上つてゐた。勿論、必要なる訓練に關する協定の條件は産業に依つて必ずしも同一ではないが、全般的にいつて、先づ九ケ月乃至十二ケ月間政府から全額扶持を受けながら訓練されることが必要とされてゐた。或る場合には、始めから私人の工場に於て見習工として訓練を受けることも許されてゐる。然し、再教育を受けた者の大多數は公私の再教育施設で訓練された後更に私人の工場で訓練を受けた。又この過程に依る訓練が最も徹底的に行はれ得ることは實際の經驗の示すところである。

再教育に關する右の條件は必ずしも「特殊産業」にのみ限られてゐるのではない。「特殊産業」以外の多數の職業についても、大體同一の條件が考へられてゐる。たゞ「特殊産業」に於ては、その産業内の職業について訓練を受け又訓練後その職業に就くには、地方專門諮問委員會(Local Technical Advisory Committee)(註二)の承認を受けねばならぬが、勞資間に協定の結ばれてゐないその他の産業に在つては承認を受ける必要がない。

再教育施設に於ける訓練の費用はすべて全額國庫が負擔する。私人の工場に於ける訓練は訓練期間中維持費の一部を雇傭主が負擔し、他の一部を國家が負擔する。雇傭主の負擔する割合は訓練を受けてゐる期間が長くなるにつれて增加し、從つて國家の負擔額はそれ丈け減少する譯である。又再教育施設に於けると私人の工場に於けるとを問はず、訓練を受けてゐる間は恩給上の種々の特典が支給されることは既述の通りである。

恩給省は一九一八年四月地方委員會に通牒を發して、傷痍軍人の再教育を受け得る資格規定を定めた。それに依ると、その傷痍が大戰中に於ける軍務に基因し又は軍務に依つて惡化した者に限り、國家の費用で再教育の機會が與へられる。その傷痍の狀態が職業の轉換を必要とするのでなく、單に他の職業に轉じたい者は再教育を受ける資格がない。國家の費用に依つて再教育を受け得る者は、少くとも次の理由の中の一つを有する者であることが必要である。

一、身體的に原職に全然復歸し得ないもの

二、健康に障害を與へる危險を冒さずしては戰前の職業に復歸し得ないもの

三、應募前熟練勞働者であつて傷痍の結果、戰前の職業に於て、若し傷痍がなければ獲得し得ると推定せられる賃金を得ることが期待され得ないもの

四、應募前不熟練勞働者であつて、傷痍のため引續き前職を繼續することが不安である惧のあるもの

一九一八年の終り迄に約八千人の退役傷痍軍人が各種の再教育施設に於て訓練を受けた。傷痍軍人の職業再教育は後述の如く、大戰終結後大量の再教育を要する傷痍軍人の存在に當面して、現在の恩給省の組織と機構を以てしては取扱ひ切れないことと、技術的に恩給省で取扱はれることが必ずしも適當でないことが痛感されたので、政府は一九一九年八月以降傷痍軍人の就職問題と共にこれを勞働省に移管した。從つて、恩給省は專ら恩給と醫療の問題とを取扱ふことゝなつたが、一九一九年八月迄に恩給省の管掌下に於て再教育課程を修了した傷痍軍人は約一萬一千人である。

註一　全國産業諮問委員會は選定された各「特殊産業」別に勞働省が任命する。一般に全國的な雇傭主及び勞働者團體の代表者同數を

以て組織される。その任務は、傷痍軍人の再教育組織のための一般的條件に關して助言を與へること、再教育に關する最良の方法、訓練施設が設置せらるべき場所、及び政府、雇傭主、傷痍軍人が各々分擔すべき義務について指示することである。

註二　地方專門諮問委員會は全國産業諮問委員會の助言に從つて恩給大臣が任命する。一般的原則としては、その地方に於ける當該産業の雇傭主及び勞働組合の代表者同數を以て組織される。その任務は、(一)　傷痍軍人が訓練さるべき職業、工藝學校又はその他の私設の再教育施設に於て授けられ得る訓練の價値、訓練期間中傷痍軍人に支拂ふべき賃金、及び一般に再教育に關聯する一切の問題に關して地方の再教育主任者に助言を與へること、(二)　その所屬する全國産業諮問委員會から問合はされる問題について助言することである。又全國産業諮問委員會は一般に、當該産業に於ける可能なる勞働吸收力に應じて、各職業並にその地方に於ける訓練を受けることを許さるべき傷痍軍人の人數の決定、訓練に關する協定の實施について傷痍軍人と雇傭主との間に起るべき紛爭の調停等の任務を地方專門諮問委員會に委任してゐる。從つて、傷痍軍人がその産業についてその地方に於て再教育の課程を修め、又は修了後その職業に就くには、その地方專門諮問委員會の承認を受けることが必要である。

第四章　大戰後の新情勢に對應する保護施設の擴充

第一節　恩給行政機構の改革

一九一八年十一月十一日休戰條約が締結され、前後五ケ年に亘り戰亂の巷と化した歐洲の天地に再び平和の陽光が射し込むと共に、戰線からは護國の勇士が陸續と英本國へ送還され、次いで大量の復員が開始せられた。世界大戰に依る傷痍軍人並に遺家族保護の目的を以て創設された恩給省は、この時漸くその組織を整備し、愈々本格的の事業に着手し始めたところであるが、然し當初計畫された恩給省の組織と機構を以てしては、この一時に殺倒する大量の退役傷痍軍人及びこれに關聯する遺家族保護の問題を處理するには適しなくなつた。他方、軍隊からは復員が急速に行はれた。翌一九一九年三月迄に一日約五萬人の除隊が行はれ、一九一九年の一ケ年間丈けでも約四百萬人の多數に上つた。

除隊に際しては、各除隊兵に規定の樣式の用紙が渡され、規定の欄に記入して署名することが要求される。即ちこれに依つて、戰鬪又は軍務に基因する傷痍を受け又は疾病に罹つてゐる者は、その事實を申出る機會が與へられるのである。傷痍を受け又は疾病に罹つてゐることを申出た者は直に軍醫がこれを診査してその結果を恩給省に報告する。恩給省ではその報告に基いて規定の恩給又は手當等を支給し、又醫療、再教育又はその他の必要なる保護の途を講ずる。恩給省から與へられる保護の決定される迄の間、又は緊急を要する場合には、地方委員會が臨時的に應急の處置を講ずる

權能が附與されてゐるが、このことは既に述べたところである。ところが、一九一九年の後半になつてから、一旦除隊されて家庭に歸り、自己の職業に復歸して後、軍務に因る苦痛又は傷害を發見して國家の保護を要求する者も多數現はれて來た。これらの除隊後傷痍又は疾病を申出た者をも包含して、一九一九年中に約八十四萬人の傷痍恩給申請者が現はれたが、その中約七十一萬人に國家から補償が與へられた。

併しながら、この大量の恩給申請者に對して、その要求を調査して恩給下附の可否の決定、給與さるべき恩給額の査定を行ふには、當時の恩給省の組織と機構を以てしては、恩給給與の遲延を來たすことは殆んど不可避の狀態であつた。更に困難なことには、單なる行政機構上の問題に加ふるに、他の困難な要素が現はれて事態を一層紛糾錯雜せしめた。當時、戰後の物價騰貴に依る生活費の高騰は戰前に比して二倍以上に達したが、政府はこれに應ずるために一九一八年十一月一律に二〇パーセントの特別手當（bonus）を恩給受給者に支給した。即ち、最下級の兵士に對する最高恩給は一週三十三志に增額されることゝなつた。併しながら、當時の一般の高賃金に比較して二〇パーセントの增額では尙不充分であると考へられ、從つて恩給受給者の間からは更に增額の要求の聲が强く叫ばれたのである。

右の樣な事態に當面して、政府は遂に恩給行政機構の改革整備を決意し、一九一九年一月行政機構改革の使命を帶びてワオーシングトン・エヴアンズ卿（Sir L. Worthington Evans）が恩給大臣に任命された。

エヴアンズ新大臣は就任後直ちに所管事務の整理充實に着手すると共に、組織並に陣容の整備擴充を圖つた。先づ傷痍軍人の職業再教育及び就職斡旋に關する事務は、恩給省にはこれを充分に效果的に處理する丈けの機構的・技術的・人的要素を缺いて居り、勞働省に於て取扱はれるのが一層至當であると考へられたので、一九一九年八月から勞働省に移管された。そしてこれらに關しては、文部、農漁兩省は夫々その所管の關係部門に於て勞働省と協力することゝなつた。恩給省はこれに依つて、專ら恩給の行政に關する事務と傷痍軍人の醫療に對する責任を有することゝなつた。右の移管と同時に、エヴアンズ大臣は更に醫務關係の人的要素の充實を圖るために、中央並に地方を通じて新に多數の醫務員を配置して、恩給の迅速なる査定、傷痍軍人の健康恢復に萬全を期した。これらの醫務員には從來國民兵役省（Ministry of National Service）の募兵團に勤務してゐた醫師が主として動員せられた。

併しながら、右の整理と充實とを以てしても、戰後の急迫せる事態の要求に應ずることが出來なかつたので、政府は間もなく全恩給行政機構の一層根本的な改革の必要を痛感した。その結果、恩給行政の地方分權化が斷行せられることゝなつた。勿論、地方分權化といつても、根本の方針は依然として恩給省に於て決定せられ、中央の統制の下に地方分權化が行はれたのである。この地方分權制度は徵兵區の制度に倣つて全國を十一區に區分し、各區には地方局とも稱すべき中央事務所を設けて、その管轄區域内の傷痍軍人その他に對する恩給の給與並に醫療保護について恩給省を援助せしめた。區長官の下には一般の醫師並に職員の外に、特に恩給受給者の調査のために直接恩給大臣の任命する訪問醫務員（outdoor medical staff）及び地方委員會の事務の監督を行ふ職員が各々一名任命せられた。又恩給受給者の醫療のために提供される病院並に診療施設もそれに附設された。

更に各區には管轄區域内の地方委員會の代表者から成る諮問委員會が組織された。諮問委員會は必要に應じ毎月一回會合して、その區域内の恩給並に醫療行政に現はれた諸種の困難な問題について協議を行ひ、それに依つて行政の圓滑適正なる運用を助けた。

右の恩給行政の地方分權制度は一九一九年並に一九二〇年に於ける恩給請求並に醫療處置に關する事務の大量的殺倒の中に在つて、これらを滯滯なく處理する上に極めて有効な働きを演じた。然しながら、その後大戰に依る恩給並に醫療の問題が一段落つくと共に、或は廢止され、或は事務が縮少されて、遂に一九二六年に至つて十一區の事務所及び諸問委員會の全部が廢止せらるゝことゝなつた。

地方分權化に次いで重要な行政上の改革は、恩給受給者又は恩給請求者の權利を一層確保する制度が確立されたことである。一九一八年の間に、退役軍人がその不平や不滿を訴へ、その權利を主張し、又その要求を貫徹するための運動團體として「全國陸海軍退役軍人聯合會」(National Federation of Discharged and Dismobilized Sailors and Soldiers)を始め三つの強力な退役軍人團體が結成された。各地方委員會は多くの場合、これらの退役軍人の不滿と要求を積極的に恩給省に傳達し、又その實際について調査を行つた上色々と政府に進言した。これらの地方委員會の勸告は大抵恩給省に依つて承認されたが、恩給省に依つて承認を與へられた退役軍人の不滿と要求の主なるものは、彼等の當然受くべき恩給が恩給省に依つて專斷的に拒否されることゝ、後述する恩給率の增額に對する要求である。

前者については、既に一九一八年に恩給大臣の任命に係る恩給控訴院が設立されたことは既述の通りである。然しながら、この制度は恩給省の管轄內にあるために恩給省には好都合であるが、恩給受給者又は恩給請求者にとつては必ずしも有利ではなかつた。從つて、彼等の不滿は依然として去らなかつた。そこで、彼等のこの不滿を緩和しその權利を一層確保するために、政府の執つた手段は、一九一九年の戰時恩給法に依つて、從來恩給省の任命にかゝる恩給控訴院を廢止して、その代りに全然恩給省から獨立した、大藏大臣の任命に係る一連の新恩給控訴院が設置せらるゝことゝなつた。この新控訴院は大藏大臣の任命する院長の下に醫師及び退役將校又は兵士各々一名を以て構成される。恩給省がその傷痍又は死亡を以て、軍務に基因し又は軍務に依つて惡化されたものと認めない場合には、傷痍軍人又は遺族はこれを恩給控訴院に提訴してその最後的決定を仰ぐことが出來るのである。新制度は恩給省から獨立してゐるが故に、恩給受給者又は恩給請求者の利益がより公平な立場で考慮されるに至つたことはいふ迄もない。

次に、政府は更に恩給受給者の利益を圖るために、恩給省醫務部內に正規の控訴制度を設けた。即ち、現在支給されてゐる恩給額に對して不滿を申出た者、又は最後に診查を受け恩給額を査定されてからその症狀の惡化した者は、恩給省醫務部に訴へて再診查を受けることが出來る。そして再診查の結果に基いて恩給が增額又は變更せられるのである。

更に、一九一九年の戰時恩給法に依つて傷痍軍人は、その給與は勅許に含まれてゐる條項の規定を受けるが、「支給さるべき恩給、一時賜金、又は扶助料を受領する」法律上の權利が明確に規定された。即ち從來の恩給は所謂「恩賜金」(Bounty)の意味で支給されてゐたのが、この規定に依つて傷痍軍人並に遺家族の受領する戰時恩給は、民間に於ける傷害に對する補償と實質的に同一性質のものと考へられるやうになつたのである。

戰爭の眞最中に議會を通過した一九一六年の恩給省法は、常時恩給大臣を以て、平時に於けると戰時に於けるとを問はず、すべて軍務に因つて受けた傷痍に對する恩給給與の責任當局者としたが、これについては、政府はその後恩給の給與に對する責任の分擔を整理する必要を感じた。そこで一九二〇年の始め、政府は恩給の給與に對するその責任の全般に亘つて再檢討を加へた結果、平常の狀態に於ては、その雇傭並に俸給の支拂に對して責任を有つてゐる官廳に於て、恩給が取扱はれるのがより適當であるとの方針が決定せられた。即ち一九二〇年の戰時恩給法に依つて、恩給省の

任務は一九二一年八月三十一日を以て終ると規定される、世界大戰に從軍した結果生じた傷痍又は死亡に對する恩給の給與に限定せられることゝなつた。從つて、右の規定の世界大戰に依る以外の傷痍又は死亡に對する恩給は、夫々その屬僚並に俸給の支拂に對して責任のある官廳に於て、即ち陸軍々人に在つては陸軍省、海軍々人に在つては海軍省に於て取扱はれることゝなつた。

尙翌一九二一年の陸海軍戰時恩給法は、地方委員會の構成並に權限に徹底的な變革を加へ、これに依つて恩給行政の改革が全く完了された。即ち一九二一年の法律に依つて、從來の地方委員會は廢止され、新に恩給省の計畫に基いて地方行政の新區域が設けられ、直接恩給大臣に對して責任のある職員が任命された。又各區域には恩給大臣の任命する新地方委員會が組織された。委員數は舊地方委員會よりも少數であつて二十五名以上を越えることが出來ない。その構成は多く從來の舊地方委員會の委員と同一方面の人々が任命されたが、委員の四分の一は退役傷痍軍人であることが要求された。又新地方委員會は從來の地方委員會に於けるが如き獨立性がなく、單に恩給省の代理乃至は諮問機關としての任務のみが與へられた。その主なる任務は、恩給受給者の不平並に不滿を調査して恩給省に傳達すること、及び扶助料を給與されてゐる孤兒の監督等である。

第二節　恩給の增額

一九一八年四月の恩給改正の數ケ月後、物價騰貴に依る恩給の增額に對する要求に應じて、同年十一月にすべての恩給受給者に對して一律に二〇パーセントの特別手當が加へられた。併しながら、この程度の增額は當時一般の高賃金に比すれば、尙未だ不充分であると考へられた。

そこで、政府は更に翌一九一九年に、一九一三年——一四年の生活費に對する一九一九年の生活費の增加の割合と一定の關係にある額丈け、すべての種類の恩給に對して總體的に實質的の增額を行つた。この恩給の增率は勅許の規定に依つて三ケ年間固定されてゐたが、それからは一九一九年に於ける生活費と比較し、前年に於ける生活費の變動に應じて（少くとも五パーセント以上）年々變更することになつてゐた。併しながら、實際に於ては物價が下落しても、物價の安定が得られないといふ理由に基いて、この增率はずつと維持されてゐた。（註）更に同年の改正には、下士官兵に對する傷痍恩給に、除隊前に結婚した妻に對して新に最高一週十志迄の扶助料が支給されることになつた。

尙、恩給率に關してゞはないが、一九二一年の戰時恩給法に依つて、恩給の固定、恩給省に依つて受理さるべき恩給申請の提出期限、及び控訴の有效期限等について重要な規定が設けられた。先づ第一に、恩給に絶えず變動のないやうに恩給を固定すべきであるといふ要求、それから又恩給査定のために時々その症狀の診査が行はれるのであるが、この恩給受給者にとつて煩瑣な屢次の診査から解放さるべきであるといふ要求が、恩給受給者の間に可成り熾烈であつたが、これらの要求は一九二一年の法律に依つて充されることゝなつた。即ち、本法が通過した時日（一九二一年八月二十一日）迄になされた傷痍恩給の申請に關する一切の決定を以て、特に再診を受ける必要があると規定されるものを除いて、最後的のものであると規定した。その他のすべての恩給受給者については、その申請が今後許容されるものをも含めて、尙その傷痍や疾病に惱んでゐると看做される傷痍の程度を最後的に決定すべき規定の作成を恩給控訴院に任命した。

右の最後的決定を受けた恩給に對して不服のある場合には、給與がなされた一年以內に獨立の恩給控訴院に控訴する

ことが出來る。この控訴院は全國に一つあつて、他の一連の恩給控訴院と同じく大藏大臣に依つて任命されるが、醫師二名と退役將校又は兵士一名を以て構成される。一旦この控訴院の決定を受けた後は、その給與は決定的に終身不變である。次に一九二一年の法律に依つて、軍務に基因する傷痍に對する國家補償の申請は、退役してから七年以內又は一九二一年八月三十一日以前（何れでもより早い方）になされた場合にのみ、勅許に基いて恩給省に依つて受理され得ることゝなつた。更に戰時勤務に基因する傷痍又は死亡に對する恩給給與の申請を恩給省が拒否した場合に控訴院に訴へる權利は、恩給省の拒否決定の通知を受けてから一年以內に適用し得ることが明記された。

その後に於ける恩給に關する唯一の重要な改正は、一九二四年の勅許に依つて、除隊後七年以上經過して後死亡した傷痍軍人の寡婦及び兩親にも恩給が支給せられることゝなつたことである。この場合、給與を受ける資格のある者は、傷痍恩給を受けてゐたといふ事實に依つて、死亡の時に廢疾であつたと認められる者の寡婦又は遺族に限られる。

最後に、一九一八年十一月休戰から一九二三年迄、恩給省の交付した恩給の給與狀況並に醫療を受けた傷痍軍人の數はJ・R・J・パスモア氏の國際勞働局に提出した報告に依れば、左の如くである。（行政費を除く）

一、退役傷痍軍人及びその家族に對する恩給並に扶助料	三九四、二五一、〇〇〇磅
二、醫療費及び治療中の手當	五七、九五三、〇〇〇磅
計	四五二、二〇四、〇〇〇磅
三、一九一四年以來軍務に因る傷痍又は死亡のため恩給及び扶助料を受領した者	約三、〇〇〇、〇〇〇人
四、休戰以來支給された恩給及び扶助料を受領した者（退役傷痍將兵一、〇六〇、〇〇〇人を含む）	

五、一九二三年六月恩給又は扶助料を受領してゐる者　二、六四四、四七〇人

六、休戰以來恩給省の手で醫療を受けた退役傷痍將兵　二、四二六、九五〇人

七、一九二三年六月恩給省から又は恩給省の費用で醫療を受けてゐる者　約一、四二〇、〇〇〇人

註　この點については、政府はその後一九二八年七月に假令如何に生活費が下落しても、その恩給率を減ぜられることはないことを宣言した。然し、恩給受給者及び國家の双方の利益の擁護を圖るために、次の規定を受けることが必要とされた。

（イ）恩給率は尙一九一九年の生活費に基いて決定されると看做さるべきこと、從つて若し生活費が同年の生活費を越えることがあつたら（その場合に限るが）、增額を受くることあるべきこと

（ロ）現在の恩給率の維持は、許容し得べき恩給受給者の種類に關する限り、勅許及び戰時恩給法の範圍に限られ、又現在行はれてゐる原則は依然として實質的に不變であること

即ち、右の規定に依つて恩給率と共に恩給受給者の範圍の固定が得られることゝなつたのである。

第三節　再教育施設

退役傷痍軍人の再教育問題は既述の如く、一九一九年八月からそれが一層適切且つ有效に取扱はれる勞働省へ所管が移されたが、勞働省再教育部ではこれ迄恩給省に於て樹立した方針と計畫に基き、戰後の新情勢に應じて更に大規模にその施設の擴充强化に努めた。大戰勃發以來一九二三年六月迄に、恩給、勞働兩省の所管下に於ける各種の再教育施設に於て訓練を受けた者の總數は約八萬六千人の多數に達したが、その中恩給省に依つて再教育を與へられた者は僅々一

萬一千人に過ぎなかつた。即ち、世界大戰に依る傷痍軍人にして再教育を受けた者の大多數は、一九一九年八月以後勞働省の管轄下に於て訓練を授けられたものといふことが出來る。以て勞働省再教育部に課せられた傷痍軍人の再教育に關する事業が如何に重大であつたかゞ解るのである。

再教育を受ける資格のある傷痍軍人は、一九一八年四月恩給省から發した訓令に依つて、戰前の職業に復歸するに不適當であると醫學的に證明された者、又は生業能力の損傷なくしては前職に復歸し得ない者である。通常の場合に於ては、一九二一年九月三十日迄になされた再教育の希望に對する申込が受理されることになつてゐるが、この原則には多くの例外があつて、例へば、當時恢復期患者療養所で療養を受けてゐる者は例外とされてゐた。又實際に於てその後相當多數の申込が受理された。尤もこれらの場合に於てはすべて、一九二一年九月三十日の締切日以後に希望を申込んだ正當な特別の理由のあるものである。

再教育施設には、既に述べた各地方委員會並に聯合地方委員會の計畫に依るもの、民間の特志團體の經營に係るもの、地方教育當局の教育機關を利用したもの等全國に約三百ケ所存在してゐた。勿論これらの再教育施設に於ける訓練に要する費用はすべて國家が負擔した。更にこれらの訓練施設の外に、政府は多大の經費を支出して全國に五十三ケ所以上の大規模の國營再教育工場を設立した。これらの工場に於ては、出來得る限り普通の生産工場と同一の環境を再現するやうにあらゆる工夫と努力が行はれた。即ち、その工場に於て訓練される産業の普通の生産工場と同一の設備が施され、且つ同一の經營の方法が執られた。その地方に於ける最新式の機械の裝置や道具が使用されてゐる許りでなく、被訓練者には通常その産業の職工が所持してゐる道具箱（kit）も支給されてゐた。又勞働の條件も出來る丈け一般の工場と同一に定められ、規定の時間通りに出勤退勤し、普通の工場の規律に從ふことが要求された。たゞ夫々の傷痍や未熟練に依つて必要とされる適當な休養施設が考へられてゐることは勿論である。勞働時間も普通の工場の勞働時間に近く、個々の場合に應じて必要な休養が與へられてゐた。又被訓練者には愼重に選ばれた熟練職工（實際にはすべて勞働組合員）が付いて訓練を與へた。原則としては、その産業の初步を學ばしめるために簡單な作業から始めるが、出來る丈け早くから實際の生産作業に就くやうに考慮され、更に實際に價値あり且つ役に立つ商品の製作を教育されてゐるのだといふ確信を得させるために、官廳から、産業界から、又は必要なれば私人からも注文を取つて製作に當らしめた。右の樣に、これらの再教育工場に於ては、やがて一般の生産工場に入る時に當面せねばならぬ諸種の環境や條件を再現するやうにあらゆる工夫と努力がなされたのである。その普通の工場と異るところは、これらの再教育工場に於ては、商品の生産が目的ではなく、訓練された人間の教育を目的とする點に於てである。尚これらの國營再教育工場及びその他の約三百ケ所のより小規模の各種の再教育施設に於て訓練を與へられた職業の數は、雇傭主と勞働者との間に協定の成立してゐる約三十種の所謂「特殊産業」の外に、約六百種の多數に達してゐた。

休戰から一九二三年末迄に、以上述べ來つた各種の職業再教育施設に於ける訓練のために政府の支出した金額、再教育の課程を修了した人員及びその他の再教育に關聯して政府の行つた保護施設の實施狀況は、パスモア氏の報告に依れば、左の如くである。

一、産業的再教育に支出したる金額（行政費を除く）

約一九、一三三、〇〇〇磅

再教育課程を修了した者

七四、五二九人

現在再教育を受けてゐる者
國營再教育工場に在る者　一四、〇〇〇人
その他の再教育施設に在る者　七、〇〇〇人
私人の工場で始めから再教育を受けてゐる者　二、〇〇〇人
私人の工場で見習工として訓練を受けてゐる者　二、〇〇〇人
尚一九二三年六月二十六日に申込を受理されたが未だ訓練を受けてゐない者　三、〇〇〇人

	英本國	四、五一二人
	アイルランド	三、六四〇人
	計	八、一五二人

二、高等專門職業及び農業再教育に支出したる金額　一二、三〇〇、〇〇〇磅
右の扶助を受けた退役將兵（一部は傷痍軍人）　四三、三五六人
三、戰役に服した結果中斷された徒弟修業の修了の扶助のために支出したる金額　三、四四一、〇〇〇磅
扶助を受けた徒弟（中或る者は傷痍軍人）　四三、一〇四人
四、始業資金給與のために支出したる金額　三、七〇〇、〇〇〇磅
始業資金の給與を受けた者（約三分の一は傷痍軍人）　一一七、〇〇〇人
五、退役傷痍看護卒及び戰爭寡婦の再教育のために支出したる金額　七二、〇〇〇磅

訓練を受けた看護卒　二一八人
訓練を受けた戰爭寡婦　一、九二九人

恩給省に依つて訓練された一萬一千人をも含めて、一九二三年末迄に約八萬六千人が一般産業のための職業再教育の課程を修了したのであるが、然らば再教育の效果はどうであるか、即ちこれらの職業再教育を受けた傷痍軍人の中、果してどれ丈けが首尾よく就職してゐるか。主要な職業紹介所に於て失業者として登錄されてゐる者について調査した結果に依ると、職業再教育を受けた者の失業の割合は失業保險の適用を受けてゐる成年男子勞働者の失業率よりも可成り低下してゐることを示してゐる。即ち再教育を受けた傷痍軍人の失業率約七パーセントであるのに對して、失業保險に依つて保險されてゐる成年男子勞働者の失業率は一二パーセントに上つてゐる。この事實に依つて、勞働省再教育部のバスモア氏は國際勞働局に提出した報告書に於て、「被訓練者の傷痍の事實を考慮に入れるならば、右の數字からして、職業再教育の制度は傷痍軍人を助けて就職せしむるのに極めて有用であることが理解されるであらう」と述べてゐる。

併しながら、一九二二年五月に任命された下院の傷痍軍人再教育及び雇傭問題特別調査委員會の報告に於ては、傷痍軍人間の失業率と一般勞働者の失業率とが略同一であることを示してゐる。更に又、一九二二年五月一日現在に於て職業再教育を受けた傷痍軍人は六萬六千餘人であるが、一方に於て尚再教育を要する者が二萬餘人あり、政府の豫算も相當多額の剩餘を生ずる傾向があるにも拘らず、他方一九二一年六月から翌年三月迄に閉鎖された再教育施設が十三ケ所あるのみならず、現在活動中の工場にも相當缺員の多い點を指摘して、再教育の課程を修了して後失業してゐる者の多數あることを推測してゐる。

今その豫算の使用の狀況を示せば左の如くである。

	豫算	決算又は見込	余剰金
一九二〇——二一年	一二、二八六、〇〇〇磅	七、七四四、一六七磅	四、五四〇、八三二磅
一九二一——二二年	八、九五一、一四六磅	約六、一四二、〇〇〇磅	約二、八〇九、〇〇〇磅

即ち一九二〇年から一九二二年の二ケ年間に大約七百三十五萬磅の餘剰金を生じた。この金額は二ケ年間の豫算總額に對して三四・六パーセントに相當してゐる。斯樣に多額の豫算が使用し切れないといふことは、政府に依つて計畫された職業再教育事業が必ずしも滿足な結果を示してゐないことを物語るものである。

又右の委員會の報告には、再教育を授けられる期間が短かく、不熟練の者が多いために、雇傭主が傭ふことを嫌ふ傾向のあることをも指摘してゐる。要するに、再教育の成果については、成否孰れとも遽かに斷定し難いやうである。

第四節　自發的協力に依る「國民計畫」の實施

大戰中は勞働力の需要の增大に反比例して勞働力の供給が拂底してゐたために、大低の傷痍軍人は餘程勞働能率の毀損した者でない限り孰れも相當な高賃金で雇傭され、從つて、再教育の機會があつてもこれを利用せずに直ちに職業に就いた者が多數であつた。然しながら一旦大戰が終熄するや、一方に於て大量の退役軍人が現はれると共に、他方に於て勞働力の需要はその反動として急激に減少した。玆に傷痍軍人の就職問題は再教育の問題と共に戰後に於ける政府の保護對策の中核を形成することゝなつたが、政府は特にこれらの問題を一層適切に處理するために、既述の如く一九一九年八月からその所管を從來の恩給省から勞働省に移し、勞働省はこの問題の解決のためにかの有名な大規模の「國民計畫」を實施したのである。

戰後に於ける傷痍軍人の就職問題解決のために採つた對策は、右の「國民計畫」と、それに續いて設置された國民名簿全國評議會並に地方委員會に依る全國的運動の實施がその中心であるが、戰時中より引續いて行はれた施設をも含めて——今迄述べて來たところと重復するところもあるが——大要左の五項目に概括することが出來る。

〔一〕職業紹介所網の擴充

出來得る限り現在ある施設を利用するといふ保護施設に關する根本方針に從つて、傷痍軍人の就職斡旋のためには當初から全國の職業紹介所の活動が極力利用せられた。一九一六年の末商務省から新設の勞働省に所管が移つた當時に於ては、全國に四百ケ所以上の職業紹介所並に紹介支所が存在してゐたが、勞働省は更に一般退役軍人並に傷痍軍人の就職問題の解決に應ずるために職業紹介所の新設を計畫し、全國に職業紹介所並に紹介支所の組織網を布いた。これに依つて、一九二三年にはイギリス本國のすべての主要な都市及び大村落に合計約一千百ケ所の職業紹介所並に紹介支所が存在するに至つた。

既に述べた如く、應募前の職業に復歸し得ない傷痍軍人にして失業してゐる者はすべて職業紹介所の特別登錄簿に登錄された。大きな紹介所では特にこの登錄簿を管理するために特別の專任職員を置いた。職業紹介所ではこれらの登錄せられた失業傷痍軍人に適する輕易な職業を斡旋するためには全能力を擧げてあらゆる努力が行はれた。例へば、雇傭主を直接訪問してタイム係りとか倉庫番人の如き輕易な仕事を傷痍軍人のために保留することを要求した。更に又失業してゐる傷痍軍人のケースは定期的に職業紹介所から地方職業紹介委員會（主として雇傭主及び勞働者の代表者から構

成される民間團體）に通告された。地方職業紹介委員會の委員は通告された傷痍軍人のために、その地方の産業に於ける傷痍軍人に適する職場を求めることに獻身的に努力し、これらの傷痍軍人のために適當な職業を獲得する上に於て非常な貢獻をなした。

〔二〕 國民計畫

一九一九年九月勞働省は右の職業紹介所網の活動と相俟つて、更に退役傷痍軍人の就職問題の解決を圖るために、他の大陸諸國に於ける如き法的强制に依る制度でなく、雇傭主の自發的協力に訴へる所謂「國民名簿」（King's National Roll）と稱する大規模の「國民計畫」（National Scheme）の制度を採用した。

この國民計畫實施の目的は一定の計畫に基いて、傷痍軍人を恒久的に産業に吸收せしむると共に若干の産業部門へ傷痍軍人を公平に分配せしむることを保證するためである。この制度の適用を受け得る退役傷痍軍人は次の三種に分類されてゐた。

（イ） 現在傷痍恩給を受けてゐる者

（ロ） 輕微なる傷痍又は疾病の惡化のため恩給省から一時賜金を支給された者、及び全然又は一部分普通の職業に從事し得ないと地方委員會に依つて判斷せられる者

（ハ） 恩給省から代償的に給與される傷痍恩給を受けた者

國民計畫の實施に當つては、私の雇傭主及び官廳は、全國並に地方に亘り、又その重要性の如何を問はず、すべて國民計畫への協力が要請された。

雇傭主は勿論すべて出來得る限り多數の退役傷痍軍人を雇傭することが要請されたが、豫め協定に依つて一定の最低限度が定められてゐた。普通の場合に於ては、この割合はその工場又は官廳に於ける全使用勞働者の五パーセントと定められてゐた。又或る種の産業に於ては、それより低い率の雇傭でも充分であると看做されることが認められた。即ち、その産業に對して決定せられた一般の割合が、その地方又は個人の事情に適應しない場合、及び全體としてのその産業に對して一般の割合が協定に依つて決定されてゐない産業の場合に於ては、若し除外例が必要であると認められる時には、五パーセントより低い割合の傷痍軍人を雇傭する特殊の會社商會に對しても國民計畫への參加が許された。

傷痍軍人雇傭の一般の割合を五パーセントと決定するに當つては、（一） 國民計畫が適用する退役傷痍軍人の總數、及び（二） 全國に於ける賃金勞働者の總數の二つの要素が考慮に入れられた。即ち、前者の總數は一九一九年九月に約八十萬人と推定された。尙この數字は一九二一年十月には恩給を受けてゐる傷痍軍人の數が九十萬人以上に上ると發表された。これに對して、一九一九年九月に於ける全國の賃金勞働者總數は約百六十萬人あつた。右の二つの要素から國民計畫に包含され得る退役傷痍軍人の總數は全賃金勞働者總數の約五パーセントに相當する譯である。これが一般の傷痍軍人の雇傭率を五パーセントと決定した根據である。

尙五パーセントの傷痍軍人雇傭の適用に當つては、雇傭主は自己の工場で訓練を與へられてゐる傷痍軍人、及び勞働省との協約に依つて現在他の再教育施設に於て訓練中の傷痍軍人のために保留すると保證した一切の空位を、右の五パーセントの割合の中に含めて計算することが出來る。

國民計畫の適用は地方職業紹介委員會（Local Employment Committee）を通じて勞働省に依つて全國的に統轄さ

れる。參加の申込は雇傭主からこれを地方職業紹介委員會に提出せねばならぬ。

參加の手續としては、國民計畫への協力に同意する雇傭主は先づ勞働省の規定した樣式の用紙に引受（undertaking）を署名することが要求される。署名されたこの用紙は地方職業紹介委員會の主事から勞働大臣の許へ送付される。勞働大臣はこれに對してその引受を承認する證明書を雇傭主に發行し、それに依つて雇傭主の姓名は勞働省の保管に係る國民名簿に登錄される。斯くの如くにして、その引受が承認を與へられた雇傭主は、退役傷痍軍人の雇傭に關する國民計畫の協力者であることを示すところの、特別の公定記章たる名譽章（Seal of Honour）をその商標又は通信用箋等に使用することが出來るのである。

引受は最初は一年間與へられるが、それからは二ケ年毎に更新することが必要である。若し雇傭主の側に於て引受を遵守しないやうなことがある場合には、地方職業紹介委員はこれを勞働省に通告する。勞働大臣は地方職業紹介委員會の通告に依つて、かゝる雇傭主の姓名を國民名簿から削除すると共に、爾後その雇傭主に於て公定記章の使用を禁止することが出來る。

政府は又一九二一年六月一日から極く例外の場合を除いて、官廳契約を國民名簿に姓名の登錄されてゐる雇傭主に限定すべきことを決定した。又多くの地方當局に於ても、その契約を國民名簿に姓名の登錄されてゐる會社商會に制限するか、又はそれらに優先權を與へることに依つて、極力雇傭主の國民計畫への參加協力を懲懇した。

右の國民計畫の實施については、一九一九年から一九二〇年にかけて、勞働再配置委員會（Labour Re-Settlement Committee）、一般に就職問題について勞働大臣に助言を與へるために設立された職業紹介評議會（Employment Council）、全國産業諮問委員會長と副會長間の協議、及び若干の聯合産業評議會（Joint Industrial Conneils）に依つて夫々の立場から檢討が加へられたが、三十七種（中二十種は全國産樣諮問委員會に依る）の産業について雇傭し得べき傷痍軍人の割合に關して提出された意見に依ると、五パーセントの傷痍軍人採用に同意した産業は二十一、その中の五は成年男子勞働者を基準とした五パーセントに同意して居り、地方的考慮を要求してゐるのが二である。三パーセントに贊成してゐるのが二、二・五パーセントに贊成してゐるのが二、二パーセントに同意してゐるのが四、割合を明示してゐないのが四、交涉進行中のが一といふやうな具合になつてゐた（一九二〇年發行「國民名簿」と題する勞働省の出版物に依る）。

實際、國民計畫の實際の適用に於ては、五パーセントの一般的割合が決定されたにも拘らず、或る會社商會では全使用人に對する傷痍軍人の割合が五パーセント以下であつても、國民名簿への登錄が許容されてゐた。又男子使用人のみを標準として傷痍軍人五パーセントを雇傭してゐる雇傭主も國民計畫への參加を認められた。例へば、困難なるものであるとか、又は通常の場合大部分女子勞働者が使用されてゐる產業に於いては、孰れもこの例外が許されてゐた。

〔三〕 國民名簿全國許議會並に地方委員會の設置

右の雇傭主の自發的協力に訴へる國民計畫は一九一九年の終りから全國的に實施されたがその實施の成績は勞働省發行の月報に依れば、左の如くである。

國民名簿に登錄されてゐる商會會社の數	右の商會會社に雇傭されてゐる傷痍軍人の數
一九二〇年一月二日	一〇、二九一

一九二〇年 九月三十日	二〇、八五六	二二四、三九五
一九二一年 九月三十日	二八、三六四	三五二、五三九
一九二二年 一月三十一日	二九、六九六	三六七、五二一
一九二二年 三月二十日	三〇、一四八	三六二、四三五
一九二二年 八月三十一日	三〇、一一三	三五六、五六五
一九二二年 十月三十一日	三〇、四六〇	約三〇〇、〇〇〇
一九二二年十二月三十一日	三〇、六一六	約三〇〇、〇〇〇
一九二三年 一月三十一日	三〇、七四二	約三〇〇、〇〇〇
一九二三年 二月二十八日	三〇、七九一	約三〇〇、〇〇〇
一九二三年 三月三十一日	二九、八一二	約三〇〇、〇〇〇
一九二三年 七月十四日	二七、八九〇	約三〇〇、〇〇〇

即ち、國民計畫の下に雇傭された傷痍軍人の數は一九二二年の中頃迄は徐々ではあるが、確實に增加の傾向を辿つてゐた。然しそれから後は可成りな減少を示して、常に三十萬臺を持續してゐる。これに依つて、國民の自發的協力に依つて傷痍軍人の雇傭問題を解決せんとする政府の方策は始めは可成りな成績を擧げたが、然し一九二二年の中頃から次第に下り坂の傾向が現はれ、從つて、この制度に依つて果して傷痍軍人の雇傭問題を解決し得るかについて、識者の間に疑念が生ずるに至つた。

この問題は一九二二年四月二十六日の下院に於て討議せられ、陸軍少佐ジョン・エドワーヅ氏の提案に從つて「退役傷痍軍人の雇傭のために諸外國に於て採用されてゐる制度について調査報告し、且つ國家の任務のために傷痍を受けた人々が職業を獲得し得べき制度を勸告する」ために「傷痍軍人再教育並に雇傭に關する特別委員會」(Select Committee on Training and Employment of Disabled Ex-service Men) が任命された。

特別委員會は五月二十五日から八月二日に亘つて二十五回の委員會を開催し、又勞働省、恩給省、國際勞働局、英國兵團及び若干の雇傭主並に勞働團體の代表者を招いてその意見を聽取した。更に委員十五名中八名は選ばれてドイツ、オーストリヤ、ベルギー及びイタリーの諸外國に派遣され、各國に於ける傷痍軍人雇傭の實際を調査せしめた。

特別委員會は同年八月にその報告書を提出し、國民計畫の失敗せる事實を指摘した後、政府の採るべき對策を勸告したが、その報告の概要は左の如くである。

(一) 傷痍軍人間の失業は現在一般に全體としての失業に比例してゐる。卽ち恩給受給者總數九十萬人中十萬人の傷痍軍人が失業してゐるが、一方失業保險の適用を受ける男子勞働者總數一千二百五十萬人中百二十五萬人が失業してゐる。

(二) 國民名簿に登錄されてゐる會社商會の數は增加する模樣がないばかりか、國民計畫から脫退したものゝ數も可成りある。委員會の意見に依れば、自發的制度は失敗であつて、景氣の恢復を待つか、別個の基礎に基く自發的制度を再組織するか、又は强制法を採用するかの孰れかの方法を執ることが必要である。

第一の點に關しては、委員會の一致した意見は、退役傷痍軍人の一部のみでなく、傷痍軍人の誰もが就職の機會を得るやうに努力するのが、國家の名譽ある義務であるといふことである。

第二の點については、委員會は景氣恢復の機會を考慮に入れ得ないこと、及び現在委員會の發見するが如き產業並に雇傭に基い

て勸告をなさねばならぬことに意見が一致してゐる。

從つて、委員會の仕事はすべての退役傷痍軍人に就職の機會を與へるために、或る改善された自發的制度を工夫するか、又は强制制度を勸告するかに集中するのである。

右のやうな立場に立つて、委員會は强制制度を採用する前に、今一度現在實施されてゐる自發的制度に改善を加へ、地方分權化の方向に更に努力を集中することに依つて問題の解決を圖るべきことを勸告した。委員會の勸告の內容は次の如くである。

(一) 現在の自發的制度に部分的改造を加へることに依つて、自發的協力に基づく傷痍軍人の就職斡旋のために更に積極的努力が行はれるべきこと

(二) 地方的知識と地方的熱情を有する地方團體（その職務は一般に名譽職であるべきこと）に退役傷痍軍人雇傭の義務と責任とを地方的に分權移管する原則を採用すべきこと

(三) 特に右の目的のために、或る一定限度の法的權能を有する民間地方委員會が各州並に特別市に設置せられ、國民名簿州委員會又は特別市委員會（King's Roll County or County Borough Committee）と稱せらるべきこと

(四) これらの地方委員會の任務は次の四項目の下に傷痍軍人のために就職を斡旋するにあるべきこと

(イ) 重傷退役傷痍軍人のための特別施設

(ロ) 國民名簿の管理

(ハ) 被訓練者のための見習施設（improverships）

(ニ) 地方の事情に適應したアフター・ケーアの制度の組織

(五) 國民名簿州委員會及び特別市委員會は州知事及び市長その他の者に依つて統轄せられ、委員には地方有力者、雇傭主、勞働組合、退役軍人團體、赤十字社、又地方戰時恩給委員會及び地方職業紹介委員會の代表者をも包含すべきこと、更に、產業關係者との個人的接觸を獲る目的を以てーかゝる個人的接觸はこの種の制度の成功にとつて最も重要であるを以て、市及び市邑に於て必要とされるべき副委員會の任命をこれらの地方委員會の權限內に屬せしむべきこと

(六) 國民名簿州委員會及び特別市委員會は法律上の地位を有し、且つ規定の範圍內に於て或る種の財政的權能を委ねらるべきであるが、この範圍內に於ては自由裁量が許さるべきこと

(七) 中央の法的團體たる、國民名簿全國評議會（King's Roll National Council）が州及び特別市委員會の活動を全般的に統制、監督且つ調整するために設置さるべきこと、且つ全國評議會は兩院、關係官廳、雇傭主、勞働組合、及び退役軍人團體の代表者を以て構成さるべきこと、全國評議會は公の資金の供給並に調整に對して責任ある勞働省の保護の下に活動し、且つ勞働省からその權能を附與さるべきこと

(八) 重傷退役傷痍軍人の問題は、一定限度の國家的援助を以て民間施設並に國內產業を奬勵することに依り、國民名簿州及び特別市委員會に依つて取扱はるべきこと

(九) 國民名簿は特別委員會の報告に提案された方向に從つて、國民名簿全國評議會、州及び特別市委員會に依つて取扱はるべきこと

(十) 國民名簿全國評議會、國民名簿州及び特別市委員會は、これらの團體に必要なる法的權能を附與するために必要なる立法が行はれる迄は、諮問機關として直ちに設置せらるべきこと

最後に、特別委員會の報告は右の勸告に續いて一般的結論として、「問題は緊急であるが故に、委員會はその提案が直ちに實施せらるべきであり、且つ必要なる立法が秋の議會會期中に通過さるべきことを勸告する。然し、若し萬一一九

二三年五月一日迄に提案された方向に從つて問題が首尾よく解決されなかつたといふ數字が示されるならば、その時にこそ、周圍の事情に應じてその性質と範圍とに變更を加へた一種の强制法に解決策を求むべきである」と述べてゐる。

勞働大臣は自發的努力の地方分權化に關する限り、原則として右の特別委員會の勸告を採用し、その結果、直ちに中央に國民名簿全國評議會が設立された。同時に、勞働大臣は全國の主要都市の市長に招請狀を發して、夫々の地方に適應した國民名簿地方委員會の設置を要請した。

國民名簿全國評議會の第一回會議は一九二三年二月二十日に開催された。又勞働大臣が招請狀を發した三百の地方當局の中、二百二十二の地方當局が國民名簿地方委員會か又は地方職業紹介副委員會の執れかを設置した。

國民名簿全國評議會はその事業の成績を說明した一九二三年七月十七日附の中間報告（Interim Report of the King's Roll National Council on Employment of Disabled Ex-service Men）を作成したが、一九二三年六月末日地方委員會に登錄されてゐる次の三種の失業傷痍軍人の數について調査した結果が次の如くに報告されてゐる。

（イ）必要の場合には訓練を經た後、普通の產業狀態の下に於て從前の職業又は類似の職業に復歸するに妨げなき傷痍者……一八、六五〇人

（ロ）從前の職業に復歸するには支障があるが、普通の產業又は商業狀態の下に於ては、所謂輕易な職業と稱せられるものへの雇傭には妨げなき傷痍者……一一、九五〇人

（ハ）極端なる職業的障害を受けた退役軍人のために特に設けられた或る種の施設を除いては、普通の產業並に商業狀態に於ける雇傭には困難なる傷痍者……一、六五〇人

全國評議會の述ぶるところに依れば、登錄簿に登錄されてゐる失業傷痍軍人の數は右の三種を合して三萬二千二百五十人であるが、この數字は失業退役傷痍軍人の全部を代表してゐるのではない。恐らくその他に、少くとも尙六千人の登錄されてゐない失業傷痍軍人があり、その中（ハ）の部類に屬する者は三千五百人を下らないであらうから、（ハ）の部類に屬する失業傷痍軍人の數は五千人以上に達するであらうと述べてゐる。

國民名簿に登錄されてゐる會社商會の數は一九二三年六月末日に二萬七千八百九十あつた。これらの會社商會はその引受を更新したものか又は未だ更新する時期に達してゐないものかであるが、每月新に國民名簿に登錄される會社商會の平均は約二百五十から三百五十に增加した。これについては、全國評議會は間もなく國民名簿に登錄されてゐる會社商會の數が約三萬に上つて二月の數字に再び接近し、且つそれを凌駕さへするだらうと考へた。

尙國民名簿全國評議會の報告は、一九二三年一月末日から六月末日迄の五ケ月間に地方委員會に依つて職業を斡旋されたもの、又は傷痍軍人自らが職業を見付けたものが一萬八千人、それに一九二二年十月から翌年一月末日迄の間に職業を斡旋され又は自ら職業を見付けた傷痍軍人が約一萬五千人あつたと推定してゐる。この數字は極めて滿足すべき結果であると考へられてゐた。

さて、失業退役傷痍軍人に對する就職の斡旋に當つて、國民名簿全國評議會及び地方委員會は如何たる運動の方法を採用したか。その方法については、右の全國評議會の報告に次の如く說明されてゐる。

（一）國內の主要都市をも含めて全國三十一の地方に特別運動が開始された。

（二）各運動の期間中に、地方當局の長官から特別の要請狀が發せられた。或る都市に於てはパンフレットの形式を用ひて、傷痍

軍人の雇佛を一般に訴へる用意が行はれた。

(三) 地方委員會の委員は國民名簿に登錄されてゐない雇佛主を國民計畫に參加せしむるために、個人的に雇佛主の勸誘を行つた。

(四) 地方委員會は雇佛主に特別に訴へる目的を以て、特に困難なるケースの詳細を簡單に記した名簿を印刷した。又新聞、電車及びその他の公の交通機關に廣告を挿入又は揭示し、又サンドウィツチ・マン及び映畫の利用が行はれたが、これらの方法も亦有効な方法であると考へられた。

(五) 或の場合には、各宗派の管長に對して、失業傷痍軍人の雇佛のために、一般に訴へる特別の日曜日を取つて置くことが要請された。

(六) 傷痍軍人に對する一般の同情と關心を喚起するため、各種の公の會合が多くの場合を利用して開催された。

(七) 國民名簿全國評議會々長たる伯爵ヘーグ元帥からもロンドンに於ける或る種の雇佛主に對して直接要請が行はれた。

(八) 國民名簿の運動に未參加の地方當局の參加を勸誘するためにも種々努力がなされた。これらの努力に依つて、一九二三年二月二十日全國評議會が設置されてから五十四の地方當局がこの要請に應じた。

失業退役傷痍軍人の就職を獲得するために行はれた右の全國評議會の活動の本質的な原則は、一言にしていへば、地方團體の地方的知識を利用し、地方的熱情、雇佛主の地方的・個人的關心、更に地方的競爭の精神に訴へることに依つて、失業傷痍軍人の就職問題の解決を圖るにあるのである。全國評議會の中間報告はこの國民運動の成果について、未だ實施されてから數ケ月しか經つてゐないから、その成否について決定的な結論に到達するには餘りに短期間であるが、それにも拘らず、自發的努力を地方分權化し、地方當局をしてこの問題に關與せしめる制度は正當なものであるといふ結論を形作つたと述べてゐる。

尙全國評議會は、若し一九二三年の多が今一つの失業危機を齎らさず、又若し地方的熱情が持續され得るならば、强制制度に賴らずに傷痍軍人の雇佛のための施設を改善することは、地方委員會及び新聞の援助を以て可能であらう、と結論してゐる。

その後に於ける全國評議會並に地方委員會の活動の經過乃至は實績については、遺憾ながら筆者の手許に利用し得べき資料がないために、全然知るところがない。

〔四〕 始業資金の給與

勞働省は更に傷痍軍人が訓練終了後自力を以て開業が出來るやうに、鑄掛師や何でも屋 (handyman) 等の如き或る種の職業には Civil Liabilities Fund から始業資金を給與した。一般退役軍人及び傷痍軍人の双方を含して約十一萬七千人に右の始業資金が支給された。又一九二三年三月末日迄に始業資金の形式で交付した總額は三百五十萬磅を超過した。始業資金を交付された十一萬七千人の中、どれ丈けが傷痍軍人であるかを正確に知ることは不可能であるが、その數は相當に大であつて、恐らくは總數の約三分の一に上るであらうことが推定されてゐる。

〔五〕 重傷者雇佛施設への補助金の交付

特に一般の勞働市場に於て普通の職業に就職し得ない重傷の傷痍軍人に、再敎育を授けるといふよりは、寧ろ職業を與へる意味に於て經營されるロバート卿記念工場を始めとして、この種の施設が各地に設置せられたが、これらの施設に對しては或る場合には政府から補助金が交付された。一般的にいつて、この補助金は五〇パーセント又はそれ以上の傷痍を受けた者を雇佛する施設に對して交付された。尤も神經衰弱症及び癲癇の場合に於ては、それより低い率の傷痍

の者に對しても補助金が交付された。通常交付される補助金はその施設に雇傭されてゐる傷痍軍人一人に付き年二十五磅である。更にこれらの施設に於て訓練中の傷痍軍人については、訓練の手當がその施設に支給された。

尚これらの施設に交付される補助金の全組織は、その後國民名簿全國評議會に依つて考慮されたとのことであるが、その詳細は資料がないため不明である。

附錄　一般戰時救護施設

世界大戰に際し、軍に關係のない一般國民、即ち傷痍軍人、出征軍人家族及び戰死者遺族以外の一般國民の間に、戰爭に依つて惹起されると豫想さるべき種々の困窮（civil distress）、特に起り得べき失業を救濟するために、多數の委員會又はその他の施設が設置された。これらの委員會又は施設は、その目的が種々の點に於て相互に關聯してゐるばかりでなく、その活動も或る程度迄相交錯してゐた。又多くは地方行政院又は內務省の指導監督の下に組織せられ、活動が行はれた。更にベルギーからの避難民を救濟するためにも幾つかの委員會が組織された。

右の一般戰時救濟施設の主要なるもの並にその活動の狀況は左の如くである。

中央困窮防止並救濟政府委員會（Central Government Committee on the Prevention and Relief of Distress）

この委員會は大戰勃發直後一九一四年八月四日總理大臣に依つて任命された。委員長には地方行政院總裁ハーバート・サミュエル氏が任命され、委員は十名から成り、中六名は下院議員、一名は婦人である。委員會の目的は「戰爭に伴ふて惹起する困窮を取扱ふに必要なる方策について助言を與へ、且つこの種の困窮の防止並に救濟のために採られる活動を工夫し、助言且つ調整する」ことである。又地方行政院はこの委員會の下に活動するために、院內に特別の部を設置した。

尚中央委員會と關聯して一聯の副委員會が任命された。即ちロンドン委員會（八月）、婦人職業保護委員會（八月二十

日)、知識階級委員會(十月二十一日)、都市住宅委員會、農村地區委員會、情報諮問委員會、ロンドン情報委員會が設置されたが、最後の四副委員會はその後廢止された。

地方行政院からは地方當局へ通牒が發せられ、救濟事業の援助に對する地方當局の關心を喚起すると共に、各州、市及び人口二萬以上の市區に地方委員會の組織を要請した。これらの地方委員會には市當局、救貧法救護委員會、勞働組合及び慈善團體、特に陸海軍人家族協會の代表者を委員に含むことが規定された。

尙中央委員會は九月の初に地方委員會との聯絡係として活動する監督官を任命したが、これらの監督官には地方行政院、文部省及び國民健康保險委員會の職員から選ばれた。更に中央委員會の活動に資するために、新に設置せられた地方行政院の情報部が擴大强化されて中央情報局として活躍した。

婦人職業保護委員會 (Women's Employment Committee)

男子の職業問題は大戰の始めから重大な問題ではなかつたが、婦人の間には大戰勃發後暫くの間は可成り深刻な困難が發生した。殊に奢侈品産業に雇傭されてゐた者及び株式取引所等の閉鎖に依つて失業した事務員等の間に最も甚だしかつた。これらの困難を救濟するために、中央困窮防止並救濟政府委員會に關聯して婦人職業保護委員會が設置されたが、中央婦人職業保護委員會は八月、**アイルランド中央婦人職業保護委員會**は十一月に夫々任命された。

中央婦人職業保護委員會 (Central Committee on Women's Employment) は十四名の婦人委員から成り、クルー女史が委員長に任命された。その目的は「戰爭に依つて失業した婦人少女のために職業を與へる計畫を考究し、且つそれについて時々報告する」ためである。委員會は中央困窮防止並救濟政府委員會と緊密な聯絡を取つて活動し、直接救濟與へると共に一般産業に於ける失業婦人の雇傭獲得のために盡力した。併しながら、その後政府の軍需品生産工業における婦人の雇傭が增加したゝめに、これらの事態は漸次改善された。

國民救濟基金團 (National Relief Fund)

一般市民の間に豫想さるべき困難の救濟のために、一般の寄附金の募集並に統制の目的を以て設置せられた。皇太子の任命する實行委員會に依つて管理され、「皇太子基金團」(Prince of Wolos' Fund) とも呼ばれる。寄附金募集に當つては Queen's Work for Women Fund がこれを助けて有用な働きをなした。一九一五年十一月迄にその募集金額は五、六一五、九〇五磅に達した。

國民救濟基金團は一般國民の困難の救濟に於ては、中央困窮防止並救濟政府委員會の勸告に基いてのみその資金を支出した。失業婦人の救濟に當つては、豫め中央困窮防止並救濟政府委員會の承認を經た中央婦人職業保護委員會の計畫に對して補助を與へた。

尙國民救濟基金團は當初軍に關係のない一般國民の救濟のために設置せられたものであるが、實際に於ては、その資金の大部分は傷痍軍人並に遺家族保護のために陸海軍人家族協會及び陸海軍人扶助會に支給された。

一九一七年九月三十日を以て終る六ケ月間の國民救濟基金團の事業成績に關する報告に依ると、この六ケ月間に受納した寄附金額六、一四〇、〇〇〇磅、陸海軍傷痍軍人並に遺家族保護のために支出した金額二、八五五、〇〇〇磅、一般國民に對する救濟費六〇二、〇〇〇磅、事務費四、〇〇〇磅である。

知識階級救濟副委員會 (Sub-committee on Professional Classes)

中央困窮防止並救濟政府委員會に關聯して設置せられたこの委員會は各種の團體に給與金を與へることに依つて知識階級間の困難を救濟した。併しながら、これらの階級、特に他の階級よりももつと困難に陷つた藝術家のために最も有效な働きをなしたものは、**知識階級戰時救濟財團評議會** (Professional Classes War Relief Fund Council) 及び**知識階級婦人愛國事業財團** (Professional Wormen's Patriotic Service Fund) の如き民間團體である。

戰時慈善委員會 (War Charities Committee)

一九一六年四月十二日內務大臣に依つて任命された。その目的は「戰爭に關聯した目的のための慈善資金の增進並に管理に關してなされた提言 (representation) を考察し、且つ公の利益のためかゝる資金のより良き統制又は監督のために如何なる方策が採らるべきかについて助言する」ためである。八名の委員（婦人一名を含む）から成り、委員長には下院議員デェー・タブリュー・ウィルソン氏が任命された。委員會はその報告に於て、如何なる戰時慈善のためであつても、その團體が登錄されてゐるのでなければ、公衆に訴へて資金を募集することは不法とせらるべきこと、又內務大臣は必要なる規定並に條項を作成する權能を與へらるべきことを勸告した。

右の委員會の勸告に從つて**慈善團體登錄法** (Charity Registration Act) が議會を通過した。この法律に依つて、戰時救濟團體は州、市及び市區參事會に依つて登錄されることが要求された。又慈善委員會委員 (Charity Commissioners) に申込、登錄及び料金を定める規定、及び登錄の監督のための規定を作成する機能が與へられた。

一九一六年の慈善委員會委員の報告に依れば、この法律が施行された四ケ月間に四千百七十九の慈善團體が登錄せら

れ、一千六百六團體は登錄を免除され、十八團體は登錄を拒否された。

ベルギー避難民保護

ベルギー避難民の保護には最初民間團體たる**戰時避難民救濟委員會** (War Refugees Committee) がこれに當つてゐたが、その後地方行政院がこれに代つて避難民を受取り、避難民の登錄や一時收容施設等を設けた。アントワープから、後にはオステンドからの定期客船に對して避難民を收容する準備を行つた。又地方行政院からは駐在員がオステンドとフォルクストンに派遣された。避難民の一時收容所には多數の建物が使用せられ、又避難民の數が多くなるにつれてロンドンその他の地方當局に對して援助並に地方委員會の組織が要請された。

一九一四年十月避難民の優遇並に生活扶助のための資金募集のために**アイルランドベルギー避難民委員會** (Belgian Refugees Committee for Irland) が組織された。更に同月には地方行政院總裁に依つて**院內委員會** (Departmental Committee) が任命された。委員長はアーネスト・ハッチ卿、十六名の委員を以て組織された。その目的はベルギー避難民の收容並に雇傭に關聯して生ずる問題について考察報告するためである。尙ベルギー政府も諸問機關として政府委員會を任命した。

地方行政院の院內委員會は十一月二日から十二月七日迄委員會を續開し、官吏、雇傭主、勞働組合の代表及び中央困窮防止並救濟政府委員會の代表者等の意見が聽取された。委員會の報告は十二月末に提出されたが、それに依れば、約百萬人の避難民がベルギーを去り、その中約半分はオランダに避難し、約十萬人がその時迄に英國に渡つて來たが、もつと多數の者が避難して來ることが豫想された。

右の報告に應じて、一九一五年一月ベルギー避難民のために職業を提供するための委員會の勤告を實施する目的を以て、**ベルギー避難民委員會** (Belgian Refugees Commission) が組織された。委員長にはアーネスト・ハッチ卿が任命され、八名の委員を以て構成された。この委員會は一九一五年七月迄存續したが、その後**ベルギー復興委員會** (Belgian Reparation Committee) が任命され、この委員會に於て取扱われることゝなつた。〔終〕

主要な參考書

E. T. Devine; Disabled Soldiers and Sailors Pensions and Training, 1918

U. S. Department of Labour, Children Bureau; Government Provisions in the United States and Foreign Countries for Members of the Military Forces and their Dependents, 1917

International Labour Office; Employment of Disabled Men, 1923

Ed. Abbott Parry & Sir Alfred Ed. Codrington; War Pensions-Past and Present, 1918

J. M. Hogge & T. H. Garside; War Pensions and Allowances, 1918

Adain Hore; War Pensions, Encyclopädia Britanica, vol. 23, 1929

J. A. Fairlie; British War Administration, 1919

Hairst Frances; The Consequence of the War to Great Britain, 1934

Charlotte Barrington; Soldiers' and Sailors' Familiers, The Nineteenth Centuny and After, No. 463. Sept., 1915

内務省地方局 戰時列國地方資料 第四輯 陸兵竝軍人遺家族の救護 大正六年

海軍省人事局第二課 世界大戰時列國の採れる戰傷者救護竝産業復活策 昭和九年

社會局庶務課調査係 傷痍軍人再教育及雇傭問題 英國下院特別調査委員會報告書 昭和十二年

社會局臨時軍事援部 世界大戰時に於ける列國の採れる戰傷者竝遺家族保護對策の概要 昭和十二年

國際勞働局東京支局 傷痍軍人の强制雇傭問題 世界の勞働 昭和十三年一月號

戰時社會事業叢書

—— 既刊 ——

世界大戰中歐洲各交戰國に於ける犯罪兒童問題
世界大戰當時に於ける獨逸都市住宅並土地問題
戰時に於ける保護事業
戰時に於ける保健・醫療問題
世界大戰時に於ける英吉利傷痍軍人並遺家族保護對策

—— 近刊 ——

世界大戰時に於けるカナダの傷痍軍人保護對策
明治以降軍事扶助制度

昭和十三年八月五日印刷
昭和十三年八月十日發行

編輯兼發行人 財團法人 中央社會事業協會社會事業研究所
東京市麹町區霞ヶ關三丁目三番地の四
電話銀座(57)一六五二・一七九六

印刷人 川口芳太郎
東京市芝區西芝浦三丁目二番地

印刷所 川口印刷所
東京市芝區西芝浦三丁目二番地
電話三田(45)二一一一——三番

752
222
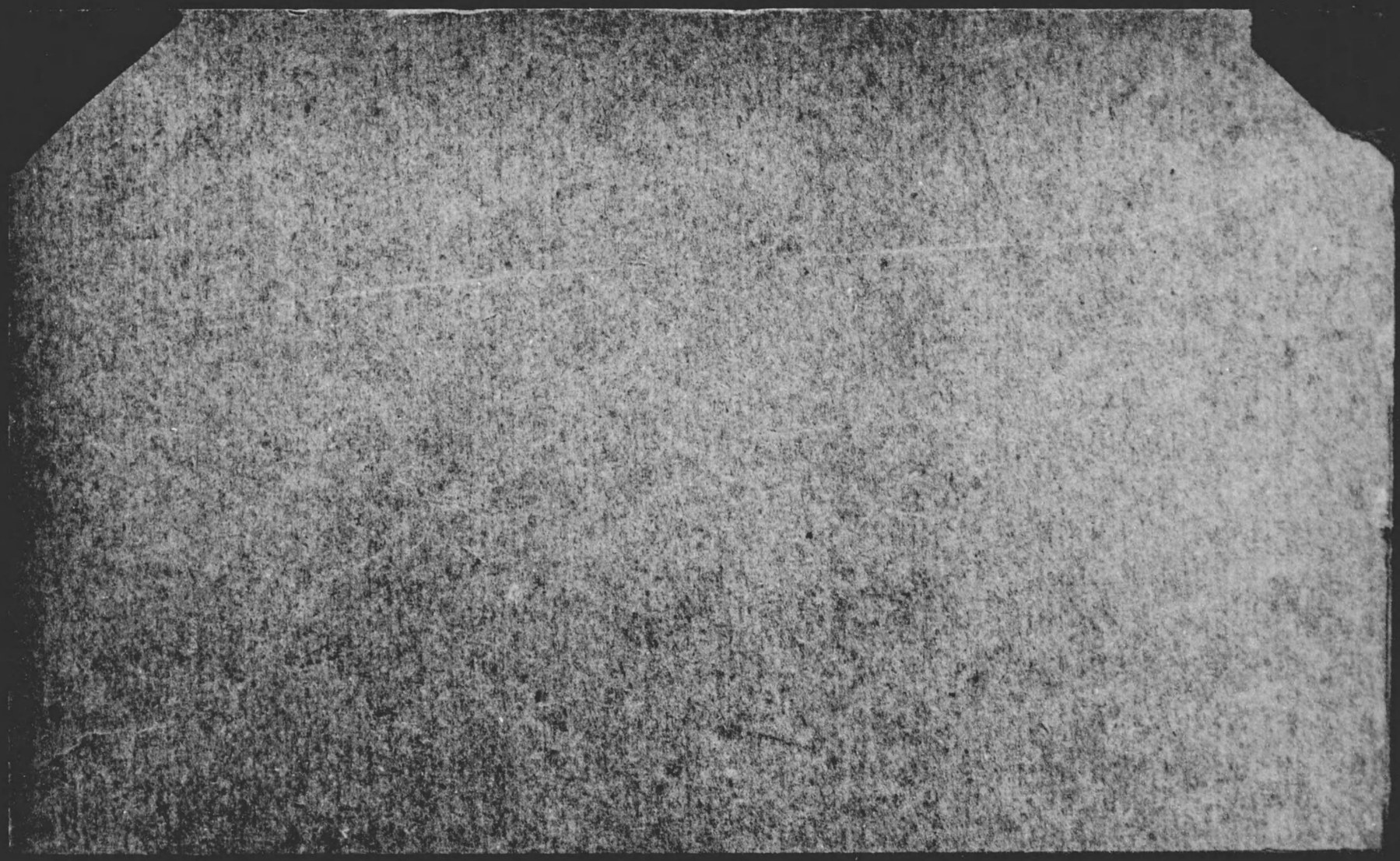
752
2222